

平成20年 第33回定例会
あわらし議会会議録

平成20年9月2日 開会
平成20年9月19日 閉会

あわらし議会

平成20年 第33回あわら市議会臨時会 会議録目次
第 1 号(9月2日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第67号から議案第77号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	8
議案第78号の上程・提案理由説明・質疑	17
議案第79号から議案第82号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	19
議案第83号から議案第85号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・採決・委員会付託	23
議案第86号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	24
発議第4号の上程・提案理由説明・質疑・採決	25
散会の宣言	25
署名議員	26

第 2 号(9月9日)

議事日程	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条により出席した者	27
事務局職員出席者	27
開議の宣告	28
会議録署名議員の指名	28
議案第87号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	28
一般質問	28
篠崎 巖 君	28
一般質問	30
笹原 幸 信 君	30
一般質問	35
向山 信 博 君	35

一般質問	40
関山博夫君	40
一般質問	48
坪田正武君	48
一般質問	56
卯目ひろみ君	56
一般質問	58
牧田孝男君	58
一般質問	62
八木秀雄君	62
一般質問	67
穴田満雄君	67
一般質問	76
見澤孝保君	76
一般質問	82
山川知一郎君	82
一般質問	91
宮崎修君	91
一般質問	98
北島登君	98
散会の宣言	104
署名議員	104

第 3 号(9月19日)

議事日程	106
出席議員	107
欠席議員	107
地方自治法第121条により出席した者	107
事務局職員出席者	107
開議の宣告	108
会議録署名議員の指名	108
議案第79号から議案87号の委員長報告・質疑・討論・採決	108
修正動議の提出	121
議案第88号の説明・質疑・討論・採決	122
発議第5号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	123
議員派遣の件	123
各常任委員会の閉会中の特定事件調査の件	124
閉議の宣言	124
議長閉会挨拶	124
市長閉会挨拶	125
閉会の宣告	126
署名議員	126

第 3 3 回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成 2 0 年 9 月 2 日 (火)

午前 9 時 3 0 分開議

1 . 開会の宣告

1 . 市長招集あいさつ

1 . 開議の宣告

1 . 諸般の報告

1 . 行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 6 7 号 平成 1 9 年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 6 8 号 平成 1 9 年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第 6 9 号 平成 1 9 年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 7 0 号 平成 1 9 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 7 1 号 平成 1 9 年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 7 2 号 平成 1 9 年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 7 3 号 平成 1 9 年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について

日程第 1 0 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度あわら市水道事業会計決算の認定について

日程第 1 1 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について

日程第 1 2 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について

日程第 1 3 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度あわら市工業用水道事業会計決算による剰余金の処分について

日程第 1 4 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について

日程第 1 5 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度あわら市一般会計補正予算 (第 3 号)

日程第 1 6 議案第 8 0 号 平成 2 0 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 7 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度あわら市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 1 8 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 19 議案第 83号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社
団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 84号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理に関する条例の制定について
- 日程第 21 議案第 85号 あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積
の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基
づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 22 議案第 86号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合理約の変更について
- 日程第 23 発議第 4号 あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定
について

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修豊	16番	穴田満雄
17番	山川孝	18番	海老田州夫
19番	見澤保剛	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

議長開会宣告

議長（東川継央君） ただ今から、第33回あわら市議会定例会を開会いたします。
（午前9時40分）

市長招集挨拶

議長（東川継央君） 開会にあたり、市長より招集のご挨拶がございます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 第33回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

昨夜、福田首相が緊急記者会見を行い、辞任の表明をいたしました。あまりの突然のことに大変驚いているところであります。

私といたしましては、「ねじれ国会」により厳しい政権運営を余儀なくされている中での決断であったのかと考えております。

この辞任に対しては、いろいろな評価があろうかと思えますけれども、自治体の長といたしましては、やはり、国政の安定を願わずにはいられないと思っております。ところであります。思い返しますと日本が小選挙区制度を導入をいたしましたときには、いわゆる2大政党制という方向性を目指したのではないかと考えております。そういう意味では、国会というのは、ある意味では常に捻じれ国会、与野党伯仲の状況が想定されるわけでありまして、従いまして、政権運営如何にかかわらず国会というのは常にこれからは、緊迫をするということが前提になろうかと思われまして、従いまして、政権が変わろうが変わろうまいがやはり、国会運営が国家国民のために極めて安定的に進められるのが求められているのではないかというふうに思っています。それなくしては、やはり、国民の生活に大きな影響を及ぼすと言わざるを得ないと思っております。そういう意味におきましても国、地方を通して厳しい経済情勢の中にあります。一刻も早く新しいリーダーのもと山積する重要課題に取り組んでいただき活力ある国づくりに邁進していただくことを切にお願いするものであります。

さて、今年の異常なまでの猛暑の影響で、かんがい用水を北潟湖に依存する北潟東の倉崎や音部地区、蓮ヶ浦地区の圃場において、干ばつによる水稻の塩害が発生しております。

私も現地を見て回りましたが、被害申告の面積は合わせて約32ヘクタールにも達するとのことでありまして。被害に遭われた農家の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

ところで、去る7月28日に北陸地域を襲った局地的な集中豪雨により、石川県金沢市や富山県南砺市において、大規模な被害が発生しております。

金沢市においては、市内中心部で55年ぶりとなる浅野川の氾濫により、道路の冠水、床上・床下浸水、土砂崩れなどの被害が、一方、南砺市においては、人的被害が発生したほか多数の床上浸水や家屋の倒壊等が発生しております。

あわら市では、こうした自然災害に備え、災害発生時における近隣住民の互助による地域支援体制の強化を図るため、昨年5月に災害時要援護者支援制度・計画作成のプロジェクトチームを立ち上げ、昨年7月には制度要綱を施行し、本年に入り

6月に「災害時要援護者支援計画」を策定したところであります。

この制度につきましては、市及び社会福祉協議会並びに区長、民生委員、福祉推進員及び地域支援者の皆様が連携して、災害時に避難等の対応が困難な高齢者や障害者の方々を支援していこうというものであります。

なお、この計画については、7月24日の吉崎地区を皮切りに、8月11日まで計10回に分けて地区毎に開催された地区福祉懇談会におきまして、各区長、民生委員及び福祉推進員の皆様にご説明を申し上げ、ご協力をお願いしたところであります。

今後ともこの支援制度の周知に努めるとともに、地域における「普段からの見守り」と「災害が発生したときに支援が得られる体制」を整え、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えて参りたいと考えております。

さて、今月13日には、第8回を数える「あわら北潟湖畔観月の夕べ」が開催されます。

季節の風物詩として、毎年、大変多くのお客様にご来場いただき、好評を得ているところであります。

今回も万全の体制でお迎えできるものと考えておりますので、議員各位におかれましてはぜひお運びいただきますようよろしくお願いいたします。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、20議案の審議をお願いするものであります。その内訳につきましては、決算の認定及び剰余金の処分に関するもの11議案、健全化判断比率等の報告に関するもの1議案、補正予算に関するもの4議案、条例の制定に関するもの3議案のほか、一部事務組合の規約の変更に関するものが1議案となっております。

各議案の内容、提出の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（東川継央君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 事務局長、圓道信雄君

局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

平成20年6月6日招集の第31回定例会において、議決されました議案につきましては、6月9日付け及び6月26日付けで、7月17日招集の第32回臨時会において、議決されました議案につきましては、7月18日付けで、それぞれ市長宛に会議結果の報告を行っております。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案20件、議員発議1件であります。本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

行政報告

議長（東川継央君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管では、国際交流関係について申し上げます。

ご承知のように、本年は、あわら市と中国紹興市が友好都市の関係を締結してから25周年の節目の年に当たります。

市では、9月24日に紹興市で開催される25周年記念式典に参加するため、9月23日から26日までの日程で第5次友好訪中団を派遣いたします。

この訪中団は、私を団長といたしまして、東川議長をはじめ3名の議員各位、市日中友好協会の役員の皆さん、市民の方々など総勢29名で構成するものであります。

今回の訪中の主な目的であります。富山県南砺市とともに友好都市締結25周年記念式典に参加することと、25周年の記念品として寄贈した藤野巖九郎銅像の除幕式に参加することです。なお、銅像は紹興魯迅記念館の庭に設置されると聞いております。

このほか、惜別百年記念事業で出版しました記念誌の中国語版「藤野先生と魯迅」の贈呈及び金津高等学校と紹興魯迅高級中学校との友好校の締結を予定しております。

今回の25周年の節目の年を機に、両市間の友好交流を更に深めて参りたいと考えております。

次に、経済産業部関係でございますが、観光商工課所管では、8月8日と9日の両日、あわら湯のまち駅前多目的広場と温泉街を舞台に、「あわら湯かけまつり」が盛大に開催されました。

特に今年からは、市内の若手により組織された実行委員会が、行政に頼らず、自分たちが汗を流し、何よりも自分たちがプライドを持てるようなまつりにしようと開催されたもので、大変な苦労があったことと思っておりますが、盛大にまつりが開催されたことに対し、心から敬意を表するものであります。

「湯かけみこし」や「民踊の夕べ」、市民参加型のステージイベント、セントピアあわらやえちぜん鉄道による協賛イベントなど、多くの市民や観光客の参加に加え、議員の皆様にも華を添えていただき、活気溢れるまつりになったことを喜んでおります。

あわら湯かけまつりが、何よりも市民が楽しく、観光客の皆様にも喜んでいただけるまつりとして成長していくことを、心から期待をしているものであります。

次に、あわら市産業団地整備事業造成工事の進捗状況についてご報告いたします。

先般6月23日の市議会定例会において、工事請負契約のご承認をいただきました「あわら市産業団地整備事業造成工事」につきましては、去る7月16日に、請負者である「株式会社桑原福井支店、角谷木材建設株式会社共同企業体」による安全祈願祭が挙行され、現在まで、好天に恵まれ、順調に進んでおります。

本工事は、来年1月末の完成を目指しており、今後におきましても十分に安全対策を講じながら進めてまいりたいと考えております。

また、当産業団地のイメージアップとPRの推進を図るために、団地の名称を「古屋石塚テクノパーク」とさせていただき、7月からは、分譲地の予約販売を開始したところであります。

現在のところ数件の問合せをいただいておりますが、売買契約には、工場立地や公害防止等の協議や企業と地元の合意形成が必要となることから、契約成立までには、幾分時間を要するものと考えております。今後におきましても、交渉成立に向けて努力して参りたいと思っております。

最後に教育委員会関係でございますが、教育総務課所管の学校施設の耐震補強工事についてご報告いたします。

平成20年度に繰越をさせていただきました、北潟、本荘、金津、伊井及び金津東小学校の5小学校の屋内運動場並びに吉崎小学校校舎、屋内運動場及び吉崎幼稚園舎の耐震補強工事関係につきましては、8月29日までの工期を設定し、夏期休暇中を中心に工事を進めて参りました。この間、各小学校とも順調に工事が進み、すべての工事が完了いたしております。

今後、順次、学校施設の耐震化を進めて参りたいと考えております。

スポーツ課所管では、去る8月22日から24日にかけて第19回あわらカップカーヌーポロ大会を開催いたしました。

2日目にはやや風が吹いたものの、初日、3日目は天候に恵まれ、素晴らしいコンディションとなりました。

本年は、ジュニアの部26チーム、一般の部54チームの計80チームの参加で、遠くは千葉県から参加をいただくなど、参加チーム数では国内最大の大会となっております。

ご承知のとおり、7月にカナダのエドモントンで行われた世界選手権に、当あわら市から5名の選手が日本代表として出場しておりますが、この5名もそれぞれのチームで今大会に参加したほか、昨年引き続きシンガポールの男女のチームが参加するなど、大いに大会を盛り上げていただきました。

また、本大会は、ボランティアの方々が地元の越のルビー等豊富な特産品を食材とした、心のこもった手作りの昼食をふるまうなど、企画から運営に至るまで市民で組織する実行委員会とボランティアによる「手作りの大会」として、多くの皆様に親しまれております。

選手の皆さんには、チームの垣根を越え、爽やかな友情を深めていただいたものと思っております。

今後も、カーヌーを通して広く全国にあわら市をアピールして参りたいと考えております。

文化学習課所管の金津創作の森では、5月25日、第9回フレンチ・トースト・ピクニックを開催いたしました。今回、トークショー・ゲストに自動車雑誌オールドタイマー編集部の甲賀 精英樹氏を招待いたしました。

恒例のタイムラリーには76台がエントリーし、4,275人の皆様にご来館いただきました。

7月20日から8月24日まで、アートドキュメント2008森と街の交差点「青木野枝展 空の水 金津」を開催いたしました。

鉄を素材に20年以上創作活動を続けてきた青木野枝さんの、軽やかな感性を感じさせる個展となりました。

開幕日にはアーティスト・トークを行い、針生館長との対談を行っております。

なお、会期中の観覧者数は1,223人でありました。

また、7月23日から8月24日までは、もう一つのアートドキュメント「あわら市・環境アートコンペグランプリ受賞作品展」を開催いたしました。

展示作品「呼吸」は、あわら警察署西側の野外に制作され、泥の噴水として1日4回噴き上げました。

井江葎区を始め多くの皆様の協力により実現したもので、周辺環境に配慮して、あと2年間展示を継続する予定であります。

なお、初日には、現地で誕生式を行い、県内マスコミ各社の取材を受けております。

続いて、7月26日には、開館10周年記念日祭を開催いたしました。平成11年7月23日にグランドオープンし、本年10周年を迎えたことから、週末を選んで1日だけの祭典を開催したものであります。

武蔵野美術大学客員教授の土屋公雄氏らによるシンポジウムや森のライトアップなどを行い、簡素ながら午後10時まで開館し、812人の皆様にご来館いただきました。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

会期の決定

議長（東川継央君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より9月19日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第67号から議案第77号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第3、議案第67号、平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第68号、平成19年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第69号、平成19年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第70号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第71号、平成19年度あわら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第72号、平成19年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第73号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第10、議案第74

号、平成19年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第75号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第76号、平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第77号、平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算による剰余金の処分について

以上の議案11件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただ今上程されました、議案第67号「平成19年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第76号「平成19年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について」まで、及び議案第77号「平成19年度あわら市工業用水道事業会計決算による剰余金の処分について」の11議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第67号から議案第76号までの10議案につきましては、一般会計をはじめとする各会計の平成19年度歳入歳出決算をあわら市監査委員の決算審査の意見を付して提出したもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第67号一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は、118億289万3,640円、歳出総額は、114億7,115万887円で、歳入歳出差引額は、3億3,174万2,753円となっております。

この中には、繰越明許費として、農林水産業費、商工費、土木費及び教育費の一部を翌年度へ繰り越しておりますので、平成20年度へ繰り越すべき財源1,585万5千円が含まれており、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は、3億1,588万7,753円となるものであります。

歳入の主なものは、市税の47億9,891万571円をはじめ、地方交付税25億8,959万円、市債8億2,660万円、国庫支出金6億8,786万7,702円、県支出金8億1,990万3,654円、分担金及び負担金3億2,218万9,609円、繰越金2億8,804万3,604円などとなっております。

一方、歳出の主なものは、民生費の31億6,270万2,094円をはじめ、土木費17億2,279万2,757円、総務費12億977万2,551円、教育費11億6,154万4,107円、公債費13億9,571万7,501円、農林水産業費6億4,077万5,221円などとなっております。

なお、主要な財政指標を申し上げますと、実質収支比率4.7%、財政力指数0.666、経常収支比率88.3%、起債制限比率9.5%であり、実質公債費比率につきましては15.8%となっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第68号国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、30億9,805万5,273円で、主なものとしたしましては、国民健康保険税8億7,489万6,176円、国庫支出金7億1,833万8,481円、県支出金1億1,080万8,133円、療養給付費等交付金8億1,375万1千円などとなっております。

また、歳出総額は、30億6,533万2,115円で、主なものとしたしまして

は、保険給付費20億6,980万8,906円、老人保健拠出金4億7,731万754円、介護納付金1億5,182万5,801円などとなっております。

歳入歳出差引額は、3,272万3,158円で、平成20年度に繰り越しをいたしております。

議案第69号老人保健特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、36億3,633万8,579円で、主なものといたしましては、支払基金交付金18億8,972万5,504円、国庫支出金11億6,290万8,407円、県支出金2億8,947万5,526円、一般会計繰入金2億8,821万811円などとなっております。

また、歳出総額は36億6,675万3,174円で、差し引き3,041万4,595円の歳入不足となっており、不足額を平成20年度の歳入から繰り上げ充用をいたしております。

歳出の内訳といたしましては、医療諸費36億2,771万3,357円、諸支出金3,017万1,350円、前年度繰上充入金886万8,467円であります。

議案第70号金津雲雀ヶ丘寮特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は11億8,909万2,773円、歳出総額は11億580万427円で、歳入歳出差引額は、8,329万2,346円となっております。

この中には、繰越明許費として、指定介護老人福祉施設費の一部を翌年度へ繰り越しておりますので、平成20年度へ繰り越すべき財源470万円が含まれており、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は、7,859万2,346円となるものであります。

歳入の主なものといたしましては、介護保険収入2億1,624万588円、基金繰入金2億659万8千円、措置費収入1億4,517万6,383円などとなっております。

一方、歳出の主なものといたしましては、指定介護老人福祉施設費9億288万8,712円、養護老人施設費1億2,609万8,346円、通所介護事業費4,161万6,844円などとなっております。

議案第71号農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、7,763万7,504円で、主なものといたしましては、一般会計繰入金3,655万4千円、市債2,070万円、使用料及び手数料1,376万9,676円などとなっております。

また、歳出総額は、7,709万4,726円で、主なものといたしましては、事業費1,993万8,995円、公債費4,916万1,583円などとなっております。

歳入歳出差引額は、54万2,778円で、平成20年度に繰り越しをいたしております。

議案第72号モーターボート競走特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は、20億9,439万2,119円で、主なものといたしましては、競艇事業収入20億8,976万8,953円、諸収入346万7,660円、繰越金87万8,727円などとなっております。

一方、歳出については、競艇事業費で20億9,345万7,692円の支出となっております。

歳入歳出差引額は、93万4,427円で、平成20年度に繰り越しをいたしております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第73号公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益12億441万468円に対し、下水道事業費用11億8,330万5,988円で、差引額は、2,110万4,480円ではありますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は、22万5,537円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額16億9,679万1,800円に対し、支出額20億1,431万5,811円で、3億1,752万4,011円の収入不足を生じております。

この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金2億9,665万9,486円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,086万4,525円で補てんをいたしております。

なお、資本的支出額のうち九頭竜川流域下水道事業建設負担金1,422万7千円を翌年度へ繰り越しております。

議案第74号水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益8億9,355万7,057円に対し、水道事業費用8億8,916万5,067円で、差引額は、439万1,990円ではありますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純損失は、223万8,329円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額2億1,574万450円に対し、支出額4億1,403万6,936円で、1億9,829万6,486円の収入不足を生じております。

この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億9,167万4,322円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額662万2,164円で補てんをいたしております。

議案第75号工業用水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、工業用水道事業収益1,076万8,527円に対し、工業用水道事業費用923万8,733円で、差引額は、152万9,794円ではありますが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は、120万10円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入がゼロであったのに対し、支出額692万3,700円となっており、同額の収入不足を生じております。

この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金659万4,000円、年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32万9,700円で補てんをいたしております。

議案第76号芦原温泉上水道財産区水道事業会計については、収益的収入及び支出で、水道事業収益1億5,801万9,351円に対し、水道事業費用1億7,109万2,331円で、差引額は、1,307万2,980円のマイナスではありますが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純損失は、1,384万3,106円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額278万3,550円に対し、支出額5,013万3,667円で、4,735万117円の収入不足を生じております。

この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金107万4,981円、当年度分損益勘定留保資金3,269万6,244円、建設改良積立金1,283万3,406円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額74万5,486円で補てんをいたしております。

最後に、議案第77号工業用水道事業会計決算による剰余金の処分について申し上げます。

本案は、平成19年度決算により剰余金が生じたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金1,973万3,821円のうち、1,000万円を利益積立金として処分し、残額973万3,821円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

以上、11議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に関し、代表監査委員からの決算審査の結果について、報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員(高橋憲治君) 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成19年度の決算審査は、去る7月30日から6日間にわたり、あわら市に係る一般会計をはじめ特別会計、企業会計及び芦原温泉区上水道財産区水道事業の10の会計の決算及び基金運用状況につきまして、関係書類及び主要な施策の成果報告書など資料の提出を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符合し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

さて、現下の国、地方を取り巻く経済環境は誠に厳しいものがあります。特に国においては、地方分権改革を推進して、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、それぞれが果たすべき役割を明確にし、地方公共団体が自らの判断と責任において地域行政を自主的かつ総合的に実施できるようにすることを目指しております。このような状況の中、今後、益々、地方分権のための制度・運営の改革が推進されることから、今後の地方財政予測を的確に捉えながら、適切な行財政運営に最善の取り組みを望むものであります。

それでは、決算についてその審査の概要をご報告申し上げます。

先ず、本市の財政状況を決算統計の主要財務比率から見てみますと、財政力指数は0.666であり、対前年度比は、0.032ポイント、アップし、前年度より改善の方向となっておりますが、経常収支比率は88.3%で、対前年度比、5.5ポイントのアップとなっております。また、公債費比率については、前年度と同じく12.8%となっており、企業会計を含めた全会計の市債の現在高は、286億8,306万3千円となります。これは前年度と比較すると1億549万6千円の増となり、市民一人当たりになると92万3千円となっております。今後、まちづくりに要する各種施策の推進などその増加が想定されることから、適債事業の厳選に特に配慮を望むものであります。

次に、一般会計について申し上げます。

歳入決算の総額は、118億289万4千円となり、歳出決算の総額は、114億7,115万1千円で、対前年度比は、歳入が2.9%、歳出が3.4%のそれぞれ減であります。

財政収支につきましては、形式収支は3億3,174万3千円となり、翌年度へ繰越すべき財源、1,585万5千円を差し引いた実質収支は、3億1,588万8千円となります。さらにこの実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、2,868万9千円の黒字となり、財政調整基金に265万9千円を積み立て、583万4千円を繰上償還したため、実質単年度収支は3,718万2千円の黒字となっております。

以下、歳入歳出の内容について申し上げます。

先ず、歳入決算額を性質別に区分いたしますと、自主財源は61億7,122万6千円で構成比52.4%となり、依存財源は56億3,166万8千円で、構成比47.6%となっております。

なお、自主財源の主なものは、市税が47億9,891万1千円で、構成比40.7%、諸収入は5億911万4千円で構成比4.3%、分担金・負担金は3億2,218万9千円で構成比2.8%となっております。一方の依存財源では、地方交付税が25億8,959万円で構成比21.9%、市債が8億2,660万円で構成比7.1%、県支出金が8億1,990万4千円で構成比6.9%、国庫支出金が6億8,786万8千円で構成比5.8%となっております。

前年度と比較して、市税は市民税においては税源移譲や定率減税の廃止があり、固定資産税においては新增築家屋等の増加により、4億3,734万2千円の増となっておりますが、地方交付税は4億5,183万円の大幅な減少となっており、今後の新地方分権改革による歳入・歳出一体改革など、国の地方税財政の改革等を十分見定めながら、これら財源の確保に一層の努力を望むものであります。

特に、市税における収納率は、84.4%で、対前年度比0.7%の増となっておりますが、昨今の経済情勢の中、その累積滞納額は8億7,895万8千円と多額になっているほか、負担金、使用料、手数料などの収入未済もあることから、これらの収納対策については、市民の負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点からも、厳正かつ的確な対応を行う等、特段の取り組みが必要であります。

また、滞納者の財産状況や収入状況等からみて、その徴収が不納と認められる案件については、十分なる精査を行うとともに、事務効率や周囲への影響なども考慮しながら、法令に基づいた不納欠損処理を行う等、適切な措置を望むものであります。

なお、入湯税の調定未済の問題につきましては、随時監査報告書を提出させていただいたところでありますが、これまで、監査委員として、この調定未済を指摘できなかったことにつきまして、反省し、お詫び申し上げます。今後の監査・審査におきましては、行政及び予算執行の適法性、効率性及び妥当性などを慎重かつ厳正に精査するとともに、監査体制についても見直しを図るなどして、適正な監査を実施していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第であります。

一方、歳出決算額を性質別に区分いたしますと、その構成比は、消費的経費は70.3%、公債費その他が20.5%、投資的経費が9.2%となっております。特に、消費的経費の中の人件費は、退職職員の補充を行わなかったことなどにより、2億9,185万9千円の減となっております。また物件費では、ICカード標準システム実証実験事業委託料などにより、1億6,563万6千円の増となり、補助費等では、公共下水道事業会計繰出金などにより、7億4,127万9千円の増となっております。

一方、公債費は、13億9,571万8千円で、元金償還の増に伴い、前年度に比べ7,963万6千円の増となっております。

また、繰出金は、7億5,990万4千円であり、公共下水道特別会計に対する繰出

金の減に伴い、8億1,102万6千円の大幅な減となっております。

普通建設事業は、芦原温泉駅周辺整備事業2億3,200万円のほか、特定交通安全施設等整備事業（上新橋線）公営住宅ストック総合改善事業など、大型事業を実施しましたが、反面、地方道路交付金事業（金津・三国線）で2億9,193万4千円の減、国営総合農地開発事業償還補助金で2億4,198万1千円の減、庁舎統合事業で1億6,173万5千円の減となっており、その結果、投資的経費は、10億5,615万円となり、前年度に比べ4億6,674万5千円の減、対前年度比は30.6%の大幅な減となっております。

次に、歳出決算額の目的別構成は、民生費27.7%、土木費15.0%、公債費12.2%、総務費10.5%及び教育費10.1%となっており、特に、民生費では生活保護費、児童手当などの増に伴い、前年度に比べ、9,365万6千円、3.1%の増、公債費では、元金償還の増に伴い、7,963万6千円、6.1%の増となったものの、農林水産業費では国営総合農地開発事業償還補助金の終了などから前年度に比べ1億5,887万9千円、19.9%の減、総務費においては、庁舎統合事業の減などから、前年度に比べ1億6,451万2千円、12.0%の減、土木費においては、地方道路交付金事業（金津・三国線）の減などから前年度に比べ1億4,621万2千円、7.8%の減、教育費では、職員人件費などの減に伴い、8,256万1千円、6.6%の減となっております。

以上、歳入歳出決算を詳細に審査いたしました結果、事務事業の選択・緊急性の勘案など計画的な取り組みが見受けられるところではありますが、今後、総合振興計画や新市建設計画の着手等については厳しい財政状況を十分に見極め、適正な事務事業の執行に繋がるよう、一層の努力を期待するものであります。

なお、現在、指定管理者制度により管理されている施設、セントピアあわらをはじめ11施設の指定管理者からの事業報告書を確認したところ、事業報告書が適正に作成されていないなど一部不備が見受けられたので、適正な措置を強く望むものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

各会計とも、予算執行には十分努力の跡が見受けられるところではありますが、それぞれ多くの懸案事項を抱えておりますので、所管におかれてはなお一層の取り組みを望むものであります。

先ず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額30億9,805万5千円、歳出決算額は30億6,533万2千円で、歳入歳出差し引き額は3,272万3千円となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億7,489万6千円、国庫支出金7億1,833万8千円、療養給付費交付金8億1,375万1千円、一般会計及び基金からの繰入金で1億7,793万7千円となっており、特に、国民健康保険税の収入未済額は2億5,779万6千円で、収納率は76.9%と前年度と比較し0.4ポイント低くなっております。現下の厳しい状況の中、収納率の向上に特段の取り組みを強く望むものであります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費20億6,980万9千円、老人保健拠出金4億7,731万1千円、介護納付金1億5,182万6千円となっております。

なお、保健事業の実施については、一日ドッグ・脳ドッグや各種の健康教室など、住民の健康づくりに配慮されているところではありますが、今後ともこれらの事業を継続推進され、医療費の抑制に努められるよう望むものであります。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は36億3,633万8千円、歳出決算額は36億6,675万3千円で、

歳入歳出差し引き額は3,041万5千円のマイナス決算となったため、平成20年度会計からの繰り上げ充用を行っております。

医療費総額は、40億5,552万1千円、対前年度比106.4%となっており、恒常的に老人医療費が増加の傾向にあるため、今後とも、高齢者の健康維持対策に取り組まれるとともに、適正受診の指導などきめ細かい努力を望むものであります。

次に、雲雀ヶ丘寮特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は11億8,909万2千円であり、前年度に比べ7億7,013万1千円、183.8%の増となっており、一方、歳出決算額は11億580万円であり、前年度に比べ、7億1,959万4千円、186.3%の増で、この歳入歳出差し引き額は8,329万2千円となっており、基金現在高は、1億5,637万円であります。

本年度は、全室個室対応のユニットケアの40床の増床、ショートステイの12床の増床及び厨房とホールの新築工事として5億7,204万円を支出し、また養護老人ホームの耐震補強改修工事としても3,360万円支出されております。

なお、運営については、指定管理者制度の導入は決定したものの管理先の決定や空室の解消など課題が山積していることから、要介護老人の増加等を見据え万全な対策を望むものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額7,763万8千円、歳出決算額7,709万5千円で、歳入歳出差し引き額は、54万3千円となっております。

地方債現在高は、5億3,747万5千円であり、今後の老朽化等も見据え、長期的な財政の健全化に十分配慮すべきと思うものであります。

次に、モーターボート競走特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は20億9,439万2千円、歳出決算額は20億9,345万8千円で、歳入歳出差し引き額は93万4千円となっております。

本市の一日あたりの売上金は、8,224万1千円で、対前年度比13.4%の減、入場者数も2,292人で、対前年比11.6%減といずれも減少しております。今後においても、昨今の経済状況等からその収益はほとんど見込まれない状況となっております。

この事業は、全国的に売上額が大きく減少する厳しい状況下にあって、今後とも競艇事業のイメージアップやイベントの開催など、新規ファンの獲得と既存ファンの定着を図るほか、今まで以上に経営健全化対策を強力に推進するとともに、長期的視点における競艇事業のあり方等について、十分なる検討を望むものであります。

次に、企業会計について申し上げます。

まず、公共下水道特別会計について申し上げます。

本年度の決算より、地方公営企業法の財務規定を適用しております。

収益的収支決算において、総収益11億6,709万8千円に対し、総費用は11億6,687万2千円であり、差し引き22万6千円の純利益となっております。総収益のうち営業収益は5億8,469万7千円であり、営業外収益は5億8,240万1千円で、そのうち一般会計からの補助金及び負担金5億7,784万4千円が含まれております。一方、営業費用は6億9,809万2千円、そのうち流域下水道費は2億7,050万9千円、減価償却費は3億1,394万3千円、営業外費用である支払利息は4億3,710万2千円となっております。

本年度の事業としては、補助事業で5億4,000万円、単独事業で1億3,200万円の事業を実施しており、整備面積は939ヘクタールとなり、その進捗率は69.5%となっております。

なお、流動資産の未収金 3 億 697 万 8 千円のうち、下水道使用料 1 億 5,814 万 7 千円並びに受益者負担金 1,200 万 7 千円の収入未済額については、事業の投資効果の観点及び受益者負担の原則から、これらの収納対策に一層の努力を図るとともに、供用区域内の接続督促など強力に推進されるよう望むものであります。

次に、水道事業会計につきましては、本年度の有収水量は 375 万 1,660 立方メートルで、対前年度比 2.5%の減で、有収率は 88.5%となっております。

収益的収支決算において、総収益 8 億 6,074 万 5 千円に対し、総費用は 8 億 6,298 万 3 千円で、差し引き 223 万 8 千円の純利益となるもので、総収益のうち営業収益は 5 億 7,134 万 9 千円となり、営業外収益は 2 億 8,939 万 6 千円で、そのうち一般会計からの補助金 2 億 800 万円が含まれております。一方、原水及び浄水費は 4 億 7,001 万 8 千円、減価償却費 1 億 9,231 万 4 千円、営業外費用である支払利息は 1 億 1,338 万 3 千円となっております。なお、流動資産の未収金 2 億 7,706 万 3 千円のうち、水道使用料 3,136 万 3 千円収入未済額については、受益者負担の原則から、これらの収納対策に一層の努力を願うとともに、経営的には、施設備費等における取得有形固定資産減価償却費、企業債利息及び県水受水費などの固定的費用が大部分を占めており、営業外収益として多額の一般会計からの補助金受入れをしても相当厳しい内容であることから、今後とも有収率の向上、受入県水の合理化や料金の見直しなど長期的展望に立った事業運営や経営健全化に一層の努力を強く望むものであります。

次に、工業用水道事業会計につきましては、年間給水量は 40 万 8,597 立方メートルで、対前年比 5.4%の減となっております。

収益的収支決算において、総収益 1,025 万 6 千円に対し、総費用 905 万 6 千円で、当年度は 120 万円の純利益となっており、経営的には健全性が認められますが、総収益が固定化していることから、今後の総費用に係る施設修繕等を視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていただきたいと思うところであります。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。

本年度の有収水量は、151 万 3,414 立方メートルで、対前年比 6.9%の減で、有収率は 96.6%となっております。

収益的収支決算において、総収益 1 億 5,062 万 1 千円に対し、総費用は 1 億 6,446 万 4 千円となり、当年度は 1,384 万 3 千円の純損失となっております。大きな要因としては、給水収益が、年間給水量の減少により 1,097 万 4 千円の減収となったことによるものです。

温泉観光を取り巻く環境が年々悪化する傾向や今後の施設整備等を視点に置き、なお一層の経営の合理化に努められますよう強く望むものであります。

以上、各会計ごとに審査の概要を申し上げますが、今回の決算審査にあたり、指摘・要望いたしました事項につきましては、関係者の一層のご努力をお願い申し上げます、極めて概略的な内容となりましたが、決算審査のご報告といたします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第 67 号から議案第 77 号までの 11 議案については、9 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、

閉会中に審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第77号までの11議案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中に審査することに決定いたしました。

議長(東川継央君) お諮りします。

ただ今設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、笹原幸信君、山川知一郎君、山口峰雄君、関山博夫君、向山信博君、篠崎 巖君、牧田孝男君、卯目ひろみ君、穴田満雄君、以上9名を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。

(午前10時43分)

議長(東川継央君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時43分)

諸般の報告を事務局長から申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 事務局長、圓道信雄君。

事務局長(圓道信雄君) 諸般の報告を行ないます。休憩中の決算審査特別委員会において、正副委員長互選が行われました。

その結果をご報告申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に 山口峰雄議員、同副委員長に 笹原幸信議員
以上のとおりであります。

議案第78号の上程、提案理由説明、質疑

議長(東川継央君) 日程第14、議案第78号、平成19年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題といたします。

議長(東川継央君) 本案について提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第78号「平成19年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について」、ご報告を申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月に一部施行されたことに伴い、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度あわら市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の、いわゆる「健全化判断比率」と各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見書を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります、

実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに、赤字になっていないため指標は出ておりません。また、実質公債費比率は15.8%、将来負担比率は167.0%となっており、それぞれに設定された早期健全化基準の基準値以内の数値となっております。

一方、各公営企業に係る資金不足比率については、いずれも、資金が不足していない状況であります。

以上、ご報告いたします。

なお、これらの指標については、議会への報告の後、公表することになっております。

議長（東川継央君） 本案に関し、代表監査委員からの審査の結果について、報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成19年度あわら市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の審査の結果をご報告申し上げます。

自治体財政への監視を強化することで、財政危機の早期発見と健全化を目的とした地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日公布されたところであります。

この制度では、財政の健全度を測るために、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」及び公営企業会計における「資金不足比率」といった新たな財政指標が導入され、これらの指標が一定基準を超えると財政健全化計画の作成の義務付け、さらには、地方債の発行が制限されるなど、財政再生計画の作成が求められるもので、平成19年度決算から指標を公表し、20年度決算から適用するとされております。

この審査は、去る7月30日から8月18日までにおいて、あわら市に係る健全化判断比率、公営企業会計資金不足比率及びその比率の算定の基礎となる事項を記した書類の提出を求め、慎重に審査をいたしました。

その結果、健全化判断比率、公営企業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、適正に作成されているものと認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、審査の概要をご報告申し上げます。

最初に、健全化判断比率について、申し上げます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字はなく、早期健全化基準より良い状況となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、15.8%、対前年度比、1.0ポイントの減となっており、早期健全化基準25.0%より良い状況にありますが、地方債発行に知事の許可が必要となる18%にかなり接近しており、今後、まちづくりに要する各種施策の推進などその増加が想定されることから、適債事業の厳選に特に配慮を望むものであります。

次に、将来負担比率につきましては、167.0%となっており、早期健全化基準350.0%より良い状況となっております。

次に、公営企業会計資金不足比率について申し上げます。
公共下水道事業、水道事業、工業用水道事業及び農業集落排水事業の4会計について、いずれの会計においても、資金不足はなく、経営健全化基準20%に比べて良い状況となっております。

以上、審査の概要を申し上げましたが、今後、まちづくりに要する各種施策の推進などその増加が想定されることから、今後とも、徹底した行財政改革に取り組み、更なる事務事業の簡素で効率的な執行を行い、財政体質の健全化を図るよう、関係者の一層のご努力をお願い申し上げ、健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査のご報告といたします。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第78号は終結いたします。

議長（東川継央君） 高橋代表監査委員の退席を許可します。ご苦労様でした。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、再開は11時5分とします。

（午前10時52分）

議長（東川継央君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時07分）

議案第79号から議案第82号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第15、議案第79号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第80号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第81号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第3号）、日程第18、議案第82号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号）

以上の議案4件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第79号「平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）」から議案第82号「平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号）」までの4議案について、概要の説明を申し上げます。

まず、議案第79号「平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）」でございますが、本案は、歳入歳出それぞれ9,535万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億5,393万2千円と定めるものであります。

次に、補正の主な内容をご説明申し上げます。

まず、歳出でございますが、総務費では、一般管理費において、集会施設整備事業補助金80万6千円を、賦課徴収費で市県民税過誤納還付金1,133万3千円を、指定統計費で住宅・土地統計調査などの指定統計調査事業費168万1千円を増額計上しております。

民生費では、障害者福祉費で障害者相談支援充実強化事業負担金 4 7 万 6 千円を、地域支援事業費で前年度事業に対する受託費の精算返還金 2 8 9 万 5 千円を、また、保育所費で保育士・調理員の臨時職員賃金 1 1 9 万円を計上いたしております。

衛生費では、保健費で特定不妊治療費助成金 1 0 0 万円を追加計上しております。

労働費では、労働施設費で「働く女性の家」の軒天井修繕料として 9 5 万円を計上しております。

農林水産業費では、農業振興費で意欲のある園芸集団支援事業補助金 6 6 0 万円や坂井丘陵企業的園芸拡大事業補助金 2, 5 4 4 万円を、農地費で国営造成施設管理体制整備促進事業補助金 1, 0 4 2 万 8 千円を計上しております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費で区道整備事業補助金 2 7 万 2 千円を、トリムパークかなづ費で施設管理用備品購入費 3 4 万 3 千円を計上いたしております。

教育費では、事務局費で学校評価実践研究事業経費として 3 3 5 万円を、海外派遣費で国際交流派遣事業委託料 7 5 万 9 千円を、小学校の学校管理費で北潟小学校トイレ改修工事 2 1 0 万円を、中学校の教育振興費でスクールバス運行委託料 1 3 9 万円のほか芦原中学校サッカー部及び金津中学校卓球部等の全国大会等出場に対する補助金 2 4 3 万 6 千円を、文化振興費で財団法人金津創作の森財団運営補助金及び設備修繕料として 3 4 0 万円を、体育振興費で総合型クラブ設立準備特別支援事業 1 0 0 万円をそれぞれ計上いたしております。

一方、歳入につきましては、各種事業に伴う県支出金 5, 7 5 2 万 4 千円、繰越金 3, 6 5 3 万 8 千円などを計上しております。

議案第 8 0 号「平成 2 0 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」につきましては、1, 6 3 9 万 3 千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 0 億 9, 0 0 3 万 6 千円と定めるものであります。

補正の内容といたしましては、後期高齢者支援金等で 1, 3 4 6 万 1 千円、前期高齢者納付金等で 1 0 万 4 千円及び前年度において概算で交付されました療養給付費等の精算返還金 2 8 2 万 8 千円を計上いたしたものであります。

この財源といたしましては、繰越金ほかを充てております。

議案第 8 1 号「平成 2 0 年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）」につきましては、1 5 6 万 9 千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 1, 3 4 4 万 3 千円と定めるものであります。

補正の内容といたしましては、前年度の実績に基づき医療費負担金 1 5 6 万 9 千円が追加交付されることに伴い、これを歳入に計上するとともに、歳出においては県への交付金等返還金として同額を計上するものであります。

議案第 8 2 号「平成 2 0 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、7 7 4 万 9 千円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5 億 1, 7 7 4 万 9 千円と定めるものであります。

補正の内容といたしましては、養護老人施設の耐震診断・補強・改修設計委託料 7 7 4 万 9 千円を計上するものであります。

この財源といたしましては、繰越金を充てております。

以上、4 議案につきましては、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 今程、9月議会の補正、市長から提案されました。その中で私、細部にわたった説明はなかったんですけどもこの議案書の14ページに林業総務費の中で負担金として全国植樹祭負担金、これが9万7,000円計上されております。先日の新聞等にもでておりましたし全国植樹祭が来年6月7日ですかね、一乗谷の朝倉遺跡でもっておこなわれると、当坂井地区関係では、坂井会場でも行われるとこういうふうに聞きおよんでおりますけれどもこの負担金ですからこれ事務経費じゃないと実際に実施されるための経費じゃないかと私、こういう理解をしてるんですけども、これはどういう方面に使われる金額としてやね、これ計上されているのか、とそれを一つお答え願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 経済産業部長、坪田清隆君。

経済産業部長（坪田清隆君） 先程のですね、穴田議員のご質問の内容にお答えをいたしたいと思います。今回ですね、第60回の全国植樹祭、これにつきましては、議員ご指摘のように来年の6月7日に、福井県の一乗谷の朝倉氏遺跡の所をイベント会場といたしまして開催されることになってございます。またですね、より多くの県民がこの植樹祭に参加できますように広域圏ごとといたしまして嶺南それから丹南、奥越、坂井の4地区の会場を設けまして、記念植樹や、それから体験型イベントを行うこととしております。

今回の9月補正で計上いたしました「全国植樹祭負担金」の9万7千円につきましては、坂井会場におけるイベント内容、それから運営体制を検討するために坂井会場の実行委員会が策定いたします、「坂井会場実施計画」を作成するための経費の一部負担でございます。

この坂井会場の実行委員会は、坂井市とあわら市の行政機関それから各種団体及び県の各機関等で組織するものでございます。今回、実施計画の作成委託料38万9千円のうちですね、人口割による一部負担を求められたものでございまして、その負担割合はあわら市で25パーセント、坂井市75パーセントとなっております。

なお、会議費等その他の事務経費につきましては、全額、県の負担金10万円で賄うということになってございます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君。

16番（穴田満雄君） 今程、農水の部長の方からいろいろ説明をいただきました。それで理解できたんですけども新聞等によりますと来年の全国植樹祭、これに天皇皇后両陛下もご出席されるとこのように聞いておるんですけどもかなりの方々がこの福井県の方へやね、来られるんじゃないかと、そのように私、見ておるんですけども、実際、出席される方々、どれくらいの方々が来られて、当あわら市におきましては、観光施設としてあわら温泉も持っております。あわら温泉の方へもやね、どれくらいの人があるいは、天皇皇后両陛下を含めましてどれくらいの方があわら温泉を利用していただけるんかと、そういう話が出ていたら一つ答弁方、お願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清隆君。

経済産業部長(坪田清隆君) 宿泊客の誘致の件だろうと言う具合にご理解をしておりますが、今年度の6月15日に行われました秋田県の例に申し上げてご報告に変えさせていただきたいと思いますが、県外からの招待者が大体2,000人おりました。それから演出者、協力員それにですね、報道人合わせまして2,500人でございます。後、県内招待者が7,500人と聞いてございます。総参加者というのは12,000人という状況になっていたと聞いております。このうちですね、宿泊が必要な県外招待者、それから出演者等につきましては、実行委員会が宿泊地を指定をしていた、という具合に聞いてございます。

議員ご質問の両陛下の宿泊先につきましては、あわら市において調整できるものではございませんが、福井県の実行委員会に対しまして、県外からの招待客等を含め、多くの皆さまにあわら温泉をご利用いただけますように、積極的に働きかけていきたいと考えておりますので、一つご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長(東川継央君) 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 議案書の今度は13ページなんですけど、ここに畜産業費、これが出ております。今回の補正によりまして11の需用費、あるいは12の役務費でもってやね、それぞれ減額補正をしてきていると、勿論これ需用費、あるいは役務費等は、言うなれば事務的な経費と、こういう理解をしてるんですけども、今、酪農業者もやね、かなり苦しい立場にあるとこれは酪農業者が聞くと泣くんじゃないかなと思うんですけども、こういう減額補正に至った経緯というのは、何が原因でもってこういうやね、減額補正に至ったのか一つお答え願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清隆君。

経済産業部長(坪田清隆君) 今回の議員のご質問でございますが、畜産振興総合推進協議会事業費の減額ということでございます。この事業はですね、県内各市町が行う畜産農家と行政・JAとの会議開催に関する経費ということで通信費、それから資料作成費等のいわゆる事務的な経費ということでございまして、県単独の補助事業になってございます。

今回この減額に関しまして畜産農家の組織する酪農互助会等の団体に対する補助とは異なるものでございまして、これにつきましては、前年同様補助はしていくつもりでございます。

本事業にあたりましては、今年度も県の指導のもとでですね、当初予算において10万円を計上していたわけでございます。この事業は、市町の事務的経費に対する補助事業であり、県の補助事業の見直しによりましてですね、廃止とするという連絡を受けまして今回の補正による全額を減額したものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長(東川継央君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっております議案第79号から議案第82号ま

での4議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第83号から議案第85号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・採決・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第19、議案第83号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第20、議案第84号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第21、議案第85号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

以上の議案3件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第83号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から議案第85号「あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」までの3議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第83号につきましては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の題名が改正されたこと等により、「あわら市職員定数条例」のほか2条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第84号につきましては、地方自治法の一部が改正され、議員の報酬の支給等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を「議員報酬」に改めるとされたことにより、「あわら市議会の議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」のほか2条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第85号につきましては、金津中部工業団地の製造業等に係る工場又は事業場に対し、工場立地法に規定する緑地面積率及び環境施設面積率を緩和することにより、既存の工場敷地内での増設の促進を図ることを目的として新たに制定するものであります。

以上、3議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第83号、議案第84号の2議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、

直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

これより、討論、採決に入ります。

議案第83号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第83号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第83号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第84号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第84号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第84号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第85号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

議案第86号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長(東川継央君) 日程第22、議案第86号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

議長(東川継央君) 本案について提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第86号「福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、関係市町が負担する経常的経費に係る負担金の分賦割合及び基金の出資割合について、現在、合併に伴う暫定措置として分賦割合の単純合算により負担しているものを、均等割で負担することに変更するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます

議長(東川継央君) 本案に対する質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっています議案第86号は、お手元に配布し

てあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託します。

発議第4号の上程・提案理由説明・質疑・採決

議長（東川継央君） 発議第4号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） 議長のご指名がありましたので、発議第4号あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会は、会議規則に定めるところにより、議員活動の範囲を明確にするため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることになったことから、本規則の所要の改正を行うものでございます。

案につきましては、お手元に配布をしてあるとおりでございます。

所定の賛成者を得て提出をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、発議第4号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

散会の宣言

議長（東川継央君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、9月9日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時30分）

地方自治法 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 0 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成20年度 第33回あわら市議会 定例会

平成20年9月9日(火)
午前9時30分

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第 3 一般質問

(散 会)

出席議員(21名)

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員(0名)

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

議案第87号、上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第2、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第87号「公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号につきましては、社会福祉法人あわら市社会福祉協議会を金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者に指定するものであります。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とするものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま、議題となっております議案第87号は、教育厚生常任委員会に付託します。

一般質問

議長（東川継央君） 日程第3、これより一般質問を行います。

篠崎 巖君

議長（東川継央君） 一般質問は通告順に従い、10番、篠崎 巖君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 10番、篠崎 巖君。

10番（篠崎 巖君） 10番、市政会の篠崎でございます。議長のお許しを賜りましたので少子化対策について早速、質問に入らせていただきます。

私は、6月議会で丘陵地の園芸営農振興対策についての再質問の中で限界集落についてお伺いをいたしました。あわら市の人口31,460人、行政区は131区の中で65歳以上の比率が25%、7,800人、10年後は、これは予測でござ

いますが65歳以上の比率が31%、9,600人、少子高齢化で市人口3万人近くまでになると予測されるということです。高齢化がすすんでいる限界集落については安心して子供を生める農村、若者が定着する農村づくりのための状況と対策についてお伺いをいたしました。その時から感じたことですが、今回はあわら市の未来を考え、より住み良い活気あるまちづくりにするためには、少子化対策が最重要と考え今回の質問とさせていただきます。

3つほど、このことに関しまして感じたことを見たこととお話しますと一つは、今年は北京オリンピックが開催され、日本もメダル25個、中国は100個と中国の大活躍で終わりました。私は特に開会式、閉会式を見て日本の人口の10倍、人口13億人の中国の底力を見た思いと中国の勢い、パワーを感じさせられました。

2つ目としてテレビで見たわけですが、栃木県鹿沼市では「鹿沼市子育てにやさしいまちづくり推進条例」を平成18年4月に制定し、施策の中に「第3子対策事業」がございまして、その中に5本の柱、22の事業で総合的に少子化対策事業を行っており、事業をフルに活用すると1人600万円を超える支援になるそうでございます。

3つ目としまして6月15日の福井新聞に全国の都市、784都市を対象に調査した「全国住みよさランキング」では、総合評価では福井市は5位、あわら市は446位、しかし、安心度の調査では719位と下位に評価されていました。どこの自治体でも、例えば基本構想など行政運営の戦略を立てる時は、基礎としているのは、人口の動向であり、人口減少社会のイメージを具体的に描きながら政策に留意しなければなりません。

あわら市には、国の指針に基づき、平成17年3月策定されたエンゼルプラン「子どもすくすくプラン」が子育て支援室中心で行なわれていますが、今こそ各部署が総合的施策として推進する必要があると思います。これまでのプランのような保育関係の関係事業対策では、少子化の流れを変えるには不十分です。子育てを社会全体で支援、出産育児によって女性が失うものを少しでも減らすよう家族、地域、企業、総ぐるみで知恵と工夫を出し合い子育てに心から喜びを感じられる街、現状から脱却してすばらしい街に邁進していただきたいのであります。いろいろな点で豊かな生活になりすぎたかなという思いもございまして、最重要課題である市の少子化対策についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 篠崎議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策は、児童福祉、母子福祉、商工労働、教育、住宅等の各部署にまたがるもので、関係部局が連携して取り組んでいくことが効果的な対策を推進していく上で重要であると認識しております。

国におきましては、昨年12月に「子どもと家族を応援する日本」の重点戦略がまとめられております。

それによりまして、女性をはじめ、働く意欲をもつすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚、出産、子育てを可能にするための、仕事と生活の調和の推進と保育サービスの充実等、子育てを支える基盤整備の二つの取り組みを施策として進めることとしております。

市におけるこれまでの少子化対策としては、子育て環境の充実として、乳幼児医療の拡充や子どもの健全育成を支援する施策を実施して参りました。

しかしながら、福祉部門の施策だけでは不十分であり、各部局が連携し共通の行政課題として取り組む必要があります。同時に少子化対策・人口増対策は、1市町の施策のみでは充分でなく、県との連携も必要になってきます。県においても定住交流推進協議会を設置し、民間団体や各市町と連携のもと各種施策を推進しております。

今後は、県との連携はもとより、市としての各種施策を総合的に推進するため、庁内の横断的なプロジェクトチームを立上げ、検討していく所存であります。

また、平成16年度に策定した「次世代育成支援地域行動計画」を、平成21年度に見直しを行う際には、関係機関や各種団体の委員で構成する策定委員会を立上げることとしております。

内容的には、国の施策を踏まえながら、子どもを安心して生み育てることのできる居住環境や労働環境づくり等、総合的な少子化対策となるようにして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 10番、篠崎 巖君。

10番(篠崎 巖君) これで質問を終わりますが、この少子化対策が問題となったのは平成2年頃からと言われております。平成7年頃からいろいろ対策を立ててきましたが国、県が施策を、また取り組みは市町村が行わなければなりません。若い世代が結婚して子供を産む出会いの場づくりか働く場所、女性が働きやすい環境づくり、大学からのUターン就職対策、また若者が好む集合住宅の建設とかもちろん子育て支援対策等総合的に真剣な増子化対策を願いまして質問を終わります。

以上でございます。

笹原幸信君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) 市政会、2番、笹原、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前にですね、レジュメの2番、笹原のところですね、3行目、ほとんどの園児が自力で避難できないの避難がちょっと漢字が違っておりますので訂正をお願いいたします。

それでは質問に入ります。乳幼児施設の耐震診断、耐震補強についてということで質問をいたします。

当市には0歳児から5歳児までを預かる幼児園が4施設あり、また保育園4施設と民間の保育園が4施設あります。

このうち昭和56年以前の耐震基準で建てられた施設は芦原地区の北潟幼児園を除く幼児園3園と、民間保育園2園があります。旧耐震基準で建てられているにもかかわらず、耐震診断の予定がなされていないと思いますがなぜなのでしょう。

なお金津地区の市営、公設民営の保育園は耐震基準に合致していますので診断の必要はありません。

当市および県内他市町村でも義務教育の小中学校については、中国の四川大地震、岩手・宮城内陸地震後緊急に対策がとられて耐震診断、補強工事の予算が計上され急ピッチで事業が進行しております。

旧耐震基準で建てられた3幼稚園の内容は本荘幼稚園においては昭和49年6月築の2階建であります。

園児数は0歳児3人、1歳児13人、2歳児28人、3歳児～5歳児63人の合計107人が在籍しています。

芦原北幼稚園は昭和50年4月築の2階建で0歳児5人、1歳児11人、2歳児18人、3歳～5歳児54人の合計88人が在籍。

芦原南幼稚園は昭和54年4月築の平屋であり、1歳児2人、2歳児10人、3歳～5歳児68人で合計80人が在籍をしております。

この年齢構成において園児達は自力で避難できるような状況ではとてもありません。保育士が一人で担当している園児の人数は、0歳児では3人、1～2歳児で6人、3～4歳児で20人を担当しており、万一地震で建物等の倒壊が発生した場合、避難遅れのため大変悲惨な状況が予測されます。早急に対応されるよう強く求めます。

本来ならば弱者の入っている乳幼児施設のほうが、小中学校よりも優先して耐震診断がなされなければならないと私は思います。

補助金交付金制度について伺いたしますが小、中学校は文部科学省所管で手厚い補助金、交付金制度があります。一方、幼稚園、保育園は厚生労働省所管ですが補助金制度はどのようになっているのでしょうか。

また市営、公設民営と民営では補助金が違うと聞きましたがこの点もご回答お願いいたします。

芦原庁舎利活用検討会議において、芦原南、北幼稚園は統合して芦原庁舎に移転するとの案があります。

8月20日開催されました行政改革特別委員会において、芦原庁舎利活用検討状況が報告され、案のひとつとして、老人センター、社会福祉協議会、子育てセンターの施設および、芦原南、北幼稚園を統合して芦原庁舎2階に移転するとの案も示されましたが、これには約6億円の改修費がかかるとのことでした。

また幼稚園を1階に、老人センターを2階にすると風呂場を2階に造るため8億円程度かかるのではないのかとの試算がだされました。

また芦原庁舎の設計が昭和54年であり耐震基準を満たしておらず、耐震診断に1,900万円かかり耐震補強もしなければならないであろうとのことで、この分が上乘せされると相当多額の金がかかると思われますが、この件に関しましては、20年度中には方針を決定するとのことでした。

芦原南、北幼稚園を統合して、芦原庁舎に移転を考えているのであるなら改修費用、耐震診断、耐震補強で相当の経費を見込まなければなりませんし、また年間921万円という借地料もネックになってくると思います。

これだけの経費をかけるのであれば、統合して別の場所に新築することを考えるのも一案であると思いますがいかがでしょうか。

結論を早く出して頂き現状のまま推移するならば、早急に3幼稚園の耐震診断を実施して頂きたいと思います。

以上第1回目終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

近年、国内では毎年のように大きな地震が頻発しており、大地震はいつどこで発

生してもおかしくない状況にあるとの認識が、国民の間に広がっております。

このような状況を踏まえ、国は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正し、地震に対する安全性が不足している建築物の耐震化を促進して、平成27年度までに、住宅・特定建築物の耐震化率を90%にする基本方針を打ち出しております。

あわら市におきましては、昭和56年以前の旧耐震設計基準に基づき建設された乳幼児施設は、幼稚園3園、民間保育所2園があります。このうち幼稚園につきましては、公立2園、公設民営1園となっております。

議員ご指摘のとおり、学校の耐震化につきましては、文部科学省が推進し、耐震診断率も90%を超える状況となっておりますが、保育施設につきましては、進んでいないのが現状であります。

しかしながら、学校の児童・生徒より年齢の低い子ども達が、1日の大半を過ごす保育施設の耐震化整備は非常に重要な課題と認識しており、計画的な耐震診断の実施に努めたいと考えております。

また、この耐震診断に係る補助制度についてであります。市営あるいは公設民営の施設の場合は、国の「住宅・建築物改修等補助金制度」で、基準単価の3分の1の補助があります。民設民営の施設である場合は、県の「児童福祉施設等耐震化診断促進事業費補助金」により、基準単価の3分の2の補助となります。

なお、耐震診断を実施し、耐震補強が必要と判断された建物の補強工事を行う場合、市営あるいは公設民営の施設は「住宅・建築物改修等補助金制度」により対応することとなります。

次に、芦原庁舎の利活用と南北幼稚園の統合について申し上げます。

ただいまご紹介いただいたように、去る8月20日に開催された行財政改革調査特別委員会において、庁舎利活用の検討状況について報告させていただきました。

この報告では、これまで総務常任委員会などでもご説明申し上げておりますように、あくまでも検討中の案として、芦原南・芦原北の両幼稚園を統合した幼稚園を芦原庁舎利活用の核に置き、そこに追加する施設について、いくつか検討を続けている旨の説明をさせていただいたところであります。

その中には、今ほどお示しいたきましたように、老人福祉センターや社会福祉協議会事務局などとの複合施設という案もございました。

年間900万円余りの土地借上料なども考慮した場合、庁舎を取り壊して、借地を地権者に返還してはどうかというご意見もお聞きしておりますが、昭和56年に完成した芦原庁舎は、合併後のあわら市の公共施設の中でも、比較的新しい施設であり、旧芦原町民にとっても一つのシンボリックな施設であります。

議員各位のご理解がいただけるのであれば、今後もこの考え方の上に立って、早急に統合幼稚園を核とした利活用計画の取りまとめに入りたいと考えております。

なお、南北幼稚園の統合が実現いたしますと、年間約4,000万円程度の人件費削減効果が見込まれます。

議員には、芦原庁舎を統合幼稚園として活用するための改修費用や、耐震補強工事費用などについて、ご心配をいただいているところですが、現段階では、改修費用として約4億円、耐震補強工事費用として約5,000万円から1億円を要するのではないかと想定されます。

これらの経費は、年間900万円余りの借地料を含め、決して安いものとはいえませんが、あわら市の将来を見通した場合に、必ず必要となる経費であります。

したがって、平成25年度が期限となっている合併特例債を有効に活用していくべきものと考えております。

なお、同じ経費をかけるくらいなら、南北幼稚園を統合して新築してはどうかのご提案でございますが、この場合、新たな新築場所の選定を要することや、芦原庁舎の利活用問題は依然として残ることなどから、現時点では採用は困難であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君

2番(笹原幸信君) それでは、再質問をさせていただきます。学校の児童・生徒より年齢の低い子ども達が、1日の大半を過ごす保育施設の耐震化整備は非常に重要な課題と認識しており、計画的な耐震診断の実施に努めたいと考えているということですが、耐震化整備とは何をさすのか、また計画的な耐震診断の実施とは平成21年度当初予算に耐震診断の経費を計上するという事なのか、具体的に説明していただきたい。

また、2点目ですが、耐震診断の補助金について市営、公設民営の場合は国の住宅・建築物改修等補助金制度で3分の1の補助。民設民営は県の補助で3分の2の補助になるとのことですが、国の補助というのは厚生労働省の補助なのかどうかも伺いをいたします。

また、3点目ですが、診断の結果、改築及び耐震補強の必要性があるとの判定が出たときは、住宅、建物改築等補助金で対応するとのことですが、どのような内容なのかをお知らせください。

次に、民間保育所の耐震診断状況はどうなっているのか。市の補助はあるのかないのかも伺いをいたします。

最後に芦原北、南幼稚園が芦原庁舎に移転しなかった時、耐震診断はどのようになされるのかをお伺いをいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、川島清一君。

市民福祉部長(川島清一君) それでは、ただいまの笹原議員の再度のご質問にお答えをしていきたいと思っております。順次、私の方で質問順に従いましてお答えをして参りたいと思っております。

まず、始めに耐震化整備とは何を指すのかということのお尋ねでございます。施設の耐震化を進めるにあたりまして、基本的な考えに基づき、保育施設の耐震診断及び、耐震補強を計画的に実施、また促進していくことにより、施設の安全性を確保するという計画のものでございます。

それから計画的な耐震診断の実施とは、21年度当初予算に耐震診断の経費を計上していくことか、というお尋ねでございますが、市の総合振興計画実施計画において、保育施設はもちろん、他の施設も含め、それら施設の緊急性、重要性、優先性を考慮しながら、年次計画を立て、その計画年度におきまして、予算を計上して耐震診断を、さらには耐震補強を促進していくものであります。

議員がご心配をされております、幼児保育施設の安全性の確保につきましては、担当する部署といたしましても、同様の思いをいたしているところでございます。

今後、関係部署と協議しながら、実施計画に盛り込み、耐震診断に係る予算の計上に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

す。

次に、耐震診断の国の補助金でございます。先程の、市長の答弁の中でも申し上げました国の「住宅・建築物改修等補助金」は、厚生労働省ではなく、国土交通省の補助制度でございます。県子ども家庭課によります、「保育所など児童福祉施設の耐震化について」におきまして、国庫補助金は、この制度、国土交通省の制度補助金を利用することとされております。

それから、耐震補強に対します補助金の内容についてでございますが、この「住宅・建築物改修等補助金」は、地方公共団体が行う建築物耐震改修等事業に対する補助制度で、耐震診断に要する経費及び耐震改修工事に要する費用の3分の1以内の額を補助するというものでございます。

なお、その耐震改修工事の対象となる基準単価は、1㎡当たり、4万7千円を限度としております。

次に民間保育所の耐震診断状況、また、市の補助金の有無についてでございますが、民間の保育所では、旧耐震基準により建設された二つの保育所、すなわち妙安寺保育園と白藤保育園の耐震診断が必要となっております。

市の補助金といたしましては、耐震改修工事に要する費用については、「福祉施設整備事業補助金」の対象となり、これは国・県の補助の残りの、100分の8を補助することとなっておりますが、耐震診断に要する費用については、市の補助金はありません。

ただし、県の補助制度としましては、耐震診断に要する経費の、3分の2を補助する「児童福祉施設等耐震化診断促進事業補助金」がございます。

最後に両幼稚園が移転しなかったときの耐震診断は、どうするのかということでございます。これにつきましては、先程も市長の答弁なかにもありましたが、ただいま案というようなことでお示しをしている内容のものでございますが、もし、その建物が、両幼稚園のことですが、今後も幼児保育施設として使用されていくということであれば、耐震診断を行い、さらには耐震補強についても計画的に実施していくことにしたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わらせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 再度、質問をいたします。第1番目の再質問で私が言いました21年度、当初予算に耐震診断の経費を計上するかどうか。先程、市長が答弁されたように大変、緊急性ある重要な問題であると答弁をされております。これに対して部長の方からは努力すると、21年度、当初予算に上げるかどうかを私は聞いているのであって努力するという回答ではなしにもう少し具体的な回答をお願いをいたしと思っております。

それからですね、今の回答で私自身ちょっとびっくりしたのは、所管の厚生労働省の補助金がほとんどなくですね、保育園とか幼稚園を管轄している所管の補助金がないというは大変おかしいというように感じました。所管でない国土交通省の補助金をもらってやるということに対してちょっとおかしいという気がします。これは、当市だけの問題ではないので私の意見ですが、できたらですね、自治体がいろいろ共同して文科省と同じような耐震診断補強の補助金の制度を作っていただくよう所管の厚生労働省に働きかけていかなければならないのではないのかなと、そういうふうに思います。まず、先程、言いましたように何とか当初予算に上げていただいて21年

度に耐震診断を実施をしていただきたいそういうふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部長、川島清一君。

市民福祉部長(川島清一君) 笹原議員の再質問に対します再度の質問でございます。

先程の答弁のなかで私も予算の計上に努めて参りたいということでもございましたが、これは、実際には努力をしていく、また今後、次年度に対します実施計画それらも今後、詰めていくというなかでこれらを要望していきたい、またそこに計画的に上げるような努力をしていきたいというふうに考えておりますので、それによりまして予算計上も強力に計上できるように努力をして参りたいというふうに考えますのでよろしくお願いを申し上げます。

それから、次の国土交通省の補助金しかないというようなことでもございますが、この補助金につきましては、厚生労働省も一つに考えられますのは、たくさんの補助金、この耐震診断及び耐震補強工事に対します補助金がいろんな部署によってあるということが国におきまして、私も聞いているところによりまして一本化というようなことも視野にあるようでございまして、ただいま国土交通省が先に補助した補助制度に沿って厚生労働省もこの補助金を使っていたきたいというような県からの家庭課の方からも要綱のなかにも謳っておりますので、この補助金を使用させていただきということでもございます。なお、そういう厚生労働省に対しましても働きかけを、ということでもございましたがこれにつきましては、各市町、隣の坂井市また、担当課とも協議し県にこのようなことも申し上げていきたい、希望していきたい、運動していきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 市長をお願いいたします。部長の方からは、当初予算に何とか予算計上をしていきたいと、そういう気持ち、熱意を言っていたいたんですが、何分にも財政課長査定、市長査定と査定が段階がいろいろございます。何とか21年度で耐震診断の予算を認めていただくようお願いをしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 担当部署としては、21年度の予算化に向けての努力をします。というような答弁をいただいておりますけれども、議員ご指摘のとおり、財政当局の協議も必要ですし、もう一点はやっぱり、笹原議員ご自身もですね、財政運用について厳しいご指摘を今までされてますので、なおさら担当部長は努めるという答弁をしたのではないのかなと思っておりますが、議員ご指摘のとおり、大変重要な問題である。しかも緊急を要する問題だということについては、私も十分認識をしておりますので、21年度の振興計画の見直しも行いますのでその中にこの件も入れてですね、議員のご希望に沿うべく私自身もまた諸々の条件を煮詰めてですね、努めて参りたいというふうに思っております。

2番(笹原幸信君) 以上で質問を終わります。

向山信博君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、8番、向山信博君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 8番、向山信博君

8番（向山信博君） 8番市政会、向山。入湯税について質問をいたします。

まず、一つ目ですが、旅館経営者のモラルについてであります。私はこの入湯税というのは普通の消費税や固定資産税また、その他の税金とは少し異なる税だというふうに思っています。全国的に横にらみということもありますが、税の導入についても金額についても、自治体に任せられているということでもあります。また、その充当範囲も定められているということでもあります。

お客様からきちんと徴収し、そのお金を納入しないということは、今、社会的にいろいろ問題になっております、社会保険庁へ事業者が従業員から徴収した保険料を納入しなければならないのに、それを収めない、ということと同じではないでしょうか。また、この税の取り扱いについても、疑問があります。きちんと別管理をしなければならない、というふうに思うわけですが、この点について市長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

次に、税の申告についてであります。

旅館組合がまとめて申告をするとところと個々の旅館がそれぞれ申告をするという二重の申告方法をとっていた、ということです。これは、私に言わせれば自治体はその管理について、もっとまとめなければならないのではないか、というふうに思うわけでもあります。好きなようにやらせていたということも疑問があります。

これは、自治体が申告の方法や申告数の正確さも含めて取り決め、納入を指導しなければならない、というふうに思うからであります。それは、旅館の申告や納入について正確性や不公平をなくすためにも必ず必要であるというふうにさらに思うからであります。この点についても市長の考えをお聞きしたいと思います。

次に、入湯税の滞納の処置についてであります。旅館経営者始め、苦しい状況乗り越えて義務を果たすというこのような税の納入者の気持ちを考えますと今後を含めてどのような処置を市民に報告していくのか、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、このようなことが二度と起さないためにも庁内組織の管理運営についてであります。公選で選ばれた首長と職員の関係は権力者と従者の関係が成立し、トップのモラルや考えがそのまま反映するのが常であるというふうに思います。このことを考えますと今回のことは、トップの意向がなければ長年に亘りこのようなことがなされたとは、到底誰も考えられないわけでありまして、トップダウンであるというのが普通ではないでしょうか。

先日、協議会で物理的な抑止の方法をお聞きしました。これも人がやることであり、万全ではない、というふうに考えます。また、よく公務員は縦社会だと言われていますが、特に、国、県とのつながりはそうである、というふうに思います。私は、決してあわら市はそうであるというふうには思いたくありません。

何がしたいかと申し上げますと、強い権力者にはボトムアップが必ず必要であると思います。余りにも強い権力者は長続きしませんし、市民のためにならない、というふうに思うからであります。

4年に1回の審判があるからと言われるかもしれませんが、この4年間が大変長く、市民や職員にとって大変大事であると思うからです。

今回のことで失われた行政と市民の信頼関係を取り戻すためにも、職員の処分だけ訴えるのではなく、風通しのよい組織を構築することが今、求められている最大の市民の感心事であるというふうに思います。また、私はこのようなことを思うと

き、当時の首長の検証なくして、職員の処分だけでは済まされないというふうに思っています。このことについても市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わりたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 向山議員のご質問にお答えいたします。

まず、この度の入湯税滞納額の調定未済といった不適切な処理に関し、議員の皆様を始め、市民の皆様にも多大なご心配とご迷惑をお掛けしたことに対し、衷心より深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起きないように、私を始め職員一同が襟を正し、誠心誠意職務に取り組んで参る所存でありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、1点目のご質問の旅館経営者のモラルについて申し上げます。

ご承知のとおり入湯税は、鉱泉浴場を有する旅館等を利用した入湯客に課するものであります。そして、その徴収は、特別徴収義務者として市が指定した旅館等の経営者が行うこととなっており、入湯客から徴収した当月分の入湯税を、翌月に市へ納付するものであります。

このことから、入湯税は、旅館等経営者の「一時預かり金」であり、申告及び納付が滞ることに対してモラルを問われるものであります。

なお、当然のことながら、特別徴収義務者に対しては、他の税と同様に法律上の義務が課されております。

次に、2点目の入湯税の申告について申し上げます。

現状においては、個々の旅館等がそれぞれ申告・納付する方法と、納税組合を組織している旅館協同組合が同組合に加入している個々の旅館分の申告書を取りまとめた上、一括申告・納付する方法の二本立てとなっております。

そして、旅館協同組合を経由した申告納付に関しては、申告書や納付の取りまとめの関係上、実質1ヶ月遅れの申告・納付となっております。

このような特別扱いは、以前から行われていたようではありますが、納税組合による納付といえども好ましくないことは明らかであります。

この度、市税等の納付方法の見直しにより、納税組合を経由した納付方法については、本年度限りとしましたので、来年度からは本来の申告納付に移行するよう要請したところであります。

また、税の公平性を確保する観点から、法律に基づく帳簿書類の検査権を発動し、特別徴収義務者である各旅館等に対し、適正申告に向けた指導、調査を本年10月から実施して参ります。

更には、入浴形態の多様化に伴う課税のあり方について、先に実施した全国主要温泉地の調査結果などを踏まえ、見直しを図りたいと考えております。

次に、3点目の入湯税の滞納及び調定未済について申し上げます。

入湯税の調定未済は、バブル崩壊後の景気低迷の影響を受け、温泉観光客の入込数が減少したことなどにより経営不振となった旅館が、平成11年度において滞納したことから生じてきたものであります。

本来なら、入湯税は納付の有無に拘わらず、申告と同時に収入調定に計上し、未納となった場合は、滞納繰越分として処理しなければいけないわけであります。

しかし、当時は、2旅館の滞納額も少額で、少々遅れたとしても納付が見込めると考え、調定計上を見送ったことが発端となったものであります。

それ以後、このような処理方法が改善されることなく、滞納分は納入日に調定計上することが継続され、本年5月末の時点では、5旅館分で1,744万7千円に膨れ上がったものであります。

一方、これまでの不適切な事務処理、決算書の不備は、決して許されるものではありませんが、調定未済であった入湯税額を放置することなく、現在まで鋭意徴収事務にあたっていたのは事実であり、このことはご理解いただきたいと思っております。

次に、4点目の庁内組織の管理運営について申し上げます。

市では、調定未済が明らかになったことから、出納閉鎖前の5月27日の総務常任委員会協議会及び5月30日の議会全員協議会において、その概要について説明を行っております。

そして、6月13日開催の総務常任委員会に資料を提出しご審議をいただいたほか、その資料を公表しております。

また、同日付けで、副市長を委員長とする「入湯税調定問題調査委員会」を設置し、申告書及び調定簿の存在する平成10年度からの申告、収納状況、及び関係職員等の聞き取り調査などを実施し、「入湯税調定問題調査報告書」として取りまとめを行っております。

この報告書については、7月22日、総務常任委員会及び監査委員に提出して、ご審議いただいております。

今後に向けた対策としましては、申告がなされた時点での収入調定への計上は勿論のこと、そのチェック体制の強化を図るとともに、収納システムとの連携などの体制整備を充実したいと思っております。

また、この調定未済問題を機に、公務員としての意識高揚を図るためのコンプライアンス研修の実施や、事務監査体制の整備に取り組んで参りたいと考えております。

今回の調定未済の不適切な処理は、報告書にあるように、あくまでも職員の判断に基づくものであり、トップの指示は一切無かったものと思っております。

なお、この問題について、退職された当時の首長の責任追及のことにつきましては、私の立場で言及すべき事項では無いと判断しております。

また、風通しのよい職場づくりについては、私の目指す組織の姿であり、市長就任以来、職員との意思の疎通に努めているところであります。

最後になりますが、市民の皆さまには、市広報紙等を通じて、調査委員会の報告書などを基にこの問題の全容を明らかにし、お知らせして参りたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 8番、向山信博君

8番(向山信博君) 今程の市長の答弁でですね、2点ほどお願いしたいと思っております。

まず、特別徴収義務者である旅館に対して適正申告に向けた調査を本年10月というようにありますけれども10月と言わんと今すぐですね、行政の調査、それから監査委員会の調査が終わってますからね、そんなもんすぐ始めないかと、そうでなかったら他の納税者に対してですね、たいへん失礼ですよ。これは是非、お願いしたいと、早くお願いしたいというふうに思ってます。

もう一つですね、トップの指示は一切なかったと判断するとしておりますけれどもトップの指示がなくてもトップは知るべき義務がありますし、それも知らなかったというならば本当に職務怠慢であるというふうに言わざるを得ません。私はこの

件について、本人自らが出てきて陳謝するような要請も必要であるというふうに思いますが市長のお考えをお聞きしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 今後の特別徴収義務者に対する指導と申しますか、問題ですけども既にそういう話し合いと申しますか、既に行っております。今、10月から始めようとしているのは、調査権に基づいての立ち入りの調査でございますので、さらに一歩進んだ指導、調査を調査権に基づいて行うと言う内容のものでございますのでそれは、10月から実施をしたいということですのでご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目のトップの問題ですけども、副市長を委員長と申します、調査会で調査をしてもらっておりますが、その結果ですね、当時の担当していた職員達の聞き取り調査によってもトップまで報告したということはありませんでした。それから、既に退職されておられますけれども4名の特別職の方々にも聞き取り調査を行ったようですが、いずれもやはり、知らなかったというようなご回答でした。

このことにつきましてはですね、管理監督という意味ではそれは、一般的には責任問題としてはあるのかも知れませんが直接的なことはなかったというふうに思っております。このことについてですね、ご本人等が出てきてですね、云々という今、お話ございましたけども、これは市といたしましては、そのような調査をいたしておりますので、これから先のことになりますとこれは、行政としては、少しできないのかなというふうに思っております。これは、行政とは別問題のところに行ってしまうのかなというふうな気はいたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 8番、向山信博君。

8番（向山信博君） ちょっと納得はいかないわけですが、これは市民の皆様方が正確に判断をしていただくというふうに思っております。

税金の問題についてですね、今、市内と申しますか、市民の方々には、大きな不満をもっております。と言いますのは、本当に苦しい状況の中でまじめに働く方々、特に小売業者や小さい製造業販売を行っている方々におかれましては、非常に厳しい状況の中でまじめに納入をしているという方、たくさんの方を聞いております。そんな中で少しでもこのことに対してですね、市としては、公平公正に納入ということに関しての指導を、収納対策室ですか、ございますし、きちんとやっていただきたいというふうに思っております。

話は別になりますけども、こういうことを含めてですね、処分も含めてですね、市長は、常に先行、先行で記者会見やいろいろな発表されますけれども、私は今回の雲雀ヶ丘寮の社会福祉法人協議会に特命についてもですね、言われますけどもやっぱり議会ですね、議員発言は、市民の大きな付託がございます。また、市民の意見や要望を反映する我々としては少なくとも、先ず議会のお話を聞いてですね、それから、市長の特権である自分での進め方を進めていただきたい。そうしないときちんと収まるところでも収まらない、また余分な議論をしなきゃならないということもございますので今後は、少なくとも議長もいつもおっしゃっておりますけども議会と行政は車の両輪であるというふうに私も思っておりますので、議長に対しましては、そういうふうないろんな場所ですね発言いたしまして先ず、議会との相談と申しますか、意見交換と申しますか、ということをして発言していただくよう

に要望いたしまして私の質問を終わりたいと思います。

関山博夫君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、7番、関山博夫君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 7番、関山博夫君

7番（関山博夫君） 7番、関山でございます。議長のお許しをいただきましたので、今から一般質問をさせていただきます。少し、お三方がかなり、厳しいお話もございましたので、私のお話につきましては、ビジョンということでございます。それを掲げて今回、質問させていただくことになっております。まず、題名としましては、合併5年を経過したあわら市街地の格差という言葉なんです、違いと言いますか、そういうことについてですね、お話をさせていただきたいと思っております。中心市街地のまちづくりの短中期ビジョンの形成について、ということでございます。

本日、質問させていただきます事は私がここ4年間暖めてきましてやっとある方向性がまとまってきました。ほぼ私の質問の集大成ということでありまして。ざっくり大枠の話させていただくわけですが、ここではこうあるべきかなとか、こうでなければならぬとか、そういう野暮ったい話はですねしないでおきます。かくいう私も、硬くならずにお話をさせていただきますので市長もその点をどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨日はですね、いろいろなニュースが盛りだくさんでありました。それは、本荘の米倉さん、80歳越えられた、本当に健康そのものの立派な農業を担当されてる方でございますが、その方がNHKですね、6時のNHKで紹介されておりました。また、ニュース等ではですね、福井市宮ノ下の一億本のコスモス園の報道ですね、それから、隣の加賀市ではお寺があるんです。実性院というお寺がありますが、その萩が見所である、そういうことですね。我々、全市民や県境を越えた方々の双方の自然に興味を持つ人々やリピーターは、勿論、まだ見ぬものにも旅心をいざなうような初秋の心うきうきさせるニュースでありました。さて、我があわら市においては、今年は幸い災害も少なく実り多い年であると聞いております。私も60になりまして、亡き父がこよなく愛しておりました古美術品や盆栽いじりあるいは、植木の世話ということが身にしみてきたわけでございます。さて、本題に入りますが、平成16年春にあわら市は合併し早5年目に差し掛かっております。市民各位に置かれましては、合併の色々な問題とそれらの解決に鋭意従事されて来られたことを私も思っております。私たち議会も鋭意それらを共通化し問題解決に積極的に取り組んできたところであります。その一つ一つをここで列挙する事は慎ませていただきます。しかし、私の周りではどうも市当局は合併の2市街地にバランスを欠いているのでは無いかといふ声が聞こえてくるのであります。そこでお尋ねを致します。合併融和がもっとも重要な時、比較する事も憚られる処であります。私も支持者を得てここにおります関係上、私への負託の立場上、お話を紐解かせて頂きますこととお許しいただきたいと思います。先程、向山議員から入湯税に対して諸々言及をされましたが、観光客の入れ込み、先程、市長がおっしゃったようなバブル崩壊後のいわゆる問題、自他の要因があります。例えば顧客ニーズの変化や長期的景気低迷、あるいはガソリン問題とかですね、いろいろな外部要因がひいてはアメリカのサブプライムの問題なんかもありますけど、こんな話をしますとあちこ

ちになってしまいますので、それはよしておきます。それはそれとして、旧市街地その一つですね、旧金津地区においては、280ヘクタールに及ぶ建設的経費が着々と進行し、市民各位の目にも映るように都市整備に再投資がされて滞りなく進行しているわけでございます。さて、もう一つの旧芦原地区への建設的処置がなされているかという事であります。勿論、現市長は合併時には市長ではありませんし、副市長も市長より遅く理事者側に編入されたわけであります。そこでお尋ねを致します。中心市街地まちづくりの短中長期的なビジョンの形成についてでございます。

あわら市の2つの市街地の一方、旧芦原市街地は、どのようにこれから対処されるおつもりであるのか。我々が住んでおりますところの旧芦原地区の市民は、その答えをですね、粘り強く待っておるのであります。ある方は、片肺である。片目であるとか、片輪であるとか、片方であるようなことを私に強くプッシュするわけでございますが、思えばかつて合併に存在していたらしさ創造もあったわけでございます。如何でしょうか。その点についてお尋ねをさせていただくわけでございます。

その問題の中でですね、今現在のあわら湯のまち駅でございますが、将来のえちぜん鉄道にですね、低床車両、LRTというのが話されておりました。その中でですね、まちづくり周辺整備についてでございます。将来のえちぜん鉄道の低床車両の乗り入れ、福武線がいわゆる福井の方へということで、いわゆる第3セクター的な形になってきたということでございますが、かつて、前市長時にですね、あわら湯のまち駅周辺整備についてであります。かつてあわら湯のまち駅を7000万で立替するよ、というお話があったんですが、それは立ち消えていわゆる少しの手直しで、改修ということでおさまったわけでございます。駅舎は補修の結果、十分駅舎の機能を保って問題はないわけでございます。今日、えちぜん鉄道を利用する乗降者の利便には何も障害なく役立っていると聞きます。勿論、北陸線は大動脈でありますから、えちぜん鉄道とは比較するものではありませんが、いわゆる旧芦原市街地の玄関である事は間違いはありません。日々、通勤、通学は勿論のこと、イベントは、福井まつりへ行くよと、あるいは、三国祭りへ行くよ、夏になると三国の花火大会に行くよ、海水浴に行くよ、私達も三国の方へはしょっちゅう行っておりましたし、福井は通学しておりましたのでそういうことがあります。大切な交通体系であります。今は、亡くなられましたけども坂川市長がその時に大きく取り上げられていた、いわゆる見渡せば富山市の方でのLRTに伴う低床車両の導入等、又福武線とのジョイント等が待たれる処であります。そこでお伺いいたしますが、あわら湯のまち駅の改築はそれほど急を要しているとは思いませんが、相変わらず住民は旧金津地区の発展にですね、いわば280ヘクタールですね、旧市街地ですね、あわら温泉駅周辺整備という形できちんと銘打たれてるわけですが、あわら出身の市長も痛いほどお分かりの事では無いか。であるのであれば、市民ニーズ、観光ニーズとしての玄関口機能としてのインフラ整備が待たれているのでは無いでしょうか。例えば日々の玄関、市民のライドアンドパーク等ですね、いわゆる駐車場の整備ですね、冬季忘新年会であわら温泉の場合には、県外あるいは県内から多くの方がお越しになるのですが、その時に突然雪が降るということがあります。そういうことに対してですね、混乱と集中回避としての駐車場整備、日帰り客、特に湯めぐりか何か3年前からやってるわけですが、観光客の利便というより重要機能としての駐車場整備、また商店街の活性化としての駐車場整備等ですね、市民あるいは観光従事者にとって心から望まれるような施設では無いか。そして願わくばえちぜん鉄道をまたぐか、かいくぐるか、駅北、駅南北をですね、駅の北側という

うのは、今現在、北潟の方を向いている。駅南というのは、本荘の方を向いている。結束する立体施設等が必要と考えております。2つきちんと踏み切りがあるわけですが、15分、いわゆる往来が激しいわけでありまして、いわゆるそこです、あわら温泉を貫通する川と例えられております。そういうことは昔から言われてるわけですが、そういうことに対して如何でしょう。大胆なビジョンを持たせるそのようなまちづくりを市民皆で考える夢は大切である、夢があるからこそ我々は、励み生きてく、ということであり張りを持って生きていくということですね、元気が与えられるわけでありまして。英知を重ね作り上げられているまちは、その平面に対して鮮度を失わないどころか潤いを増すのである。いわゆる品格が滲むのではないかとございまして。ヨーロッパ何か行きますと非常に古いレンガのところにも多くの草木がですね自然に生えている状態ですね、いわゆる、人口と自然との調和ということが特に言われておるわけですが、私どもでは毛頭ありませんが、立派な先輩方はそのように申しております。時代のニーズは刻々と変化しているわけでありまして、旧芦原市街地の玄関にインフラのリニューアルを果たし今まさに期待されるまち歩き、いわゆるまちをですね闊歩しようじゃないかと先程、入湯税の話もありましたが、多くの軽井沢、あるいはそういう有名な観光地、湯布院、そういうところはですね、全部町の中に人が溢れそして、楽しく豊かにですね、会話をしているわけですが、それらの心意気をですね、一つ市長にですね、ビジョンとしてですね、形成していただくためのお話をいただけないか、ということでございますので以上よろしくお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 関山議員のご質問にお答えをいたします。

現在のあわら市には、JR芦原温泉駅を中心とした金津市街地と、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅を中心とした芦原市街地の2つの市街地があります。

このうち、JR芦原温泉駅周辺地区については、平成16年度からの2年間で、芦原温泉駅周辺整備基本計画を策定し、これに基づき、北陸新幹線の延伸に対応した振興実施計画も立てております。

また、当面の事業実施に向け、平成18年度には、新幹線の現駅併設を見据え、定住環境の向上をまちづくりの目標に、金津市街地約280ヘクタールを区域とした都市再生整備計画を策定しております。

この計画では、個別の目標として、交通ターミナル機能の強化、定住環境の整備、市民活動団体の育成を掲げ、この目標達成に向け、平成19年度から3年間で、東西駐車場の整備や西口アクセス道路の一部の整備、更に公園整備やまちづくり活動推進事業などを進めることになっております。

一方、あわら湯のまち駅周辺地区であります。今日まで、有楽荘跡地検討委員会を始め、観光行政の視点から、様々な検討がなされてきましたが、現時点において、まちづくりの整備方針が確定していないというのが現状であります。

現在、市街地整備については、まちづくり交付金による整備や中心市街地活性化法による整備手法がありますが、何れも、単体のハード事業だけの整備では、事業採択が困難となっております。

事業採択には、まちづくりの目標を設定し、その目標の達成度合いを検証できる、具体的な指標の設定が求められているところであります。

そこで、まちづくりの目標を、例えば、「温泉街を訪れる観光客が、気持ちよく

街中を散策できるまちづくり」と設定した場合には、その実現に向けた手法や、目標に対する進捗の度合いを検証する手段、更に事業実施の前後における検証結果が問われることとなります。

従って、あわら湯のまち駅周辺の整備に当たっては、整備ありきではなく、如何に魅力的な温泉街のまちづくりを、どのように目指していくのかという議論が必要となります。

今後、議会や市民の皆さんと共に議論してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君。

7番(関山博夫君) 力強いお話をいただきました。心意気ということでございますので、5年遅れ、別に遅れても私は亀でなければいけないんじゃないかな、といわゆる、うさぎで昼寝してはいけません。先行投資だけです、ハード整備だけで乗り切ろうとしても世の中それはだめだ、ということでございます。特に観光というのはですね、非常に難しい問題を抱えております。喜ばれなければいけない。来たお客様が「ああここはいいな。」「いいでしょう。」「ではないですね、いいでしょう。」「と言ってもだめです。」「いいな、ありがとうございます。」「とそういうふうなことでないかと思っております。

それでは、第2番目に移らせていただきます。仮称「あわら市観光会議」の早急な設置についてでございます。まちづくりを本格的に検証するため、先程も言われたんで、繰り替えさんとなかなか思うんだけど、いろいろな団体、市、市議会等ですね、幅広い団体から集団で構成される委員会の設置についてでございます、先程、市長はハードだけじゃないよ、と言われましたけど、まさにそのとおりであります。今までですとですね、箱物作って、物作って、さあ、お任せだよ、あなた方市民勝手にやりなさい。そうすると市民の方からこの草むしれ、掃除しろ、ああしろ、こうしろ、そういうことがいわゆる対価としてでてくるわけですね。そういうことについては、だめなんだといわゆる、自分達が関わった人間であり、関わった場所をですね、自分達が磨き上げるんだと、そういう毅然とした態度が必要なわけでございます。さて、次にですね、仮称「あわら市観光会議」の早急な設置について、先程、申し上げました夢は別にしてまさに生きたまちづくりを本格的に検証するためいろいろな団体、市、市議会それらを含めたですね、超党派のですね、いろんな集団で構成される委員会、これ継続しなければいけないんですよ、1回やりましたよ、2回やりましたよ、3回目で落としましたよ。ホップ・ステップ・ジャンプそれじゃだめなんだ。いわゆる、永続しなければいけないんですね。永続するということがようするにこれからの状況なんです。市長がいわゆる、あわらの人だからだとか、金津の人だからとかそんなことを言っているんじゃない。問題は、観光という基幹産業を成長させて、そして、自分達が誇らしいまちづくりをしなければいけない。そのためには、永続しなければいけない。その永続というのは、月1回であるとか、半年1回であるとか、そんなことじゃない、いわゆる、問題があったときには、果敢にそれに対して我々を徴集してですね、理事者の方々も出てきてですね、そうなるように、どこどこだ、あこだ、縦割り、縦割り、そんなものは今からの時代じゃないですよ。今、世の中は大きく変わろうとしている、どんどん変わろうとしています。そういうふうな過渡の中ですね、生きたまちづくりは、先の6日に開催されましたJR芦原温泉駅周辺整備皆でつくる景観の美しいまちづくりワーク

ショップその方向性を少しお伺いしたわけですね、特に女性に対してですね、優しい、私みたいな人間ではだめなんです。女性に対して非常に優しいね、まちづくり、おしゃれなまちづくり、そういうことがですね、強く輝いて、誰も好かれるまちである、そういう事、いわばデコラティブじゃなくてですね、華美ではないきちんとしてローカルであるが、機能的でお洒落な、いわゆるちょっと都会的なことである。緑あふれる植え込みがですね、いわゆる塀を作っているじゃなくてバリアフリーの状態ですね、非常にどこでも行きやすい、我々が望む、今まで体験したここはすごいな、と思っているまちづくり、そういうものができんかということですね。我々が田舎者であるからとか、私、田舎者ですけど、田舎者だからでないんですよ。塀は作らなければいけない。そんなんじゃないでしょう。広大な敷地というのが広がりがある、その中にそれぞれの営みがあり、それぞれが解決している。ということでございます、緑溢れる植え込みが、面的な広がりを持ったいわゆる、壁が取り払われて、目線ではボーダレスである状態。ウインドーショップがある状態。ショッピングセンターなどには置いていない、ようするには置いていない者がどんどんあるわけで手作りの商品が品揃えが、カラフルであるよ、豊富であるよ、ということがいろいろ話されておりました。また、利便であるということ、潤いがある、四季の花が咲き誇ってどこも無く五感にうったえるようなヨーロッパ的な、ヨーロッパって言うのもちょっとあれだけど。どこだと言いませんが、花が香っている24時間、365日、そういうふうな五感にうったえるようなヨーロッパ的な感覚が滲み出ているようなこと。市民にいつも笑顔が絶えない、楽しい、おいしいものもあるよ。友人、知人と、また観光客とでも平気で語れるようになるよ、おしゃべりが出来る処がある、機能的であり、人がわくわくさせる魅力がある。あらゆるプラス思考のものがあらゆる世代を超えた情感溢れる女性の目線で満足させるに足る町花咲き乱れるかぐわしきまち、また、きっと訪れたいまち、写真ビデオに収めたいビジュアルなまち等であります。いろんなプラスことを申し上げましたけれども、これは、自分の勝手なことを言ったわけですから、そのとおりなるかならんかは別です、しかしそれに対しては、目標があります。湯布院であれ、黒川温泉であれ、おるいは、伊豆のああいう簡素な、そういうシックなまちでもあるわけなんですね。そういうものはですね、ちょっと時間が来てしまいましたんで、ちょっと端折らせていただきますけれども、それと同様ですね、旧芦原市街地にも言えるんじゃないか。温泉づくりの場合は、まったく同じことが、同じものはないんです。作っても同じものはないんです。それらを具体的にして行く時に多くのコンセンサスと同時にですね、そのモデルを熱心なブレンディングをして、ブレストミグをして行くことが大事なんでないか、ということでございます。それについて、ちょっと時間がまいりましたけれども、この当りでひとつ市長の簡潔なお話を聞かせていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

まず、ご提案をいただきました、まちづくりに関する政策集団の設置について申し上げます。

あわら市の活性化やまちづくりを考える場合には、ご指摘いただきましたように、行政単独でこれに当たるのではなく、市民の皆さんや各種団体の皆さんからの幅広い意見の集約が必要となります。

現在、市内には、あわら市の活性化やまちづくりに取り組んでいる団体やグループが複数存在しておりますが、それぞれの考え方や方針に基づいて活動を行っているのが現状です。

このため、今後は、これらの団体や関係機関、さらには農林漁業従事者、商工業者、観光事業者などの異業種の皆さんが、まちづくりについて協議することのできるプラットフォーム的な場づくりを推進する必要があると考えております。

そして、こうした場や機会を、常設の組織へと進化させることにより、ご提案いただいたような政策集団の実現が可能になるのではないかと考えるものです。

さて、ご心配をいただいておりますあわら湯のまち駅前多目的用地の利活用については、先般、東洋大学に対し、官民連携による事業の可能性について調査を依頼したところです。

この調査結果に対しては、私自身満足できるものではありませんが、構想段階から行政と民間が協力していく事業手法については、これからの公共事業体系の一つではあると考えております。

従いまして、多目的用地の利活用策の検討に当たっては、従来の事業手法に加え、民間のノウハウや資金を活用した提案型事業の調査研究も続けて参りたいと考えております。

観光客が集中する地域の空き地、空き店舗等の対策についてでございますが、本市の商業振興と市街地の活性化対策として空き店舗対策は重要な施策と考えております。空き店舗対策については、地域の協力が不可欠であり商工会と連携して支援策や取り組みの検討を進めているところであります。

昨年12月にオープンした湯けむり横丁屋台村も、インキュベーター施設として位置づけており、将来に向けた空き店舗対策の一つであります。

現在、9店舗が営業し、7月末現在で延べ31,200人の利用者があり、今後、温泉街の活性化に期待されているところであります。

また、商工会では、今年度から地元商店街等で構成する「賑わい創出委員会」を設置し、JR芦原温泉駅前と温泉街の空き店舗の実態調査を実施するとともに、JR芦原温泉駅前とあわら湯のまち駅前の空き店舗を活用したチャレンジショップ出店事業に取り組んでいるところであります。

よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

7番（関山博夫君） 5分まだ残っておりますので、もう少しお願いします。

議長（東川継央君） 7番、関山博夫君。

7番（関山博夫君） お叱りいただきちゃいました。ごめんなさい。

それではですね、観光客が集中する地域の空き地、空き店舗等その融合と発展のためにはですね、具体的にはどうなんだというお話は市長が述べられたとおりであります。芦原温泉においても芦原温泉街においても同様な市民と観光客が共有する問題はあわらの宝が何なんだ。それは、三国の宝なのか、丸岡の宝なのか、坂井町の宝なのか、加賀市の宝なのか、そうじゃない。あわらの宝なんですね。あわらの宝を我々が有機的に結合させて行くとそれは何だと。創作の森があるじゃないですか。皆さんそれぞれに文化協議会の中で手作りの商品がありますよ。これがようするに世の中に出て行くか、出て行かないかなんです。お店せんといて出るわけないでしょう。蔵のなかに入れといて、ですから過去ですね、ちょっと振り返れば、創作の森のですね、作家さんがですね、一生懸命作ってる商品がありますよ。それは、作家のところに置いときますよ。見に来てください。それは、ワン・ツー・ステッ

ブです。ホップ・ステップ・ジャンプのホップはどこにあるのか、それは、あわら温泉にあるんですね。60万人、ちょっと減ったんですけど、昔は100万人。入湯税も少し減ってしまって響きがあるんですが、それならどんと増やせばいいんですよ。湯布院なんか日帰り含めて400万人だと。どうやって400万人行くんですか。別府が400万人ですごいなと、我々、観光業者は言っていました。湯布院で400万人ってあんな小さいところに400万人泊まれるわけじゃないじゃないですか。日帰りなんですよ。まち歩きなんですよ。その人たちが全部、地元の商品を買いあさっている。宅急便に入れて送る。湯布院行きましたよ。うわあ、湯布院いきたいな、また、リピーターがどんどん増えてくる。まちづくりというのは、行政に手を組まないで、さあ、ソロバン勘定で銀行じゃないけど金勘定して、ああなんだ、そうなんだと、だめなんです。起爆しなければいけない。起爆するということはどういうことか、我々の中でもいわゆる、お酒を飲んで騒ぐように起爆しなければいけない。そういうような状況。いわゆる作家さんが、命を削って作り上げた作品を一人でも多くの方々と出合わせる。そして、作家の元に行く。ああ、こうやってガラスを吹いてるんだ、作ってるんだ。その店舗を、ウィンドウをですね、作らずにですね、さあ、来てちょうだいよ、それはだめだよ、ということはこの前の常任委員会でもきつくお話をさせていただいたわけでございます。あと、3分ありますが、そういうことでですね、作家さん達が命を削って作り上げた一人でも多くの出会いのチャンスをあげることが我々、行政の仕事、バリアを取り除くことじゃないか、とそれが行政じゃないか。私は、何のしがらみもなくそのことを申しあげたい。ようするにあわら温泉というものは閑散としている。だからだめなんだよ、もう引き上げようじゃないかと、売っちゃおうじゃないかと、逃げていこうじゃないかと、それじゃだめなんです。そういう逃げの姿勢というはだめなんです。ですから、我々が金を落とさなくても、使わなくてもいい、ねえ、市長、金を落とさなく、使わなくてもいい。知恵でがんばろうじゃないかと、じゃ、どうするんだと、そういうことを力強く私はちょっとがなり過ぎて申し訳ないんだけど、癖なもんで申し訳ございませんけど、そういうことでですね、ちょっとお許しいただいてですね、最後の一つ市長の生の声をですね、こうあった方が良いなと、やっぱり、良いものは良いなとか、過去の奥様と行かれたすばらしいところを検証してですね、心の中に浮かびあげて、そこがあわらなんだと、あわら温泉なんだと、汽車が走ってぼっぼつと、そういうことでございます。ちょっとふざけた話になって、たいへん申し訳ないんですが、私もここ4年間で一生懸命がんばってますんで、これからがんばれるかどうかわかりませんが市長は、繋いでいただくわけでございます。是非、よろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 関山議員は特に旅館経営者というお立場もありますから、何とかあわら温泉を何とかしたいという、たいへん強いお気持ちを持っておられると思います。勿論、理解します。私もやはり少し元気がない、なくなりつつあるあわら温泉の体制づくりには、しっかりいかなければならないと思っております。この中で一つのご提案だったと思っておりますけれども、観光資源として金津創作の森も考えることができるのではないかと、というご指摘だったと思います。私もそのように思います。創作の森は、創作の場であり、芸術の場であり、市民の憩い場でもあるわけですが、これも違った角度から見れば観光資源として私は、非常に大きなポテンシャルを持

っているのだというふうに思っております。今、現在でも何軒かの旅館の方々から創作の森の方にお客様も送り込むことについてのいろんなご意見やらご要望をいただいておりますので、そういうことについて、またできるだけ努力をしていかなければならない、と思っております。また、議員ご提案のように創作の森にあるいろいろな作品をですね、芸術家の方が一生懸命作られた作品を例えば、空き店舗を利用する等してですね、市民の方々、観光客の方にも楽しんでいただくような方策はないか、というご提案は確かに私も十分検討に値するご提案だろうというふうに思っております。それも一つの方法ですけども、基本的には、やはりもうちょっと大きな視点であわら温泉の再生ということを考えなければならぬと思います。先だっても県庁の方に出かけた折にですね、福井県の方から直接、あわら温泉の元気が出るような一つチームを作り上げてですね、担当課の方で十分一つ検討してもらいたいと県としても十分応援するからというよう特段のお言葉をいただいたところです。先程来、何度も申し上げておりますけども行政だけです、なかなかできるものでありませんので、ただ、いろんな方々と各種団体の方々と協力しながらソフト面を含めてしっかりした構想を仕掛けていかなければならないと思っております。ただ、一つこれは、あえてお願いでございますが、旅館組合とかですね、観光協会とか、直接、観光に携わっておられる、直接、利害関係のある団体の方々にも是非ですね、積極的にですね、これらの温泉街の再構築へのご支援なり、これは支援というよりも、直接、ご自身に関係することありますので積極的にですね、むしろ行政をリードして行くぐらいの積極性を一つ出していただくべきですね。また、目標に持っていただければと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) 1分45秒だけ私に時間をください。山代温泉なんかも最近、低迷してますけど、旅館、開けてます。門戸を開けてます。いわゆるウィンドウに全部来ています。いわゆる作家のものが全部入ってます。ですから皆さんもですね、ようするに旅館は、ああだ、こうだ言わないで旅館に来てこまらずいよ、ここはこうした方がいいんじゃない。いわゆる、いろんな提言をですね、していただいてですね、それでもだめだったらもう引いていただければいいんじゃないかな。我々もそれでもう力尽きてしまうわけでございますから、その前になんとか行政の方々、ここにいらっしゃるおできになる方々、やはり英知を絞ってですね、なんとかしようじゃないか、このバリアを取ろうじゃないか、ということをごんばればですね、今、世の中は、激動しているわけですけどもその激動の中でですね、世の中どうなるかわかりません。与党が勝つのか野党が勝つのかわからない。わからないけど一概にも岩なあって一枚岩になあって進むんだという不退転の気持ちでですね、この苦難の時代をですね、乗り切っていかなければならないんじゃないかな、というふうに、時計が回っておりますのでこの辺りでですね、私のつたない質問をさせていただいたことに対して深く感謝を申し上げますので何とぞよろしくお願いしたいと思っております。

ありがとうございました。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。なお、午後は1時10分、再開をいたします。

(午後12時07分)

坪田正武君

議長（東川継央君） 再開します。

（午後1時12分）

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、9番、坪田正武君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君

9番（坪田正武君） 通行順に従い、9番、市政会、坪田正武、一般質問をさせていただきます。なお、本日は多数の一般質問がエントリーされておりますので前文は省略させていただきます、さっそく本題に入ります。

質問内容は、防災行政無線についてであります。先月、発注されましたあわら市防災無線の実施設計業務で発注仕様書では、MCA無線方式で設計計画とのことでありますが、何故MCA無線方式なのか。本件の特徴と欠点を教えて欲しい。一般的な行政無線にしなかった理由は何故なのか。また、県との連絡体制はどのようにするのか、同じく消防署との連絡方法はどのように対応するのかを教えてくださいと思います。

次に同じく先月に入札されましたあわら市防災行政無線実施設計業務に設計価格627万1千円に対し落札金額30万円と率にして4.7%と考えられない価格で東海システム設計が落札するも本件を踏まえて当設計の発注仕様書の内訳で人件費は何工数見ているのか、また1人当たりの単価はいくらか教えてください。この実態を踏まえて何が考えられるのか市長の所感も伺いたいと思います。

以上であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 副市長、北島善雄君。

副市長（北島善雄君） 坪田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本市の防災行政無線の整備状況につきましては、議員ご承知のとおり、旧芦原地区のみが平成12年度にアナログ方式での同報系防災行政無線を整備しているところでございます。

また、移動系の防災行政無線につきましては、旧両町ともに整備されてはいるものの、老朽化が著しい現状でございます。また、現在2波使用している周波数を、平成21年度までには統一するよう総務省より求められているところでございます。

このことと併せて、災害時の迅速かつ正確な情報伝達を図るために、市内全域に同報系防災行政無線を整備するものであります。

そこで、1点目の、防災行政無線を新たに整備するに当たり、なぜMCA無線なのかとのご質問ですけれども、これにつきましては、当初予算案の審議等の中でもご説明申し上げてきたとおりでございます。

まず、デジタル式の同報系防災行政無線を整備するには、高額な整備費が必要となるうえ、補助制度が廃止されており、これと比較すると、MCA無線の整備費は2分の1以下となる見込みでございます。

また、アナログ周波数の使用制限が近づく中、総務省においては、MCA無線を同報通信に採用することについて、規制緩和をいたしております。

次に、阪神淡路大震災を始め、新潟中越沖地震、福岡県西方沖地震、高知水害等

大規模災害において、移動系ではありますが、M C A無線は十分な機能を発揮しているという実績があります。

このようなことから、本市におきましては、災害に強く、費用負担の少ないM C A無線を採用するに至ったものであります。

なお、災害時における県との連絡につきましては、現在、防災行政無線によるものではなく、防災ファックスのほか、福井県災害情報インターネットシステムや電話により行っているところであります。

次に、2点目の防災行政無線実施設計の業務についてのご質問にお答えいたします。

当該実施設計業務に係る指名競争入札につきましては、去る7月24日に執行いたしましたしております。

入札は、実績のある県外の6業者を含む9業者を指名し執行したもので、その結果、愛知県名古屋市の株式会社東海システム設計が落札し、7月30日に同社と消費税抜き価格30万円で委託契約を締結しております。

議員ご指摘のとおり、設計価格627万1千円に対する落札率は4.78%となっており、私といたしましてもあまりの落札率の低さに驚いているところではあります。

なお、当該業者におきましては、東海・北陸エリアを中心に防災行政無線の調査設計業務の実績を持っておりますが、M C A無線については、このエリアにおきましてはどこも実績がないものであり、今後のM C A方式の普及を見込み、業務実績を得たいがために今回のような結果になったものと考えております。

ところで、来年度にはこの実施設計を元に工事を行い、平成22年度の供用開始を予定しておりますが、当該業者については、この工事には参加できないことになっております。

また、設計書における人件費については、設計協議で12人工、現地踏査で42人工、設計計画で8人工、施設検討で14人工、設計で30人工など合計131人工となっており、この業務のほとんどが人件費での積算となっているものであります。

ちなみに、人件費については、国土交通省の平成20年度設計業務委託等技術者単価を適用しており、一人当たりの単価は約37,300円となっております。

いずれにいたしましても、当該業者からは、仕様書に記載のとおり誠実に履行するとの確約を得て契約を締結しているものであり、本市といたしましては確実に業務の検証を行って参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) どうもありがとうございました。ちょっと質問はですね、M C A無線ということと、あとの入札と2つにわけてちょっと質問をさせていただきます。先ずですね、このM C A無線、これ別に私は決して悪いと言っているわけじゃないんです。M C A無線の方式はですね、20数年前は、一般的な簡易無線、いわゆるタクシー無線とかですね、一般の運送業だとか、自分とこの自社のところにですねアンテナを立てて、いわゆる4kmなり7km、10km以内をですね交信するために非常にそういった簡易無線、いわゆる150MHzだとか400MHz、こういうものが非常に一般的に通用してきたんです。ところがですね、携帯無線が出

てからは、このM C A無線は非常に水を引くように衰退していったんです。当初もですね、M C A無線方式は、皆さんご存知かどうかわかりませんが、私、仮にM C A無線がどういったものだろうということをご説明しないちょっと意味がわからんと思うんですけども、知ってる方においてはですね、釈迦に説法なんでわかってるという方は黙って聞いていただきたいと思うんですけど、M C A無線方式というのは、今の例えば芦原庁舎ですと自分の屋上にアンテナを立てて、いわゆる四方八方に子局と親局とですね、通信をする、ところが山の陰なりですね、ビルの陰になりますと通信機能が非常に音信不通になる、ということでこのM C A無線というのは実はその庁舎からアンテナはどこへ出すかといいますと、今の足羽山の上にアンテナがあるんですね、足羽山の山から各方面に電波を飛ばして、だから福井県内のどこにいても繋がってくるわけです。当時、そういったところでいろいろ聞いてみますと足羽山からですね、能登半島、越前海岸、そしては敦賀までですね、M C A無線で通話できたというぐらい通信網が上手くできたんです。そこまでは、いらぬというかも知れませんが、そのM C A無線というのは一局当たりいくらかの使用料を払うわけですね。いわゆるこれ、N T Tと同じように一回線当たりいくらかの利用料金を払って通信をする。ところがですね、あくまでもこれはお互いに自動車の運転席以内と通話できないもんですから、非常に好評だったんですけども、その携帯電話が普及をしてからですね、もう水を引くようにですね、一般の企業はM C A無線を使うということはありません。現にあまり聞いておりませんし、皆さんよく外へでるとですね、アンテナを3本立っているような、どう言うんですかね、立っているのは、普通一般の簡易無線なんです。四角い名刺の大きさのような平べったいM C A無線のアンテナがあるんですけども、先ず町にそのアンテナが立っていないです。M C A無線は、今度あわら市に立つんでしょうけど、実は何を言いたいかといいますと、M C A無線がこんだけ衰退しているということは、作っているメーカーも限られるんですよ。もう1社、2社なんです。1社、2社ということはですね、こんだけ需要がないということなんです。需要がないということは、いわゆるメーカーはですね、いわゆる技術革新がないわけですね、お互いにライバルメーカーがあればですね、技術革新して、いわゆる切磋琢磨しながら良いものは向上していくんですが、1社、2社であればですね、こんだけ跳ぶよ、とこんだけ通話が良いよ、となればですね、そういうような進歩はないということが考えられるわけです。常にライバル定礎があればですね、1番の原因は何かといいますとですね、昔皆さんご存知のようにワープロ、ワードプロセッサはですね、もう皆さん、みんな使っていると思うんです。ところがウィンドウズ95が出てからですね、今ではワープロなんて、もう買おうにも買えないんです。もう需要がないんです。私もまだ持ってはいるんですけども、昔ワープロでやった方は、まだそのなごりがあるんですね、とても新しいパソコンにはついていけないということで文書を作る方は、ワープロでまだ作っているんですけども、もう市場には売っていないんです。こんだけ、市場が求めているないんです。もう一つは、今後考えられるように地上デジタル放送、いわゆるブラウン管方式のですね、いわゆるアナログ方式はもう使えませんが、いわゆる全部、地上デジタル、となれば市場も認めるわけですから、そういったアナログ方式のですね、テレビはもう売れない。それぐらい電機業界のですね、技術というのは毎日のように切磋琢磨しながら増えていくんです。ということは、M C A無線は、当然需要はあるでしょうけども、そんなものは、ばんばん売れる需要じゃないんです。ある特定のものがいっぺん入れば、こ

れは何年かそんで十分通用できますから対応できる。テレビならすぐ入れ替えもするでしょうし、パソコンならそっち入れ替えするでしょうけど、まあ無線機いっぺん入れれば出すね、10年はもつでしょう。私が心配しているのは10年後あったときにですね、企業がまだそれを作っているのか、くれんかと、企業もですね、慈善事業じゃないです。儲からないものは全部きってしまいます。一番近いところではですね、今、言ったワープロ、白熱電球、これも生産やめました。もう白熱電球の需要なんてないんです。今、皆さんもっているのは、今のうち本当に買っておかないとだめかもしれませんけど、白熱球は、もともと蛍光灯とかですね、サークルイン、いわゆる省エネに基づいたそういった機械のものを作っていく、これはもう今の流れであり、いろんな京都議定書にあるような省エネ関係になっていくわけです。私が思うんでは、そういった市場からずれていっているものを今後15年経った時に、そのメンテが上手くいくのかと、ちゃんと供給できているのか、ということをお尋ねいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) ただいまの再質問にお答えをいたしたいと思います。

我々、総務課の方でですね、この防災無線、MCA無線を採用するにあたりましていろいろと情報を仕入れているわけですが、メーカーについては現在3社ある、という具合に伺ってるわけでございます。坪田議員のお話では、1社から2社ということで、1社ぐらい停滞したのかな、撤退したのかな、というような感じでございますけどもいずれにいたしましても現在ですね、防災無線につきましては、なかなかデジタル化が進まない、ということですね、このMCA無線が阪神大震災の時に大活躍をした、ということで国の総務省もですね、このMCA無線を防災無線に無線に採用することについては、規制緩和をしていきている、とういうことでございます。そういった中で全国的にですね、特に福岡県あたりはですね、この防災無線をMCAを中心にした無線整備を行っているということございまして、今後、そういった形は全国的に普及するんじゃないだろうか。という具合に考えているところでございます。

福井県には、国見岳にその防災無線のアンテナがございまして、財団法人の近畿移動無線センター、というところが施設を利用いたしまして整備することによりましてですね、あわら市が独自に統制局を持たずにですね、中継局、そういったものを持たずに既存のそういった施設を利用することによりまして、先程副市長、答弁がありましたようにあわら市独自のそういったデジタル無線化に比較しますと4億5,000万円程のこの経費面でも節約ができると、そういった大きなメリットもございまして、今回採用することにさせていただいたわけでございます。いずれにしましても何か隣の坂井市もですね、できればそのMCA無線を活用した防災無線の方式を考えたい、というようなことも言っているようですが、そういった形を今後、普及するという具合に考えておりますし、またそういった将来メンテナンスの面もですね、そういった設備がどんどん普及していけば当然、対応してもらえるものという具合に考えておりますのでよろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) 意味はわかりました。実はね、このMCA無線というのは、いわゆる他人の設備なんですね、我々、電話をかけるのはですね、必ずNTTになり、

どっかの会社を使って電話をかける。いわゆるNTTの回線使って我々、電話をするわけですね、MCA無線もですね、今おっしゃったように国見岳のそれを使ってやるわけです。一番心配するのはですね、そこがじゃ辞めたよと、もう需要がないから辞めたよとなったらどうなるか、これは、ちょっと私の過剰的な思い過ごしかもしれませんが、いわゆる他人の設備を使ってやるちゅうことは、他人が需要がないから辞めたとなった場合、非常に困るわけですね、今のように坂井市ももう皆が皆、やってくれてもですね、所詮数は知れてるんですよ。そういうことでMCA無線で走っているから、私、心配するのは、こういうこともあるよ、ということでちょっとしますとですね、その伝達方式がもう辞めたよ、となった時に一番困るんで、災害対策基本法第5条によるとですね、市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務であるとある。これまでのことを実現するとなると他人の回線で構築することはですね、万が一それがダウンした時には無線は走らないということなんです。これは福井県の防災無線は単独で設備してるわけですね、何がそれ心配かといいますとですね、災害になるとよく携帯電話が繋がらないと聞くとおもうんです。皆が皆、自分の安否なりですね、家族なりの方に電話をしてパニックになってしまうんですね。普通のいわゆる公衆電話の方が繋がるよ、と言っているくらい皆が電話するもんだから、災害あったときは先ずそこへ繋がる。私も遠方にそういったことがあってですね、電話したことがありますけど、先ず繋がらない。ということは何かというとMCA無線を使って災害が起きたらMCA無線はみんなそこへ集中してそこへ交信するわけです。それは、今いうように坂井市も作ればあわら市も全部やるわけですね。何を言いたいかと言いますとね、MCA無線というのは1回通話5分間、5分以内しか通話できないんですよ。皆が通話するためにこれカットしてしまうんです。無条件で。実はお前どこやっと言っているうちにですね、5分間過ぎてしまったらですね、次の時はもう自分の手持ちでいくら交信しても入ってこないんです。空いた回が最呼び出し、最呼び出しでやらないと継続してできないんです。専属の無線機になればお互いに話が納得いくまで通信が可能なんですけども、MCA無線の欠点というのは、いわゆる昔で言うと公衆電話ですね、10円間3分で話したら終わるみたいで、あれはお金さえ追加すれば、ずっと継続して話できますけど、MCA無線というのは、時間で切れてしまう。肝心の一番肝心のときにですね、何もできない、とこれが非常に大きなね、欠点になるんで、これを今、答弁を求めてもですね、専門じゃないんで、お答えできないかもしれませんが、そういうね、非常に苦しい災害時は皆、無線すると思うんです。中央から読んでも飛ばない。お互いに入っ
てこない。ということが非常に緩和される。それと、今、さっき部長がおっしゃったですね、その作ってるメーカーが、私の方では2社しかないんですけども、2社ということですね、独占企業もそのメーカーしか発注できないとなるわけですね。何社も作っていれば同等品のもので、再度、今度構築なり更新するときには、ちょっと他のメーカーも考えてみようかと、こういう機能も持っているよと、なりますけども、2社か3社ではそんな大きな技術革新はないなと、そんなことをお聞きするわけです。今のことは、そういうことで質問だけしまして、2番目のですね、最低30万円の落札ですね、このことをちょっとお尋ねをいたします。先程ですね、その前にちょっと最低制限価格を設けなかった理由と、いわゆる低価格入札なんで

これの審議はしたんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) 今回の入札につきましては、議員ご指摘のとおり最低制限価格は設けてございません。と申しますのは、あわら市の入札制度の中でですね、いわゆる条件付き一般競争入札、これに関わるものにつきましては、最低制限価格を設けるという規定を設けておりますが、それ以外の指名競争入札につきましては、原則として制限価格を設けない、というシステムになっている関係上、今回の入札につきましても制限価格を設けず入札執行したところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君。

9番(坪田正武君) 設けなかったということで落札したんですから、それはどうしようもないと言いはおかしいですけども、そうなんでしょうけども、先程、副市長の答弁の中にですね、必ず確約してやるよと覚書というか、約束しているのか、それとも約款でそういうことで縛りをかけているのかだけをお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) それからですね、この入札執行におきましてですね、入札結果につきましては、指名審査会委員会においても結果を報告しまして対応等も協議をいたしているところでございますけれども、業者とのですね、この落札後のいろいろこの30万円で落札した経緯等も伺った上でですね、まず大丈夫であろう、という判断をしたわけでございます。と申しますのは、先程、副市長の答弁にございましたようにやはり営利企業でございますので、今回30万円でですね、先程の人件費ですね、単純計算しますと500万円近くの人件費があるかと思えます。それをあえて30万円で落札して大丈夫か、ということが我々も非常に疑問をもったわけなんです、やはり営利企業でございますから、今回は損をしてもですね、将来的に損して得するといえますか、将来の布石といたしまして、この東海北陸地域でですね、防災無線の設計実績という足がかりをつけたい、ということでこれも万全を期して会社の生命をかけてやります、ということでございますので我々はその言葉を信頼いたしまして契約を結んだということでございます。

それから、当然、約款でもですね、そういった契約行為の不履行につきましては、当然いろんな規定がなされているところでございますので、約款に基づいて今後のですね、履行に異論が生じれば処置を講じていく、ということになろうかと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君。

9番(坪田正武君) ちょっと今の話には矛盾があるような気がするんですね、昔よく1円入札というのがあったと思うんです。これが各コンピューターメーカーがですね、例えばどっかのソフトウェア、いわゆる図書館だとかですね、そういうところで1円入札やったことが良く耳にした。それはね、メーカーがしたんですね、1円入札というのは、何故それをするかという、1円にしても必ず次の本当のそのメーカーしかできない、その、メーカーしかできない仕様書を作成するために、あとでいわゆる損しても得を取れというようなことで1円入札をやったのが過去の実績、いまでもたまにそれが見受けられますけどもよくあった。大手メーカーで

ありましたですね。今回のこの30万はですね、ここは損しっぱなしなんですよ。メーカーじゃありませんからメーカーならですね、次の時にこれはもう寿命きてますから、新しいスタートできましたから更新しましょう、とかですね、こういうことのいろんなことのソフトなり、特徴ができましたから入れ替えしましょう、ということで、いつかその今の補っていきますけど、設計事務所がいつ元をとるか、とれませんよ。損しっぱなしです。それは、皆さんかって、わかってると思うんです。その所感を踏まえて市長の所見をちょっとお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 私もこの落札率の低さにたいへん驚きまして、何故か、ということは当然ですけども職員とも相談いたしました。基本的には、副市長が答弁したような地区でのですね、足がかりということがメインなのかなというふうに思っておりますけれども、問題は設計をした場合にですね、足がかり的な将来の利益ということだけではなくてですね、他の利益がどっか考えられるんじゃないかなと、これは何とも言えませんが、ひとつ私としては、チェックといいますが、きちんと見ていかなければいけないと思いますのは、設計した金額そのものがですね、社会通念上妥当な金額がどうかと、単価が、その辺のチェックはこれはしなきゃいけないなと思っております。設計ができた段階でそれぞれの単価等が妥当なものかどうかということについて、これはなかなか専門的な問題ですので難しい面もあるかもしれませんが、場合によってはですね、多少経費をかけてでもですね、単価そのものの妥当性のチェックをかけなければならないなと、そういうふうに思っているところです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) 私がちょっとお尋ねしたかったのは損をしているどこで得を取るのかな、ちゅうことを市長の考え方でどこを取るのかを聞いたかっただけなんですよ。それは勝手に東海システムが札を入れたんですから、そこんところは行政側としてはですね、コントロールできないと思うけど、彼らが言ってる、後で得を取るんですよ、いや、得というか何かで補うんです。と聞いているからね、じゃどこでするのかなと、いうことを聞いたかっただけで再度お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先ず、得といいますが、ビジネスとしてですね、先ず、一つは足がかりをつけたい、ということだろうというふうに想像されます。もう一点目は、今、私あえて単価というふうに申し上げましたのは、あまりちょっと専門的なことがわかりませんが設計をする前にどこのメーカーを使うかということも恐らく問題になってくると思います。どこのメーカーでも可能のような設計ができるのかですね、あるいは特定のメーカーのものしか使えないような設計になるのか、その辺はやっぱりちょっと私としては、気になるころではあります。従って、先程申し上げましたようにその単価自体をですね、再度これはチェックをかけないといけないな、というふうに思っているところです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) ちょっと補足をさせていただきますが、今回、低価格で応

札して、将来回収できる可能性がない、というお話でございます。今回、このM C A無線による防災無線の実設計業務の業者選定を行うにあたりましてですね、M C A無線でのその設計実績のある業者ですね、これをいろいろと調査したわけなんです、なかなかございません。正直申し上げまして、そういうことで今回通常のデジタル無線ですね、統制局それから中継局を持つ、そういった設計実績のある業者がほとんどでございます。中には、九州の方ですね、M C A無線を実際設計施工したという業者も入っておりますけれども、それ以外は、ほとんど実績がない業者ばかりでございます。そういった中で今回、ここででね、足がかりをつければ、やはり、この北陸東海地域でそういう実績を持つ業者がいるということになればですね、今後、指名が確実に得られるであろうと、そういう入札のチャンスが増えるわけでございますので、そう言ったことが一つ今回のこの低価格入札の結果が生まれたんじゃないかなろうかとそういうような思惑があるんじゃないかなろうかという具合に判断しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 9番、坪田正武君

9番(坪田正武君) 入札する業者はですね、実績ほしいんですよ、それは、こういったコンサルばかりじゃなくてですね、必ず、市から要請がかかる業者においてはですね、多分、2番札も3番札もですね、安い金額で私は来ているじゃないかと思えます。それは、皆、実績がほしくてやってるんです。私が言いたいのは、どこで損をしたのを得を取るのかな、ということをお尋ねしたかったのが先程、市長の答弁があったようにね、実はそのことなんですよ。特定メーカーを決めるんじゃないか、ということなんですよ。だから設計施工の中にですね、そのメーカーにしかできない仕様書、いわゆる、ある文言をいれればですね、これは特にそのメーカーしか発注できなくなる、ということはおのずとですね、入札執行の時にはですね、そのメーカーが今、談合だとか、いろんなことが言われてますけど他が札を入れないんですから、それは設計に近い金額で応札しますよ。それで取れて落札するのが目に見えてるわけですよ。だから、このコンサル会社は、私の憶測ですよ、憶測ですけどもこれはメーカーとつるんでる証拠ですよ。これを通称ですよ、業界用語では、「いろをつける」と言ってるんですね、いわゆる特定メーカーしかできない仕様書を一項目すればですね、それはそのメーカーしかできないわけですから、それが一番懸念される、懸念されるということは、高い買い物になってしまうということをお願いしたかったわけです。確かにM C A無線は、相対的に安いかもしれませんが、そんな時、またケンカ入札に出来るほどですね、各メーカーが安い金額を出せば良いですけども、2社か3社しか作ってないものをどこでケンカしますか。10社もあればね、それはね、皆、お互いに応札するでしょうけどもそこが私が一番心配することは、最後のそのM C A発注の時に高い買い物につくんじゃないかということ懸念されるんで、従事そこはですね、後ほど進行計算の時にですね、このメーカーは、どこのメーカーでも採用できるんだな、というやっぱり共通した仕様書をですね、できるようにするのが行政なり、その監査委員の仕事ですからところが、専門じゃありませんからね、実は、ある項目が実は、それが一番のいわゆる、ある特定メーカーの数字かもしれませんし、わかりませんが、そういうことを十分一つ注意していただいて今後のそれに培っていただいて、私、M C A無線が悪いと言ってるんじゃないです。いくつもそれはありましたけども、そういうことを含めて言ってます。ただ単純にですね、さっき131人で3万7千円、本当にこんなで

かいの、これは僕はね、妥当だと思うんですよ。多分これはね、現地で電波試験もするでしょうし、あちこち車乗り、歩いてですね、そこで電波が飛ぶ飛ばない、いわゆるいろんな、電波の調弦もしながらやっていくでしょうから、現地調査も含めているんでしょから、設計そのものは、僕は、そんなに過剰じゃなかったような気がします。これは私の憶測ですけど、以上を踏まえてですね、一つ設計も含めていづれ発注の時にですね、そういった特定メーカーにならないような、そういった一つ発注方法なり、仕様書を作っていただくことを祈願して質問を終わります。どうもありがとうございました。

卯目ひろみ君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 14番、卯目ひろみ君

14番（卯目ひろみ君） 通告順に従いまして、多目的広場についての質問をいたします。芦原地区には、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅近くに多目的広場という約2,000坪くらいの広さの広場があります。夏まつりが終わってみますと、街の中心に何もなただ広いだけのこの場所、またこの空間があるおかげでまちの中に人が集

まる場所がある、ということのそういうありがたさが良くわかります。

でもですね、普段の広場を改めて見回してみますと、普段はぐるっと柵とロープが張られているんですね。入り口には、いつ頃からですか、工事用のガードっていうんですか、そういうものが置かれています。どんと置かれています。中を自由に人が行き来しているとか、入れられないようなそういう雰囲気があります。メインというか、中央の通りから見まして、広場の右奥の方に、屋台村が並んでいるんですけども、あの場所でなければならない、というそういう理由は多分あるのだと思います。だからそこにできているんだと思うんですけども、それはそれなりなんですけど、でも、一般の人達からは、そういう詳しいことというのは分からなくて、屋台村か何か、すみっこにこうあるような感じがするんですね。また、看板とか案内板もありますが、夜はどちらかというところちょっと暗いんですね、さびしい感じがするという声を良く聞くんです。

今、張られている柵とかロープとかはお昼に見ますと、かなり古くなっていて景観上といえますか、ちょっと何と言いますか、そのまちの真中にある広場を管理する上では、ちょっと何か中途半端な感じで、人通りが確かに多くはないかもしれませんが、メインの通りでも、でもまちのその真中にあるので何か景観上、ちょっと見た目が良いとは言えません。質問なんですけど、本当に素朴な質問なんですけど、その柵がしてある理由っていうのは何なのでしょう。それから、それを取り外すこと、というのはできないのでしょうか。また、その他に何かその広場っていうのは目的って言うんですか、そういうものがあるのでしょうか。もう一つは、土曜市等が開かれて、それは、大変良いことだと思います。あそこが使えるということは、良いことだと思うんですけども、その柵があるために、ガードの部分の僅かな所からしか中に入っていけないもんですから、入りにくいっていうんですかね、そういう声も良く聞くんです。それで、私はその道路に面して、お店に、こう道路側に向いていれば、また、その人の出入りがあるというんですか、そういうひと工夫と

いいですか、そういうのがあっても私は良いのじゃないかと思って、今回本当に素朴な質問なんですけど、質問させていただきました。よろしく願いいたします。また、市の多目的広場の使用方法をこれから、どんなふうを考えておられるのか、また、そういったことも是非、お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 卯目議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、多目的広場は、あわら湯のまち駅周辺の「まちづくり整備の核」として、合併前に芦原町が取得したものであります。現在、その整備方針は確定しておりません。

従いまして、夕市の開催や屋台村、更に、えちぜん鉄道利用者のパーク&ライド駐車場などで、広場の一部を暫定的に活用しているところであります。

そこで1点目の、柵の設置に関するご質問であります。広場の管理上、不法駐車を防止する必要があることから、柵を設置しているもので、現時点では撤去することができないと考えております。

次に、夕市の開催において、道路に面して店を並べてはというご質問ですが、夕市に訪れる人を、走行する車から保護をし、夕市の周辺を安心して散策していただくためには、広場の中で開催したほうが、お客様の安全確保の点から良いのではないかと考えてのことです。ご理解をいただきますようお願いいたします。

最後に、多目的広場の今後の活用についてであります。今日まで、合併前の「有楽荘跡地検討委員会」の検討や地域再生マネージャーによる検討など、観光行政の視点から、様々な議論を重ねて参りました。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、明確な整備方針が定まっていないのが現状であります。

今後、あわら温泉街の活性化に向け、どの様な整備をしたらよいかを十分検討し、進めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 今のお答えは、結局、柵が取り外せない、というそういうことかな、と思うんですが、例えば、あの場所を、例えば、夏祭り何かですと、お祭り実行委員会というんですか、そういう方達があそこを使うわけですね、では、普通の時に一般の人達、何かあそこで、何かをやりたいというような時には、例えば、届け出をすれば、自由にそれを使うことは可能なのでしょうか。お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) ただ今の卯目議員の再度のご質問でございますが、一応この駅前広場は、建設課が名目上、管理しているという立場でございますので、一般の人ですね、使用ということに関しては、その内容によりまして、またご相談を受ければですね、また、私どもも前向きにその使用ということを考えて参りたいと思います。いずれにせよ、この物件につきましては、行政財産という位置付けがされておりますので、午前中の関山議員さんのご質問にありましたように、いわゆる芦原温泉街ですね、活性化というものと含めてですね、最終的に、一体的に、総合的に利用方法を考えて参りたいと思っておりますので暫定的ではございませんけ

れども今、卯目議員さんのご質問の内容であればね、前向きに対応させてもらいたいと考えております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 先程、関山議員がね、質問されて、その中であそこの広場の使い方というんですか、そういうのもいろいろ聞きました。まちづくりというのは、一つだけがどんなにがんばってもできることではありませんね、いろんな形で、いろんな人達が集まって、その上でやっていけないといけないと思うんですけれども、あそこに例えば何かを建てるとか、そういうことではなくて、あの場所に例えば、えちぜん鉄道と屋台村もリンクしてあそこで何か催し物をして、そこからまちの中へまた広がっていくというそういう導線みたいなもの、そういうものの核になるところだと思うんですね、だから、私は、物を建てたりとか、そんな必要はないと思います。恐らく、中途半端なお金もかけられないと思っています。ただ、どういんですか、どう言えばいいんですかね、景観が、見た目が良くないんですね、そこを少し、例えば、柵の仕方とか、どうしても柵をしないといけないんなら、そういうところにもう少しこう配慮をして、歩く人達、観光客の人達もそういう場所なんだと、何かこう拒否されているのじゃなくて、別に中に入ってもかまわないみたいなね、そういうやり方っていうんですか、方法っていうんですか、そういうのも考えていただきたいと思うし、私もまた、それなりにまちづくりについては、興味もありますし、思いもありますので、私なりにも考えていきたいと思っています。是非、何か良い知恵があったら、出し合って良いまちにしていきたいと思っています。質問を終わります。

牧田孝男君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) 13番、牧田、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。本日は、13人の通告者がありまして、ちょうど真中です。折り返し点ということで、できるだけ簡単に質問をさせていただきたいというふうに思っております。

通告、質問の内容というのは、産業廃棄物処理に関する許認可権は県にある、市は県と連動しながら監視等にあたりたいと言っているけれども、具体的にどういう方策をとっているのか、あるいはとってきたのか、ということをお聞きしたいという、そういうものであります。

あわら市は、旧金津町とそれから旧芦原町が5年前に合併してできた市であります。

地形上の特徴として、旧芦原町は平野部が多いのに対して旧金津町というのは深い山間部を持っているというようなことで、地形上かなり対照的なものを持っているというふうに思っております。

その旧金津町住民であった私は、山間部を持つということでもって目立たずに不法投棄がされやすい場所であると、というようなことを市内外の人達から良く言われたことがある、というか、再三あるわけであります。

今までに幾つかの処理施設があるいは不法投棄された可能性のある場所が悪臭

等の大気汚染とか、あるいはその水質・土壌汚染の原因ではないか、というようなことがとりざたされた時、私のところにも電話がかかってきたり、あるいはその都度、現場へ職員と出向いたことも何回かありました。そういう時にいつも思ったんですけれども、リアルタイムの対応ということになると、そういうことを担当課の人と話をする場合にその回答というのは、産廃関係の許認可あるいは指導というのは、県の方にあるというような答えが返ってきたわけでありまして。確かに許認可権が県にあるということは、清掃法ですか、その14条あるいは15条にはっきりと謳われております。だけれども現実の問題ということになりますと、被害とかあるいは被害の可能性についての直接の声を聞くのは、やっぱり一時的には市当局であると思うのであります。市の担当課であるというふうに思うのであります。その意味で迅速な対応が必要でありますし、どうやっていいのか、その市は県に従属した対応をするということではなくて、県を引っ張るような積極的な対応をしていかなければならないのではないかと、いうふうに思う次第であります。

先日の全員協議会で不法投棄の可能性に関するちょっと生臭い話もありました。しかし、このことを聞くのが私の本意ではありません。むしろ、それらを含めた一般的な対応の仕方として、これまでのあるいは、これからの一般的な対応の仕方としてその時、全協で担当課の方から市は県と連動しながらいろんな監視あるいはパトロールそういうものにあたっていきたいという答えがありました。そういうことだろうと思うんですけども、ここで連動というのは、具体的にどういうことを指しているのか、あるいはその連動ということでもまったく一緒ではなくて県と市の間には何かその峻別的な区分というものがあるのかどうか、あるとするならどういうことなのか、そのあたりを具体的に説明していただきたいと思っております。お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 牧田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、あわら市内における、産業廃棄物処理施設は、関連施設を含め20箇所あり、その多くは、市の北西部と東部に集中しております。

廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物があり、その取り扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条で産業廃棄物処理業の許可について、同法第15条で産業廃棄物処理施設の設置について、それぞれ規定しておりますが、いずれも県知事の許可を受けなければならないとされております。

産業廃棄物の処理は、市民生活を営むうえで必要不可欠なものであり、その施設は厳格な処理基準のもとで運営されなければならないものであります。

議員ご自身も、毎日、道路等に捨てられた空き缶やゴミを収集されて美化活動をされておりますことに対し、敬意を表するものであります。

現在、廃棄物関係の県の体制は、本庁においては廃棄物対策課が、あわら市管内においては坂井健康福祉センターが対応しております。

坂井健康福祉センターにおいては、専任職員による定期的な監視パトロールや立入検査、処理場周辺での大気汚染、土壌、水質調査の実施のほか、休日等の監視の強化を図るため、民間の監視員を配置し、管内を巡視するなど、不法行為に対する監視を行っております。

一方、市においては、大気汚染調査や市独自の不法投棄パトロールのほか、嶺北消防署の防火査察の立会いなどを行っております。

県とは、合同パトロールや関連情報の共有化等により連携を密にし、非常時にその対応を行っております。

不法投棄や不正処理の防止には、早期発見・早期対応が極めて重要なことであり、24時間の監視体制が有効で、効果的な対策であります。現実的には困難であります。

今後、廃棄物の不法投棄対策につきましては、専任職員の増員や休日、夜間の監視体制の強化、さらには事業者への啓発活動や排出抑制、減量化、資源化に向けた取組みへの指導や技術支援等の実施などを県に要請して参りたいと考えております。

また、市といたしましても、県やあわら警察署との連携を一層強化するほか、地区区長会や周辺区域の区長との連絡体制の整備など、迅速な情報収集に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今の答弁の中であったその金津東部っていうのが山間部の方を指すんだろうし、北西部というのは、海際の方の砂の部分の指しているんだろうというふうに思います。今の聞いていくつかのことを思ったんですけども、常識的に考えた場合ですね、不法投棄というのは人目につきやすい昼やるものではありません。人目につきにくい夜というのが考えられるわけあります。そういう意味で24時間パトロールあるいは、その夜間パトロールというものに軸足を強く打ち出さなければなかなか現実的には、監視体制がきちりとは難しいのではないかとこのことを思っております。それから、何箇所だったかな、そういうような、いろんな区域をチェックするようなそのモニターを何箇所かで設置して、定期的に行っているというような話がありましたが、それは具体的に何箇所ぐらい、どのようなスパンで行っているのか、ということをお聞きしたいと思います。それから、こういうものっていうのは、例えば、市なら市だけで、県なら県だけで、というのはなかなか難しいことで当然ありまして、今の話の中で区長会というような話が出てきました。これは、先日、全員協議会に中でも、ある議員が区長会とも連動をすることが必要なのではないかと、やっぱりその地区のことっていうのは区長がその情報を一番持っているからという含みだろうと思うんですけども、そういうものも単に区長会の方からの受身的な情報の中で受身的に動くということではなくて、その辺をきっちりとネットワークを作って、あるいは定期的に情報の交換をすれば、ということも必要なのではないかなというふうに今、聞いていて思ったわけですけども、とりあえずは、そのパトロールの今の姿勢ですね、何箇所ぐらいでどのような規制を行っているのか、というところ、そういうところ中心にもう少し具体的に、今の監視の体制というものをお聞かせ願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 牧田議員の再度のご質問でございますが、県の検査について、どのような方法で行っているかというようなご質問でございますが、県の検査につきましては、環境監視の検査、それと発生原因の行政検査を実施しております。大気汚染調査は、焼却によるものを含め土壌汚染調査、それから水質汚染調査、水質汚染調査につきましては、竹田川を下流で行っているということで、いずれもダイオキシンの調査を行っております。今のところ問題は生じておりません。発生原因の検査につきましては、焼却部を直接、調査するものでありまして、それにつきましては基準を超えていないという旨の報告を受けております。市におきま

しては、定期的な全体的でございますが、事業所の排水、臭気の実分析、河川の水質、それから大気の実ダイオキシン等も調査を行っているところでございます。

2点目の連絡体制のことについてでございますが、今、いつも思っているところにつきましては、関係機関と協議し、関係機関とは、県と警察関係でございますが、協議しまして、不法投棄緊急連絡体制図というものを作成しまして、関係区長等また関係団体にお配りして監視の強化を図っていきたい、というふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) こういう問題というのは、とにかく予防ですね、それがものすごく大切やというふうに思ふんです。例えば、去年だったかな、焼却センターの方でドラム缶からちょっとこぼれてダイオキシンが中に入ったんじゃないかというようなことであるいろいろと世間を騒がせたことがありました。それは、そういう事実があったから、ということでダイオキシンのその性質というかその水の中の成分を調べて、とりあえずは、基準以下であったというようなことが報告として出てきたわけですが、そういうのは、起こったから測る、そして、大丈夫だというような、そういうような形というのは非常にどちらかという、良くないイメージをどうしても植え付けてしまう。やっぱり、日常的にきちんと測って、そうではないということを確認するような監視体制というのを徹底的に完備させる必要があるのではないかなというふうに思ひます。何故、そういうことを詳しくというか、くどくどというか、という、これはちょっと個人的ということでもないんですけども、合併する前、金津町の町会議員であった時に特別委員会ということで環境保全委員会のメンバーであった私は視察研修先に瀬戸内海に浮かぶ香川県の豊島というところを訪れたことがあります。豊島というのは、手の島じゃなくて、豊、リッチですね、豊島と書いて「てしま」と呼ぶんですけども小さい島です。そこへ委員全体で行ったわけですが、たった一つの産廃業者の不法投棄でにっちもさっちもいなくなつたその島の現状を我々そのメンバーを全員を乗せて島全域を巡るマイクロバスを運転しながら、その対策委員長がそうってしまった苦渋の思ひをいろいろ聞かせていただきました。聞くことがたいへんに辛いというか、印象的というか、しんどいというか、そういうことを覚えております。この島というのは、あとで有名な建築家の安藤忠雄さんとか、あるいは有名な弁護士の中坊公平さんなんかもこの問題の解決のために立ち上がるようになってから、たいへんにマスコミの注目を集めるようになったものであります。その時にいただいた、豊島問題パンフレットの表紙には、こういうことが書いてありました。「消費は美德」という言葉が使われたのは、昭和30年代以降の高度成長時代のことです。私たち日本人は、戦後の経済発展の中で、いつの間にか、大量に消費して大量に捨てるのが当たり前、豊かさの証拠でもあるかのように考え始めました。

豊島問題は、そうした社会がもたらした戦後最大級の不法投棄事件というふうに言われております。そして、この問題は、あまり重要視されてこなかった廃棄物の問題を、一気に我が国最優先の環境問題にクローズアップさせ、廃棄物政策の見直しを行う引き金となった問題でもあります。

豊島に不法投棄された廃棄物の処理は、国の公害等調整委員会の調停に基づき、香川県が実施することになりましたが、この問題は、国家レベルの課題である持続可能な社会の構築、特に資源循環型社会形成に向けた取り組みとして、すべての人

に、企業・消費者・行政関係者といったそれぞれの立場で考えていただきたいと思
います。そういうふうな文言がメッセージとして書かれておりました。その文言は、
たいへん強烈でこれもまた、印象深いものがありました。問題はその当時、市の
島というか、そういう状態と化していた豊島もそうなる第一歩は、極めて静かなも
のであったわけでありまして。極めて静かに、しかし、徐々に深く潜伏しながら進行
していったということでもあります。その時から不法投棄というのは、最初の第一歩
を見逃してはならない、とそういうふうになるようになりました。不法投棄による
被害というのは、地中深く進行するというそういう性質を持っております。我々が
我々の時代に、我々自身が被害を受けるのではなくて、次の時代というか、次の世
代、あるいは次の次の世代、そういうところに現れてくるというそういう蓋然性を
持っている、ということが言えると思うのです。そういう意味では、我々は、後の
世代に対してそういう負の遺産を決して与えてはならないというふうになるわけ
でありまして、今後より一層の20いくつも今あわら市内にそういうような施設が
あり、あるいは、まだわからないような不法投棄の場所もあるかもわからないとい
うことの全体をきちんと管理するような体制を続けていっていただきたいという
ふうになります。市長、何か一言。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今、議員の方から豊島の例をあげられまして、その資料の一部
を読んでいただきましたけれども、恐らくその時の住民の残念なといいますか、く
やしい思いというのは、感じられる中身だったと思います。それから印象的だっ
たのが、やはりこういう問題は、静かに始まって、それが潜伏していくという部分
かなというふうになっております。

あわら市の場合、先程も申し上げましたけれども、市の東部の方は、山つきの方
は、そのような恐れがありがちなところだと思います。地形的に。それから、西部
の方では、特に良質の砂が出るということから砂採集場後の問題としてこれが懸念
されるのではないかと思います。これは、ずいぶん前から金津町、芦原町の時代か
らですね、お互いにこれは問題になってきた問題だと思いますが、如何せん、その
市が直接的な権限がないということが一つのネックになっていようかと思ひます。
そういうことからですね、議員からご覧になっても歯がゆいといいますか、各課そ
ういう感を持っておられるのではないかと思います。同じような感触は私も持っ
ております。ようは議員がおっしゃりたいことは、権限が権限としながらも県の下
に従属してものごとを引っ張られてやるのではなくて、むしろ、こちら側から問題
提起なり、要請なりを強力に行いながら権限を持った行政体、県等と一緒になっ
てですね、積極的にこの問題を解決するように努力をすべしと、そういうことかな
というふうには受け止めております。私もそのように思いますのでこれまでに以上
ですね、問題を場合によっては先取りするぐらいの気持ちで前向きに対処するよう
に努力して参りたいと思ひます。

13番(牧田孝男君) どうもありがとうございました。一般質問を終わらせていただき
ます。

八木秀雄君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、1番、八木秀雄君の一般質問を許可
します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 議長のお許しをいただきましたので、ただ今より、1番、八木秀雄が一般質問をさせていただきます。大きく2つ分けて一般質問をさせていただきます。まず、最初にあわら市のデジタル化対応とケーブル局の料金設定についてを質問させていただきます。

2番目に芦原中学校、金津中学校の耐震補強工事、改修工事の対応について質問をさせていただきます。

それでは、テレビ局のデジタル化について質問をさせていただきます。

テレビのアナログ放送は、2011年7月24日で終了し完全デジタル放送となります。

今のアナログのテレビでは何も映らなくなるということです。あと3年しかありません。国は、総務省を中心に、地上デジタル放送の普及、推進のため、さまざまな対策を講じ、取り組みを始めているようです。

まず、あわら市として、小学校や中学校、公民館を含め、アナログの受像機がたくさんあり、このデジタル化にどのように対応していくお考えか、お聞きしたい。

次に、このデジタル放送に対応するには、市民の方々にとっても金銭的に大きな負担となるわけです。デジタルテレビ放送を見るには、「デジタルテレビを購入するか」、「デジタルチューナーを取り付けるか」、「ケーブルテレビ局に加入するか」3つの方法しかありません。

特に、ケーブルテレビへの加入希望者が多いのであります。何故かといいますと、福井ではケーブルに加入しないことには、隣の北陸放送と北陸朝日放送を見ることができないわけです。つまり、4大ネットワークすべてを見るには、この坂井ケーブルテレビに加入するしか方法がないわけです。

あわら市の現在の加入率をみますと45.6%あまりとなっておりますが、市民の方々から、「ケーブルテレビの利用料金が高すぎる、何とかしてほしい」という声をよく聞きます。

この地上放送とあわら市のコミュニティチャンネルだけ見ることができればよいという人が多いわけです。坂井ケーブルテレビ局が公表している利用料金の設定は、デジタルパックとして59チャンネルの専門チャンネルまでパックにして、毎月3,780円のみであります。

これでは不公平であります。多くの市民が求めているのは、地上デジタル放送、NHKと民放4局とコミュニティテレビのみの再受信サービスです。

市民が利用しやすい価格設定、低価格のミニパックであります。

価格メニューを増やし、市民がケーブルテレビと契約しやすいような低価格の設定を考えてもらわなければ、デジタルの普及は進みません。

総務省の諮問機関である総務省情報通信審議会の答申の中にも、「国民からは地上放送しか視聴しないので、安い料金で提供してほしい」といった意見が多く寄せられていることが記されております。

このケーブルテレビ局は第3セクターとして、市が出資し、市長が役員に就任している会社であり、市民のためのケーブルテレビにしていきたい。

このケーブルテレビ局は、順調に伸び、配当もし、多額の利益をあげており、市民への還元、サービスは当然ではないかと思えます。

市長、答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

地上デジタル放送については、ご案内のように国の方針に基づき、国内の全放送事業者が平成23年7月24日の完全デジタル化に向けた取り組みを現在行っているところであります。

デジタル化に伴い、テレビのハイビジョン番組に加え、双方向サービス、高齢者や障害者にやさしいサービス、暮らしに役立つ地域情報など多様なサービスが提供されることとなりますが、福井県におきましても、平成18年5月から地上デジタル放送が開始され、これらのサービスを楽しむようになりました。

一点目のご質問であります市内の小中学校や中学校など公共施設のデジタル化への対応ですが、現在、市内の公共施設には各学校の教室や雲雀ヶ丘寮の居室などを含め、61箇所約370台のテレビが設置されております。

本年7月10日に国が定めた「地上デジタル放送への移行のためのアクションプラン2008」では、平成22年12月末までにすべての公共施設においてデジタル化に向けた対応を完了することを目標としており、これらの施設のテレビを含めた受信設備等の切り替えにつきましては、「デジタル対応テレビの購入」、「デジタルチューナーの購入」、「ケーブルテレビのデジタルパックへの切替」の3つの方法で対応し、平成22年度中には整備を終えたいと考えております。

今後、施設ごとに整備の方法及び経費等を精査し、早ければ平成21年度から順次整備していく計画ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、これらの整備費用につきましては、北信越市長会を通じて国へ補助金の新設等を要望しております。

二点目の市民の選択方法についてのご質問であります。放送普及基本計画では、「一般放送事業者の放送については、総合放送4系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。」と規定されており、「さかいケーブルテレビ」及び「福井ケーブルテレビ」においても、本年8月から県内放送事業者の同意を得て、北陸放送と北陸朝日放送を開始いたしました。

これに伴い、あわら市のケーブルテレビにおいてもデジタル放送でこれら石川県の民放を見ることが可能となりました。

両ケーブルテレビにおいては、平成18年5月からのデジタル放送提供に併せて、料金体系の改定を行い、デジタルパックとしてチャンネル数59、利用料月額3,780円としてサービス提供を行っておりますが、議員ご指摘のとおり、県内の他地域及び近隣のケーブルテレビ会社の状況を見ますと、2~3種類のサービス内容を選択できる設定となっております。

このことから、担当課においてもデジタル化の切替時には、少チャンネル・低料金制度を設けるよう再三事業者に申入れを行ってまいりました。

私といたしましても、NHKと民放の4つのチャンネル、身近な情報を提供する行政チャンネルが見られるだけで充分であるとの市民の声もありますので、安価な料金設定が必要でないかと考えております。

現在、両ケーブルテレビにおきまして、デジタル放送の普及促進を図るためにミニパック等の検討をしているとのことであり、結論が出次第、市民の皆様方へお知らせいたしますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 今、市長の方からね、このあわら市は1社しかケーブル局がないということで、尚且つ、一つの選択しかできないということで、それも月3,780円ということでございます。私も今、この質問をする前に福井県内、石川県、富山県のこのケーブル会社がどのような選択ができるか、ということ調べて参りました。やはり、一番安いところでは、無料というところもありました。これは、非常に市民にとってはありがたいことだと思います。それから、1,000円から1,500円の間でというような料金設定もしているところあります。やっぱり、市民というのは、例えば、59チャンネルの番組をしっかりと見たいという方もいらっしゃるし、けど、やはり、もう少しその選択されてコンパクトにされたというチャンネルも必要という、そういう料金設定も必要だという声も多いと思います。くどいようでございますけど、もう一つは、このケーブルテレビを加入するためにいろんな工事費とか、いろんなお金がかかります。できましたら、そういうところも併せて、もう少し料金設定を考えていただきたいと、私の調べたところでは、先程いいましたように非常に会社も顕著であって、非常に会社内容も良いということも知ってます。橋本市長もこの会社の役員になっていきますし、それ相当の出資金も我々の税金から出ているわけでございますので、是非、その辺をもう一度良く熟慮していただきまして、是非、早期に実現をしていただきたいとこのように思います。

次に芦原中学校、金津中学校の耐震補強工事、改修工事の対応について、いくつか市長の方に質問したいと思います。

改修、耐震工事について、いくつかの案があるか、また、それを検討なされているかということが第1点、それから、工事スケジュールは、どのように計画をされているかというのが第2点、最後に市長は、両中学校に対してどれぐらい工事費を見込んであるかということをお聞きしたいと思いますので、ご答弁をお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） お答えいたします。

まず、「中学校整備方針の検討内容等について」のご質問ですが、2月の市議会臨時会におきまして、芦原中学校は、耐震補強及び大規模改修、金津中学校は、耐震補強及び改修による整備を行うこととなりました。

これを受け、市では、早速、芦原中学校の耐震診断を行うとともに、7月17日の市議会臨時会で検討書作成委託業務の予算を承認していただき、その整備方針の検討に着手したところであります。

この検討書につきましては、両中学校とも3案ずつ作成することとなっており、今期定例会中にその検討内容をご説明申し上げ、ご協議をお願いできるものと考えております。

次に、工事のスケジュールについてのお尋ねですが、芦原中学校に関しましては、整備方針を決定した後、基本設計及び実施設計を経て、平成21年10月に工事を発注し、平成23年4月の供用開始を、また、金津中学校は、平成23年度から工事に着手し、平成25年3月の完成を考えております。

なお、芦原中学校のスケジュールについては、整備方針を10月中に決定し、平成21年度国庫補助事業に採択された場合の最短の工程となっております。

最後に、「両中学校の整備にどれぐらいの工事費を見込んでいるのか。」とのご質問ですが、現在、検討書を作成している段階であり、具体的な金額につきましては

お示しすることはできません。

しかしながら、耐震補強及び改修工事を実施する場合は、今後20年から30年の使用を見通した計画を立てるべきものと判断しております。

このため、両中学校の整備は、昨年10月に教育委員会から提出された意見書に沿い、近年の多様な学習の展開が可能となる施設など、将来のあわら市を担う子どもたちのためにでき得る限りの整備を行いたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 今、市長は、金津中学校と芦原中学校の工事スケジュール、芦原中学校の場合は、平成23年の4月を開校したい、とこのように聞きました。金津中学校は、平成25年までに改修を終わりたい、ということもお聞きしました。そして、今の改修された校舎は、今の時代にあった、対応できる、そういうような施設したいということもお話をさせていただきました。私は市長に是非、ここでお願いしたいことは、市長はやはり、まちづくり、人づくりはやはり教育が一番大切だと、教育が変わるものは何もない、という意気込みで、そのためには、やはり学校を今までどおり2つに分けた状態で目配り、気配りができるようなそして、その地域の人達と一緒にお互い切磋琢磨し、金津中学校と芦原中学校が切磋琢磨できるようなそういうような学校にしたいと、そういうことで前松木市長は、何回も繰り返えしますけど、50億円あまりのお金を投資して統合中学校をしたいということで、選挙で戦ったわけですね。市長は、我々議員も2校存続ということも認めていただきました。どうも、私は市民の方々の話を聞きますと市長が自分が先頭になって芦原中学校、金津中学校を立派にしたい、という気持ちが伝わっていないのではないかと思われるような市民の声が私に良く聞こえます。私もこの一般質問をする前にあわら市内のいろんな地域を回って、実はこういう一般質問をします。と、皆さん、この改修ということで納まりました。と、皆さんどう思いますか。と、そうしましたら、市長が全力を傾けまして、できるかぎり、その子供に本当に対応できる、市長が言いましたように、20年、30年間もつようなそういう学校を是非、作ってください。と、是非、市長に言ってください。と、皆さん応援してますよと、それは、ところどころ、お聞きしています。ですから市長、やはり我々議員に対しても自分の思いというものがあると思いますので、まだ十分時間もございますので、私はこういう学校を残したいんだと、こういう改修された学校を残したいんだと、いうことを我々議員にも伝えるように、ましては、市民にも伝えるような、そういうような是非、お言葉をいただきたいと思いますので、市長、何かご答弁がありましたらよろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 子供のために精一杯の学校の設備をすべきだということについての最近、私のその気持ちが伝わらないというような声がある、というふうなお話ですけども、私は、学校を2つ残すということのためには、私はすべてを投げ打って選挙に出た人間であります。思いはまったく変わっておりません。その後ですね、私としては、芦原中学校については、建替、改築ということを主張しておりました。また、教育委員会としてもそのようなご意見で意見書が出されました。何とかそれを実現したいな、とは思いましたが、これはやはり、決定権者である議会としての意思決定がございましたので、最終的には改修ということになったわけであり

ます。その与えられた条件の中で精一杯のことをしたいというのは、私の願いとしては当然だと思っております。私としては、3案を今、検討中でありまして、それが今会期中に出されるのではないかなと思っておりますけれども、それを中心にして議会としてもご検討いただきたいと思っております。私の思いとしては、言わずもがなのことでありまして、これ以上、私は今、金額を申し上げられるのならいざしらず、現時点においては、もうこれ以上申し上げることはございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 市長の意気込みは十分わかりました。私は、その言葉を是非、聞きたくてご質問をさせていただきました。やはり、何度もくだいようですけど、市長はやはり、何とか、自分を投げ打ってでもいいから、子供達のためにがんばる、ということで選挙に出られたわけでございます。是非、例えば、我々議員が金額的に言うと一番安い金額で、もしなったとしても、いや市長は、是非、これでやりたいんだ、というぐらいのそういう熱意で是非、また望んでいただきたいと思えます。それでは、質問を終わらせていただきます。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。なお、再開は30分再開といたします。
(午後4時17分)

議長(東川継央君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後4時30分)

議長(東川継央君) お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により予め延長いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

穴田満雄君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今日一般質問者が13人ということで、私は9番目、かなり皆さんの顔を見るとお疲れの様子が伺えます。なるべく簡単に私やっていきたいとこのように思います。ところで皆さんご存知のように、北京におきましては、健常者のオリンピック、昨日からは、パラリンピックが開催されております。そんな中で興味を持つのがメダルの獲得数と、朝誰かの議員も言いましたけれども、私もこのメダルの獲得数に対して一喜一憂した一人でございます。ちょっと皆さん疲れているようですから、簡単な皆さんに質問を出してみたいと思えます。と言いますのは、オリンピックにつきものなのは必ずメダルと金メダルは、英語でゴールドと、それから銀メダルがシルバーと、こういう言葉の使い方をするんじゃないかと思うんですけれども、それでは、銅メダルは、英語でどう言いますかね。教育長、どうですか。今、後ろの方からね、手助けが出ました。ブロンズを日本語で青銅ですね。ですから、銅メダルのことをブロンズメダルとこういうふうに言われております。

少しこれで、皆さんも目が覚めたんじゃないかなと思いますから、本題に入っていきます。

私も今回は、3つの項目に分けて質問をしていきたい、とこのように思っております。

まず、第1番目がこれも皆さんよく耳慣れた言葉なんですけれども、限界集落、これについて、結論からいいますと、理事者側の調べたことによりますと当あわら市には、幸いにも限界集落と、いわれる集落はないとこういうふうになっているのだそうでございます。大変結構なことじゃないかと、朝一番に篠崎議員でしたかね、少子化対策について触れましたけれども、やっぱりこの限界集落をなくすためには、子供さんを増やしていただくと、これが一番じゃないかと思いま。それで、私の書いてきた原稿に入っていきたいと思いま。高齢化社会といっても皆さん耳にタコができるほど、聞き慣れた言葉であまり切迫感は感じないと、もちろん私もそういう気持ちを持っております。しかし、2008年版高齢化社会白書、これは今年の10月1日現在によりますと、日本人の5人に1人が65歳以上という数字には相当現実味を感じております。この言葉の誕生は意外と古く1956年、昭和31年ですね。国連で65歳以上の人口割合が7%以上を高齢化社会と定義したのが始まりと、このようにいわれております。その後、14%と21%の基準を超えれば、高齢社会と超高齢社会に区分されていると。

日本の高齢化率といいますと、1970年、昭和45年に7.1%、1995年、平成7年に14.5%と着実にこういう数字が増えてきております。今回2008年版白書では過去最高の21.5%にも達していると、このようにいわれております。つまり高齢化社会はずっと以前の12年前に終わっていて、ついに前例のない超高齢化社会に突入していると、日本の国はそういうふうになっております。

さらに、680万人といわれております、団塊世代の仲間入りも目前に迫っております。来る2055年には高齢化率は、なんと40%を超えとも言われております。このような実情をとらえまして、国交省、総務省あるいは農水省の3省は昨年、人口減少や高齢化で存続が危ぶまれている過疎地の集落を維持する方策を探るために、都市住民や企業あるいは、民間非営利団体などと協力して、地域を支援する計画に乗り出すことを決めております。国交省の調査ですが、これによりますと過疎地域にある集落のうち65歳以上の高齢者が半数を超える限界集落は12.6%の7,873集落あり、消滅の恐れがあるのは2,641集落あるといわれております。集落のとらえ方ですけれども、これは町内会単位を目安としている場合が多いと言われております。ところで、限界集落という言葉ですが、これは1991年に長野大学の長野晃教授が提唱したと言われており、冠婚葬祭や森林、道路の維持管理など住民同士の相互強力によって維持される集落機能が著しく低下した集落。あるいは「65歳以上の高齢者が半数を超えた集落、小規模集落の場合は「働き盛りの壮年人口が4人未満」と定義されているとございます。過疎化がさらに進みますと最終的には集落は無人化して消滅してしまうと、当あわら市ですけれども、これ皆さん、すでにご存知のように約31,000人の人口で131の行政区から組織されております。

そこで、市長にお尋ねしたいと思いま。

まず、一つ目、あわら市の高齢化率はどれくらいになっているのか。

それから、二つ目なんですけれども、過疎地の集落を維持する方策をどのように考えておられるかと、この2点について市長からの答弁を求めたいと思いま。

一つ目の質問をこれで終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 穴田議員のご質問にお答えをいたします。

全国的な少子高齢化の進行とともに、ご紹介いただいたように、近年、「限界集落」という言葉を耳にするようになりました。

住民自らが自立する「自助」はもとより、住民同士が助け合う「共助」が維持できず、行政による「公助」すらままならないため、コミュニティとしての維持が限界を来す「限界集落」。その響きからは、もはや絶望感しか感じられず、何ともやるせない気持ちになります。

後期高齢者という言葉の使用が物議を醸したことは、まだ耳に新しいところですが、私は、この「限界集落」という言葉にも抵抗感を感じております。

そうは申しましても、こうした事態が徐々に進行しつつある状況にあって、危機感を持ってこれに対処することは、行政の責務であり、決して目をそらすことはできません。

そこで、あわら市の高齢化率に対するお尋ねであります。平成20年3月31日現在の人口31,410人に占める65歳以上の人口が7,805人で、高齢化率24.85%となっており、同じ基準日における全国平均21.8%と、福井県平均の23.4%をいずれも上回っているところです。

高齢化率50%を超える、いわゆる限界集落は、市内130余りの行政区の中には存在しませんが、高齢化の着実な進行とともに、将来はこれに該当する行政区が現れることも懸念されます。

こうした事態に直面するおそれのある行政区について、コミュニティとしての機能を維持するため、どのような方策を考えているかとお尋ねかと存じますが、人口の流出などによる集落機能の衰退については、あわら市のみの問題ではなく、福井県全体の共通の課題であると認識しております。

こうした課題に対する取組として、福井県では、昨年、県内市町や関係機関による「定住・交流推進協議会」を設立し、主にUターンやIターンによる移住・定住や、エコ・グリーンツーリズムなどを推進しているところでありますが、あわら市としても、この協議会への情報発信と、協議会を通じた情報の収集に努めているところです。

なお、こうした高齢化のための施策は、それのみで講じても効果は薄く、必ず少子化対策や子育て支援対策と合わせて考えなければならない問題であります。

すなわち、私の公約である「若い世代が住み、産み、育てたくなるまちづくり」の実現にも通じるものであり、そのためには、先の篠崎議員のご質問でもお答えしたように、子育て支援の対策を強力に推進することが必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今ほど、市長の答弁でありましたように市長は先を見越す、そういう独眼力を持っているというか、確かにやね、こういう過疎化、あるいは高齢化を防ぐためにはいかにして、その若い人達がやね、住んでくれるまちづくりをやるか、と。若い人が住んでくれるということは、それなりに2世、あるいは3世のやね、そういう新しい時代の人々が次から次へと生まれてきてくれる、とこういうふうに繋がってくんじゃないかと思えます。

ところで、私、この限界集落については、あまり詳しいことまではやるつもりございません。というのは、私のあとで山川知一郎議員、あるいは宮崎議員がさらにこの問題についてやってくれますので、一つだけ質しておきたい、とこのように思います。と言いますのは、私、先日、このインターネットでこういうやつを取り出してみました。と言いますのは、過疎地域自立促進特別措置法の概要と、こういうやつを取り出してみました。この中に法第1条で、法律の目的、あるいは法第2条になりますと過疎地域の要件というやつがございます。この中には、人口要件とそれから、財政力要件とこういう2つに分かれていますけれども、この人口要件の中で一つ、私、ちょっと興味を持ったのが、昭和35年から平成7年の人口減少率が25%以上、あるいは高齢者比率が、これ65歳以上ですね、これが24%以上と、こういう項目がございます。これに該当すれば、どういう運転があるかといいますと、これ具体的政策になるんですけれども、国の補助の嵩上げと、こういうやつがあります。この中に特に今、あわら市もやね、7億から8億をかけた嶺北消防署の金津本署、これの建替が迫っております。これに対する補助率ですね、これが今現在ですと、3分の1ですけれども、この過疎地域自立促進特別措置法に該当してきますと、3分の1の補助金が10分の5.5に嵩上げされますよ、とこういう項目がございます。それで当然、これは、そういうふうに該当しないと思うんですけれども、これ総務部長のほうからやね、一つ、私もあんまり頭が良くありません。ただこれ見ただけで、ただ棒読みしただけなんですけれども、これに該当するかどうか。と言いますのは、今、言いましたように65歳以上の高齢者比率が24%以上と、これに私、ちょっと注目したもんだから、一つ、総務部の方から答弁方お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 穴田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

只今、穴田議員がご指摘のですね、過疎地域自立促進特別措置法、私もその概要をちょっと取り寄せましたんですが、この内容といたしましては、法第2条の中にですね、人口減少率、これが昭和35年から平成7年までの減少率がですね、30%以上、25%以上、それから19%以上といろいろあるわけなんです。今、穴田議員のおっしゃられた部分につきましては、25%以上で尚且つ、高齢者比率、65歳以上の方が24%以上、という項目もございます。これに関しましては、高齢化率につきましては、該当いたしましてもですね、昭和35年から平成7年までの人口減少率25%、これは、あわら市は該当いたしません。当時の35年、当時の人口から比較いたしますとですね、微減というような形で、そう大幅に減少している状況でございませぬので、これが該当しないということですね。

それから、2点目のその財政力要件、平成8年度から平成10年度までの三ヵ年平均の財政力指数、これが0.42以下であることということになっておりまして、これもあわら市の場合は、現在0.666ということで財政力指数は、非常に良い状況でございます。それと尚且つ公営競技が行われてる場合につきましては、その収益が13億円以下であることと、あわら市もポートレース、特別会計でやっているわけなんです。13億円以下ということでございます。いずれの項目を見ましても該当しないという判断をいたしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田君。

16 番(穴田満雄君) 今ほど、総務部長の答弁で、私もある面では安心しました。と
いいますのは、昭和35年から平成7年までの人口減少率が25%以上と、こんな
数字が出てきたらあわら市はたまったもんじゃありません。ですから、ある面では
安心しました。

それでは、次の質問に移ります。

次は、地方交付税についてお尋ねしたいと思います。この地方交付税は全国どの
自治体でも住民に対しまして、福祉など一定水準の行政サービスを提供できるよう、
所得税、法人税、酒税、消費税、及びたばこ税の国税5税の一定割合を地方交付税
として各自治体に配分しております。各自治体への交付税の配分額は、行政サー
ビスを実施する上で必要な歳出、基準財政需要額と言いますが、と地方税収などの収
入、これを基準財政収入額、これとの差額、すなわち、財源不足分が配分額になり
ます。

国、地方財政の三位一体改革で国税から地方税へ3兆円を税源委譲する一方で、
交付税を5.1兆円削減しております。当市の昨年度ですね、2007年度の地方
交付税配分額は対前年比15.5%減の21億4,228万4千円。こういう数字で
ありました。

この交付税額は、国から地方への税源委譲で市町村民税、あるいは法人市民税の
収入が増えているためと、こういう説明を受けております。

また、先日、総務省から2008年度の地方交付税配分額が発表されております。
当市は、前年度比12.7%増の24億1,503万3千円、額にして2億7,274
万9千円の増額となっております。

そこで、市長にお尋ねします。

まず1つ目ですが、交付税が対前年度比12.7%、額にしまして、今ほどいい
ましたように2億7,274万9千円増額となった要因はどこにあるのか、と、2つ
目ですが、今年度、新設された地方再生対策費は、当あわら市はどれくらいになる
のか。とこれ2つをお聞きしたいと思います。

これで2つ目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 穴田議員のご質問にお答えをいたします。

総務省は、去る8月15日に本年度の普通交付税の額を決定し、閣議報告をして
おります。

それによりますと、本年度の普通交付税総額は14兆4,816億円、対前年度
比1.3%の増で、うち市町村分は6兆4,675億円、3.8%の増となっております。

また、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方と都市の「共生」の
考えのもと、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を包括的に算定
するため、本年度より普通交付税での新たな算定費目として、議員ご質問の「地方
再生対策費」が創設されております。

その算定総額は4,008億8百万円、うち市町村分は2,503億7,900万円
となっております。

さて、本年度のあわら市の交付税の交付決定額は、議員が述べられたとおり24
億1,503万3千円で、前年度に比べて2億7,274万9千円、12.7%の増と
なっております。

増額となった要因ですが、基準財政収入額及び基準財政需要額のそれぞれについて申し上げます。

まず、基準財政収入額では、市民税の個人所得割で4,406万1千円の増、同じく市民税の法人税割で5,412万7千円の減など、各費目による増減はありますが、総額では42億6,298万7千円、前年度と比較して675万8千円と若干の増額となっております。

次に、基準財政需要額については、総額では66億4,091万1千円、前年度と比較して2億3,853万9千円、3.7%の増となっております。

増加の主な要因としては、第1に、先ほど申し上げました地方再生対策費が創設されたことによるもので、あわら市の算入額は1億537万4千円となっております。

第2に、平成16年度に借入れた合併特例債の元金償還が始まったことにより、公債費算入額が前年度に比較し1億1,990万7千円、31.0%の増となっております。

第3に、公共下水道事業会計や農業集落排水事業会計において、平成19年度に借入れた資本費平準化債に係る精算分として4,795万1千円の増となっております。

これらの要因により基準財政需要額が増加した結果、本年度の普通交付税の決定額が増えたものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今ほど、財政部長、数字をすらすらと交えて答弁してくれました。なかなか良く勉強しているな、と。ごめんなさいね、失礼なことを言いました。

そういう感じを受けました。それで、私、2、3ちょっとまだ引っかかるころがありましたので、再度聞いてみたいと思います。と言いますのは、まず、一つ目、これは増額となった要因の一つですが、合併特例債ですね、合併特例債の元金に対する交付額が始まりました。とこういうことなんですけれども、今、当初も平成16年に合併しまして、今年5年目に入っております。その間、当初は、その合併特例債の借入額ですね、借入額、これをどれくらい借り入れているのか。と、また、それに対する交付税の算入額ですね。算入額はどれくらいになっているのか。と、それから2つ目ですけれども、これも増額となった要因の一つなんですけれども、平成19年度に借り入れた資本費の平準化債、こういう言葉の使い方をされております。この資本費の平準化債といいますと、細かいことは、皆さんに説明しても失礼にあたりますから、私ここで省略しますが、公共下水道事業会計で平成19年度2億円、それから、農業集落排水で1,490万円、これだけの起債を起しているんじゃないかと思えます。ですから、これに対するやね、これも増額の要因になるんですよ、と言うならば、何を対比としてやね、対比としてそういう数字が出てきているのか。と、それから、3つ目なんですけれども、今ほど部長の答弁にありました。地方再生対策費ですね、私もこれ持っております。これもインターネットで出してあります。この地方再生対策費ですけれども、これを算定する上で、何を基準に、あるいは何を対象としてやね、この地方再生対策費を算出しているのか。と、これ3点についてお願いしたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) それでは、穴田議員の再質問に対する答弁をいたします。

まず、1点目ですが、平成16年度から19年度に借り入れました合併特例債の発行額と交付税の算入額は、ということですが、あわら市では、地域振興基金分で12億3,500万円。建設事業分で15億8,250万円の合わせて28億1,750万円の合併特例債を借りております。平成20年度におきましては、平成16年度に借り入れました、地域振興基金分の12億3,500万円と建設事業で借り入れました、3,110万円の元金償還額が始まることから、元利償還額1億3,636万6千円の70%分として、9,545万6千円が基準財政需要額に算入されております。

それから、次にですね、2点目のそれから、H19年度借り入れの資本費平準化債の精算についてでございますが、議員もご承知のとおり、下水道整備は、その性格上ですね、先行投資が多額となる事業でありまして、供用開始をしても、その区域の全てが接続しない限りですね、有収水量も少なく、処理原価が著しく高くなる傾向がございます。

あわら市が、下水道整備事業で借り入れた起債は、借り入れ後28年間、または30年間で償還することとなっております。

一方で、下水道管などの耐用年数は、44年から50年間と長く見込んでおり、公営企業会計での原価償却費算入額も、耐用年数に合わせております。

そうなれば、当然のことながら、当該年度の起債償還額は、減価償却費を上回ることとなります。そのため、その差額分以内での資本費平準化債の借り入れを認めているものであります。

なお、下水道事業会計や農業集落排水事業会計などで、平準化債を借り入れすることにより、当然ながら一般会計からの当該会計への補助金や繰り出し金が少なくなるわけですが、その代わりに交付税の基準財政需要額において、平準化債発行額の50%、半分ですね、半分が減額されることとなります。

平成19年度の当初では、平準化債の借入額を当初3億1,080万円ということで見込んでおり、それが交付税上に算入されております。最終的には、借入額は、議員おっしゃったように、2億1,490万円ということで、その差額は9,590万円となっております。

その結果、平成19年度の交付税の基準財政需要額は、その差額の50%、ようするに端数があるのですが、4,745万1千円が多く19年度減額されてきた、と、それをですね、今回、平成20年度の交付税で精算金として交付されたものであります。

次にですね、地方再生対策費の算定基礎何か、ということ何ですが、先ほど申し上げましたように、地方再生対策費は、都市と地方の税収偏在の是正に向け、財政力の弱い自治体に手厚くするために配分されるものであり、本年度から交付税の基準財政需要額に算入されております。

その算定基礎となる測定単位は、これは市町村ですが、1つは人口、もう1つは耕地および林野の面積となっております。

そして、算定額の測定単位ごとの配分額としては、人口分が90%、耕地および林野の面積分で10%となっております。

先ず、人口分ですが、人口規模の少ない自治体や農業・林業・漁業の第1次産業就業者の人口比率および65歳以上の老人の人口比率の高い自治体に多く配分されることになっておりまして、その結果、あわら市では、9,650万2千円が算定

額となっております。

次に、耕地および林野の面積分ですが、あわら市では、田・畑・果樹園等の耕地面積と林野面積を合わせて、7,332haあります。そこで887万2千円が算定額となっております。

なお、これらの基礎となる数値は、すべて、平成17年度の国勢調査時の数値を使用しております。

以上で終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 財政部長、よく調べてあります。ありがとうございました。

それでは、あんまり時間もないようですので、細かいことはまた、委員会でやることとしまして、次の一般質問に移りたいと思います。

次は、雇用促進住宅の全廃についてお尋ねいたします。

雇用促進住宅と言いますと、かつて雇用保険事業の一つであった雇用福祉事業により整備された勤労者向けの住宅です。これ別名、移転就職者用宿舎とも呼ばれ、移転就職者の住居確保などを目的に独立行政法人雇用・能力開発機構が運営しておりますけれども、実際には管理・運営を財団法人雇用振興協会に委託しております。

平成19年改正前の雇用保険法では、第64条に雇用福祉事業が規定されておりました。政府は「就職に伴いその住居を移転する者のための宿舎を設置し、及び運営すること。」を行うことができると、このように定められております。しかし、「雇用保険法等の一部を改正する法律」、平成19年4月23日によりまして、雇用保険法の第64条は廃止となっております。即ち雇用促進住宅の全廃が決定されております。昨年の「独立行政法人整理合理化計画」平成19年12月24日の閣議決定ですけれども、これを受けまして、2011年度までに前倒し廃止されることになっております。福井県内にある雇用促進住宅は11市町に23住宅があり、今年の5月末現在で1,274世帯が入居しております。雇用福祉事業の廃止、雇用促進住宅の全廃によりまして、独立行政法人雇用・能力開発機構の福井センターでは今後、市町と売却に向けた話し合いを進める方針だと言っております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

まず一つ目ですけれども、あわら市には、雇用促進住宅が何箇所あるのか。それから、2つ目ですけれども、機構福井センターより雇用促進住宅の売却について打診があったのかどうか。この2点についてお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

雇用促進住宅は、労働者の地域間移動の円滑化を図るため、雇用福祉事業により設置された勤労者向け住宅で、平成20年3月末現在、全国で1,510住宅、3,806棟があり、13万8,956戸、約34万人が居住しております。

雇用促進住宅の廃止については、平成15年に厚生労働省が打ち出した「特殊法人等整理合理化計画」において、30年程度を目途に事業廃止に努めることとなっておりますが、その後、平成19年12月には、雇用・能力開発機構の「雇用促進住宅管理経営評価会議」において、30年を前倒しして15年で譲渡・廃止する方針が示されたところであります。

しかしながら、雇用促進住宅の売却の進捗状況が十分でないことから、平成19

年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」の中で、なお一層売却等の推進が求められ、平成23年度までに全住宅数の約2分の1程度を前倒しして廃止することとなっております。

さて、議員ご質問の本市の雇用促進住宅については、花乃杜に金津宿舎と北金津宿舎、井江葎に芦原宿舎、合わせて3箇所の施設があります。

平成20年3月末現在の入居状況については、金津宿舎は2棟60戸のうち入居51戸の入居率85%、北金津宿舎は2棟80戸のうち入居76戸の入居率95%、芦原宿舎は2棟60戸のうち入居47戸の入居率78.3%となっております。

議員ご指摘のとおり、県内にはあわら市の3施設を含む23の住宅がありますが、今回前倒しの対象となっておりますのは、そのうち16施設で、あわら市の3施設については、その対象となっております。

次に、売却等の打診についてであります。平成17年7月に雇用・能力開発機構から住宅購入の検討と意向調査の問い合わせがきておりますが、市としては、民間施設が充実してきたため市営住宅の新設計画はなく、持ち家制度を進めていることから、施設の購入はできない旨回答いたしております。

その後、平成19年6月に雇用・能力開発機構福井センターの総務課長から、雇用促進住宅の管理運営状況について説明がありました。

これを受け、本市においては、政策課、財政課、建設課、監理課及び観光商工課による協議を行うとともに、近隣市町村の動向調査を実施するなど、現状の把握と対応について検討して参りました。

その結果、住宅購入費や維持経費の財政負担の問題等により、受け入れは難しいとの判断をしております。

しかしながら、雇用・能力開発機構としては、まず自治体への売却を優先したいとしていることから、本年9月12日に、再度、雇用・能力開発機構との協議が行われる予定となっております。

今後とも、近隣市町村の動向や情勢を見極めながら、適切に対応して参りたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今ほどの市長の答弁でわかりました。当あわら市におきましては、全部で3箇所で、6棟で200戸ですか、200戸あると、ですけれども、その入居率には、かなりのばらつきが出てきていると、これはやね、今市長にこれについて、お考えはどうですかと聞いても始まんことですから、やめておきますけれども、私、今答弁された中で興味を持ったのがやね、売却等の打診なんですね、これ平成17年の7月にもありましたと。この当時まだ橋本さんは、市長じゃなかったですから、それはわかります。それから、平成19年の6月にも機構からそういう打診がありましたと、と言いますのは、そして、9月12日にもやね、また機構の方が来られてやね、話合いを持ちますと、こういうふうじゃなかったかと思うんですね。私この前、ちょっと全協の中でも、声を大にして言うたんですけども、やっぱり、こういう大事なことやね、最終的には、これ議会が判断すると、これを購入する、購入しないは別問題としまして、最終的にはやね、市長を始め、理事者の皆さん方が判断するじゃないと、議会が判断するんだと、そういうこと念頭においたならば、こういうことはやっぱやね、その都度、我々、議会に対してこういう話合いがありましたと、あるいはこういう交渉事が発生しておりますということは、

我々にやね、逐次報告していただくと、これが、先ほど誰かも言いましたように理事者側と議会はやね、車の両輪であると、それに繋がってくるんじゃないかと思えます。そういう方面からもやね、これから、この問題に限らず、あるいは先日、先ほども言いました、全協の中でもありました。広域圏のセンターの問題、あるいは笹岡のやね、清掃センターの問題等々見ますと、やっぱり議会が議会をある面では、軽視されていると、ですからやね、この入湯税とこんな大きな問題も発生してしまったと、ですから、これから、市長はじめ理事者側もやね、我々、議会を信用していただくと、お互い信用の上に成り立っているんじゃないと思うんですよ。お互いがあいつらこんなこと言うんじゃないか、こんなこと言うんじゃないか、こんなこと考えているんじゃないか、と思ったらお互い上手こといくはずがありません。ですから、そういう方面も念頭に入れてやね、我々、議会を信用していただくと、そして、議会に逐次やね、そういうことは報告していただくと、これが議会を円満に運営していく一つのやね、方策じゃないかと思えます。そういうことを強く申し上げまして、私、市長の答弁は結構です。これで、私の一般質問を終わります。

見澤孝保君

議長（東川継央君） 続きまして、通告順に従い19番、見澤孝保君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 19番、見澤孝保君。

19番（見澤孝保君） 非常にお疲れだろうと思えますけれども、通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

そこで私は、身近な問題について、砂利採取場の問題につきまして質問をさせていただきたいと思えます。皆さん方、ご承知だろうと思えますけれども、当市の私どもの地域はですね、良質な山砂が出るということで、以前からこの場で土採集がお行われて参ってきております。特に北陸自動車道の建設当時をピークといたしまして、今日まで延々と続いておるのが現況でございます。現在もまた、いくつかの砂利採集場が事業を展開をいたしております。なお、また採集された跡地につきましても、法面を含めまして非常に乱雑な形で残っておるのも現況でございます。なお、また現在創業をやっております事業所を見てまいりますと、いずれも法令ならびに条例等を遵守したような形が見受けられない作業状況であることはこれまた、市の方もご承知だろうと思えます。特に法面においてはですね、地震等での2次災害が予測をされますし、そしてまた環境面から見てまいりますと景観が非常に悪いということも事実でございます。これは残念の一言につきるわけでございます。安全・安心で住みや良いまちづくりの観点からですね、この問題、行政と市民が一体となって取り組んでいかなければならない大きな課題であろうと思えますので、只今から質問させていただく件につきましては、明快なご答弁をお願いを申し上げたいと思えます。なお、私の質問につきましても、これは県との関係がございますので、市長じゃなくして関係部長の方から一つご答弁をいただくということで最後に市長の方から一言お願い申し上げたいと思えます。

まず、第1点、お聞きをいたしたいのは、砂利採取の許認可は県でございますけれども、申請の段階で恐らく、これは市との事前協議がなされているとお聞きをいたしているわけでございますが、この事前協議でどのような事が協議をされるのか。まず、第1点お伺いをさせていただきたいと思えます。

それから、2点目は、現在、砂利採取の現場におきまして、この状況は誰がみても、許可申請の条件を満たしていないと思われまます。これについて市は、現在の状況、どこまで把握をいたしているのか。お伺いをいたします。

3点目でございますが、砂利採取跡地の法面でございます。法面を埋立をいたしておるわけでございます。法面復旧のために。これはですね、当然あわら市の土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例、施行規則が適用をされると思いますが、この点につきましては、どのような形になっておるのか、一つお伺いをさせていただきます。

以上3点、一つよろしくご答弁をお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) 見澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の「砂利採取の認可に伴う事前協議の内容は」とのご質問ですが、議員もご存知のように砂利採取計画認可申請は県の方へ提出いたします。これが提出されますと、所管します福井県三国土木事務所から砂利採取計画認可に関して、認可申請書の写しを添付して市へ意見照会がきます。

意見照会の内容は、認可にあたり砂利採取に伴う災害防止、文化財保護等に関して意見を求められるものであり、これを受け市では関係各課へ意見照会を行い、意見を集約して回答を行っております。

次に2点目の「認可された砂利採取場の状況を市はどこまで把握しているか」についてお答えいたします。

県では認可した砂利採取場等を、毎月2回行政パトロールを行っているのとことでもあります。あわら市も県の関係機関と合同でパトロールを行っており、本年も6月20日に県の河川課、三国土木事務所、坂井健康福祉センターとともにパトロールを実施いたしており、その際に、砂利採取場の状況や県の指導内容等を確認しているところであります。

次に3点目の「砂利採取跡地の法面埋立てに市の条例が適用されるのか」についてお答えいたします。砂利採取跡地において、土砂等による埋立てや盛土等を行う場合、その事業区域の面積が500㎡以上ある場合は、原則として市の条例が適用され、市長の許可が必要となります。

また、条例の中で埋立てや盛土等を行う土砂等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないもの」と定められており、産業廃棄物の投棄が行われないよう関係機関と連携をとりながら監視にあたっているという状況でございます。以上で答弁を終わらせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 19番、見澤孝保君。

19番(見澤孝保君) 答弁をいただいたわけですが、事前協議のなかですね、市として現地を実際に確認をしておるのか、今一つはですね、建築確認のように机上だけで意見書を作成して県に報告するのか。この点について、一つご答弁をお願い申し上げたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) 再度の見澤議員のご質問でございますけれども、一応、基本的には、県の許認可事業ということでございますけれども、私どももですね、地

元からいろんなそういうクレーム等がくればですね、土木の方と連携を取りながら現状地を確認いたしております。

しかしながらですね、非常に何と言いますか、調査の内容、またどこまで入り込めるかということにつきましてはですね、市としては非常にその辺は、先に走るということではできませんので、特に紛らわしいものにつきましては、土木なりまた、県の坂井健康福祉センターと連携を取りながらですね、事実関係を把握して努めてまいりたいなと、このように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 19番、見澤孝保君。

19番(見澤孝保君) 今ほどの部長の答弁でございますが、現地は確認しておるといふようなことでございますが、恐らく現地を確認をされておるんであればですね、恐らく許認可の申請書と実際の跡地、その現況がどうなっておるか、ということを見れば一目瞭然に分かると思うんです。それが、なされていないということは、市がですね、実際にそういうことをやっておるのか、やっておらないのか非常に疑問を覚えるわけです。そういうことから、先ほど市長が同僚議員の産廃の質問の中で最後に申し上げてお聞きをいたしましたけれども許認可の権者は、県でございますけれども市の独自で市民の目線でそういったものを洗い出して県に働きかけていくと、力強い市長のお言葉があったわけでございますが、今後ですね、今まで済んだことは仕方ございませんけれども、今後ですね、この問題につきまして、特と一つ内部で協議をしていただいて対応をしていただきたいと思います。要望をいたしておきます。

それから、3点目の砂利採集跡地の法面でございますが、これは北潟の239字で砂利の荒い砂の事業所があるわけでございますが、ここの面積は、何㎡で確認をしておられるのかお尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) 手元に今、確かな資料がございませんけれども、確か5,000㎡若干切れる面積かなと、記憶をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 19番、見澤孝保君。

19番(見澤孝保君) そういたしますと当然、先ほど申し上げました市の条例規則が適用されると思っておりますが、これにつきましては、事業者からの申請が出ているんですか、出ていないんですか。お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) 今の件でございますけれども、林地開発に関することですね、条例の適用ということが出ております。そういうことで、今、私どもに入っている内容でございますけれども、確かにご指摘されたようなですね、事実関係は私どもにも入ってきております。そういうことで、この件につきましても県関係とですね、情報の交換をしておりますが、かなり深く先行した調査を一応やっておりますね、いろんな手続きをですね、段々レベルを上げながらやっておりますということで聞いております。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 19番、見澤孝保君。

19番(見澤孝保君) 今の答弁やと当然、市の条例施行規則が適用されるということ

ですね。それが出されていないということは、全くもって違法な行為であると思うんです。ここに法面を埋立をいたしております残土等につきましては、私の近くでございますので、時折見るわけでございますが、いろんな遺漏したようなものがそこに法面を埋立ておるといこともございます。それからまた、近くの住民の話を聞きますとですね、夜中にダンプカーがそういったものを運んでおった形跡もあるというようなこともお聞きをいたしております。これは事実かどうか私は確認したわけではございませんけれども、そういった話もお聞きをいたしております。そこで、先般も全員協議会で話がございましてように富津地区における産廃の告発があった件でございますけれども、こういったところにそういうものが仮に投棄をされていて、それをしばらくして何年か後に何十年か後にその土地でですね、いろんな物質が出てきたり、いろんな問題が起これば、恐らく当時の業者は、とくに作業を済ましてどこかに行ってしまっておるといことから、これはやっぱり行政の代執行という問題も出てまいります。そういうことも踏まえてですね、今後は、この問題に十分注意をして目配りをして取り組んでいただきたい、ということをお願いをいたしておきます。

それから、次にですね、若干細かい点についてご質問させていただきたいと思えます。239字で現在2業者がですね、事業を展開をいたしておりますが、ここで法面をですね、土砂で埋立をしておりますが、これが完成した場合、法面に緑化をする義務があるのかなのか、これまず、お伺いをいたしたいと思えます。それから、今一つは、現在のですね、その法面の埋立の奥の方で新たに砂利採集を行っておる形跡が見受けられます。これは適法で行っておるのか、それとも無断で行っておるのか、これも一つお伺いを致したいと思えます。それから、砂利洗浄の業でございますので、水を相当使っておるわけでございますが、そこには、分離層も何も設けずにして、ため池の中で水を浄化して使用しているというようなことが見受けられます。これが時たま、市の市道の排水路を使って湖に流出いたしております。これは、細かい泥を含んだ水がですね、時々流出をされておるわけでございますが、これを市の方、並びに県の方で把握をなされておるのかと、この3点、一つお願いを申し上げたいと思えます。それから、今一つ某1社でございますが、ここは、ほとんど土採集は終わったかに見受けられるわけでございますが、深く丘掘りをした後に残土を時々持ち込んで埋めておるのが見受けられます。この問題、これも県、市が把握なされておるのかどうか、それから今一つは、法面でございますが、これは当然、許認可の段階で緑化は義務付けられておるわけでございますが、特に高いところを見てまいりますと吹き付けをした後は見受けられるんですが、それが風化をされて、1年あまりで風化されてさらしのままになっておるといような現状でございます。これがですね、春一番の風が吹きますと細かい砂塵がですね付近一帯にはあっと飛散をいたしまして視界が悪くなるくらい飛ぶというのが現実でございます。これ、部長もご存知だろうと思えますが、実は私どもで三国土木へ陳情に部長も同席していただいたんですが、その折にですね、県の上級の職責をもった方がですね、私の質問に対して、この緑化はどうなってるんですかと、質問したら、やっても砂の質によってこういう結果が生まれますと、これに対する善処するといようなことが一言も聞けななんだんです。全く残念の極みでございます。こういったことをですね、やはり市民の立場になって行政としてですね、この問題についても一つ県の方へ強く働きかけをしていただきたい。これをせずしてこの事業が終わりましたら何も段切りはしてあるけれども緑化はされておらない、と

ということで景観上非常にみっともない景観になりますので、この点も一つ十分に市の方から県の方に要請をしていただきたいと思います。それから今一つは、所管部長に關係ございませんが、これはやはり土砂採集に関わる問題でございますので、農林水産部長にも一言だけお伺いをいたしておきます。坂井丘陵地の管内でですね、形の形状変更というようなことで採集を行っている箇所がございます。これは、城新田のところでやっとなのが事実でございますが、これも北潟の地域の中でもこういった問題、恐らく出てこうようと思います。それから今一つは、個人の畑をですね丘堀をして砂を採集するというようなことも恐らく償還が終わりました関係で出てくるんじゃないかと思えます。このことは、農地を守る意味からですね、何か市の条例等で規則等で網掛けができるものならしていただきたいと思います。恐らく、地方分権、地方分権と言われている現在でございますので、県より上回った条例規則はできないわけではないと私は信じております。一昨年でしたか、危険物貯蔵所の問題でいろいろと話題になったわけでございますが、私はその折、環境特別調査検討委員会の一員でございますして、その折の京都府のある自治体で県に優る条例を作って施行しておるといふ事例を教えていただいた記憶もございまして、こういった問題にも一つ積極的に取り組んでいただきたいと思います。なお今、北潟の地元では、この農地を守るために風力発電を誘致をいたしておりますが、これもこの農地を守るというのを一つの前提にいたしまして現在この事業に取り組んでおるわけでございます。どうか一つ地元の要望等も踏まえていただいて経済産業部長の方からも一言だけご答弁をお願い申し上げたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) 只今の見澤議員の再々質問でございますけれども、今、事業所の中にはですね、はっきり言いまして無認可と思しき業者も採掘していると聞いております。いろいろこの事情を聞きますとですね、一番最初に開発行為をやられた業者が破産をしましてですね、その後、乗り込んできたような方がおります。そういう方がですね、三国土木の方へ砂利採集の計画書を提出してですね、やっているんですが、その条件設定の中で、いろんな条件を付したところですね、逆にそれをまた、逆手にとって採掘を始めているということで、この業者につきましては、いろんな告発の手続きと言いますか、最終的には、そういう法的処置を今、順次、講じているということでございます。当然、大きな面積になればですね、緑化というような義務付けはされてきます。これは、森林関係の法律が定めがございまして。

それともう一点は、砂利洗浄の件でございますが、これにつきましても、私も現地を見ながらですね、当然、県と連携を取って対応させていただきたいなど、いずれにしましてもですね、砂利採集というものは、当初はですね、個人と業者との関係でスタートするんじゃないかなということで、その辺のですね、条件設定はですね、お互い確認していくような形をしていかないと最後に行政の方へいろんなことをですね、持ってこられても例えば、緑化が不備だからこれを行政やれといってもこれは非常に難しい問題じゃないかなということで、何はともあれ資産管理という面からもですね、各個人のもので、所有者の方も協力をお願いしたいなというふうにもこの前も土木へ行った時にですね、議員さんも言われたとおり県のもので、思いもございましてこれは、関係者が皆がですね、協力して対応していくような措置を講じていかなきゃならないかなということで、市としましてはですね、当然、県の許認可もございましてけれども、住民の皆様の意見を汲み上げながらですね、ま

た、然るべき手続きを取っていききたいなと、それとですね、もう一点、大きな網掛けができないかなということでございますけれども、実は私どももですね、最終的には景観条例ということも頭に入れながらですね、そういうことも関係機関と連携を取りながらなんとか具体化していききたいなと思っておりますので、よろしく願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清孝君。

経済産業部長(坪田清孝君) 見澤議員の再質問にお答えをいたします。特に農地法上の問題だと受け止めさせていたしまして、農地の将来における管理と維持管理とですね、その環境の整備という観点からのご質問かなと考えてございます。

先ほども言われました、丘陵地の農業生産を理由にですね、農地の形状変更という形ですね、土砂を採集しようとする業者がやはり、何件かございます。今、先ほど来、ちょっとお話にできました城新田での箇所につきましては、実際、三国土木さんの考え方、県の考え方では、形状変更というよりもですね、あくまでも土砂採集なんだということ考えてございまして、県の方からもこの形状変更に対しますですね、違法な行為だということ特に三国土木さん、それから、農地法上の関係では、福井県の農地管理室と共にですね、行政指導しているところでございます。ただ、この土砂採集法に触れるという観点から免許を持っていない人がやってやれるということございまして、特に我々がやっぱり心配いたしますのは、その土砂を採集をした後の穴を掘ったところへですね、やはり産廃等が捨てられることが一番懸念されることございまして、早期にやはり復旧をしていただくよう私ども地元の農業委員さんと併せて指導をしておりますし、1ヶ月に1回ですね、常に行きましてパトロール、そしてまた、指導強化というもの行っておりますので、今後ともその指導とパトロールにつきましては、継続して行っていきたくて考えております。また、丘陵地の農地の環境だとか農地を守るという観点からはですね、もう一つは、国の今、農地・水の環境対策を取り入れまして、地域の人と一体となってですね、農地を農地として守っていくことが最善の策だという具合に考えておりますので一つご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 19番、見澤孝保君

19番(見澤孝保君) それでは、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。何回も申し上げましたようにこれは、やはり地域と行政が一体となってこれは取り組まなければならない大きな課題でございますので、地元で手に負えないことは一つ行政の方で是非とも、一つ補完をしていただきたいということをお願いを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。市長に一言お聞きすると申し上げましたが先ほど同僚議員の牧田議員の質問で最後におっしゃっていただいたことでございますので、私は、あえて求めずに質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

山川知一郎君

議長(東川継央君) 続きまして、通告順に従い4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

4番(山川知一郎君) 4番、日本共産党の山川知一郎でございます。ご承知のように

先日、福田首相が突然、政権を投げ出しました。小泉内閣の構造改革による貧困と格差の広がり、特に最近、原油高騰に端を発した食物の高騰で国民の生活は、苦しくなるばかりであります。加えて後期高齢者医療制度に見られるように医療介護の改悪、また農業の面では、再生産品も及ばない米価の下落と農業の崩壊も起こっております。福田首相の政権投げ出しは、自民党、公明党による政治の行き詰まりを象徴するものであるというふうに思っております。年内必至と言われる総選挙でこのような政治を国民の暮らし、福祉を守るために日本共産党は、全力を挙げて奮闘するというをまず最初に申し上げておきたいと思っております。

当面する市制の問題について、3点質問をいたします。まず、一つは、北陸新幹線建設計画についてでございますが、先日、新聞等でも報道されましたが、北陸新幹線の敦賀金沢間の新規着工については、財源の見通しがつかず、先送りとなりました。敦賀まででさえもこのような状況であり、敦賀よりさらに西の方についてはルートも決まっておらず、関西まで接続となる見通しはまったくないと言わなければなりません。

一方、金沢までは、「建設費の地元負担。並行在来線は第3セクター化」と言うスキームの中で、2014年春開業に向けて工事が進んでいます。

日本共産党はこれまで、「高速交通体系としての新幹線は必要。但し、建設は国と鉄道・運輸機構の責任で行い、並行在来線もJRが責任を持って運行する」よう主張してきました。

しかし、福井県やあわら市にとって、関西までつながらない新幹線は殆ど意味がなく、敦賀まで開通となるにしても、過大な地元負担を押し付けられる上に、JR線は第3セクター化されて、利便性の低下、運賃値上げ、自治体の負担増となることは必至であると考えます。

よって、この際、北陸新幹線は金沢までとし、金沢以西を「凍結」をするということ、2つ目に敦賀までの着工を求める活動は、よって一切中止をするべきであるというふうに考えます。そして、3つ目に新幹線建設を前提とした「芦原温泉駅周辺整備事業」は大幅に見直すべきであると考えます。4つ目にJR北陸線については、スピードアップや若狭へのスムーズな接続など、いっそうの利便性向上を図ること、を求めるべきであるというふうに考えます。

最初に申し上げましたように新幹線が絶対反対ということではありませんが、この凍結を解除する時期は、関西までのルート問題が決着するとともに、現行の建設スキームの抜本の見直しが行われたときと考えております。

私は、少なくとも今後50年間の間には、関西までの接続ということはないのではないのかというふうに考えております。これらの点について、市長の見解をまず、伺いたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えをいたします。

最初の「金沢以西は凍結すべし」と、次の「敦賀までの着工を求める活動は一切中止すべし」とのご意見であります。新幹線整備に伴う地域の活力を、地価の動向といった視点で比較すると、新幹線開業前においても、既に整備新幹線の工事が着々と進んでいる金沢や富山では地価が下げ止まり、数年前から地価が上昇に転じているのに比べ、整備方針が決まっていない福井では、今年からようやく地価が下げ止まったという状態で、新幹線の進捗状況の違いによる格差が、既に始まってい

るのが実態であります。

更に、金沢開業が現実のものとなれば、日本の政治と経済の中心である東京から、移動に約1時間の余分な時間と、乗り換えというハンディキャップを福井は抱えることとなります。

この格差は、今後の観光客の誘致においては無論のこと、企業活動や地域の活力低下により、将来の若者の働き場の減少、更には若者の県外への流出と、負の連鎖が進むことが懸念されるところであります。

このため、北陸の中での、高速交通の格差が最小限になるように、敦賀までの一括認可と、福井までの早期の延伸を求める運動を、今後とも、西川知事を先頭に、沿線自治体や経済界とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、三点目の「芦原温泉駅周辺整備事業の見直し」に関するご質問であります。現在、整備新幹線の新規着工に向けたスキーム見直しの議論は、我々が期待しているに進んでいない事は事実であります。

しかしながら、芦原温泉駅については、現在の在来線駅舎の付近に新幹線駅が併設されるということは、既に決定している事項であり、現在、市が進めている駅周辺整備事業は、在来線に対応する事業を優先して着手しているものであります。

現在の駅舎と駅前広場は、それぞれ昭和47年と48年に完成し、既に35年が経過していますが、この間、駅を取り巻く状況は大きく変化しております。

建設当時はあまり問題とならなかった、駅舎のバリアフリー化への課題、駅前広場へ乗り入れる車両がバスから自家用車など車両の小型化への対応、交通機能を重視した計画から駅周辺の魅力ある景観が重視される計画へと、整備方針や環境が大きく変化してきております。

また、駅周辺整備においては、多額の費用と長い年月を要することから、新幹線に対応した施設整備における手戻りや二重投資を避けつつ、整備の優先順位を付け、計画的に事業を進めることが重要で、現在の芦原温泉駅が抱える課題の解消と併せ、事業の平準化を図るべきであると考えております。

最後の「JR北陸線のスピードアップと若狭へのスムーズな接続」に関するご質問であります。現在の北陸本線は、全国の在来線の中でもスピード化が図られた路線で、特に湖西線については、ほくほく線と並んで、在来線では最も早い速度で運行される路線となっております。

あわら市としての利便性向上を図るためには、むしろ普通列車の運行ダイヤの拡充や、特急の停車本数の増加を求めるべきであると考えますが、これらを要望するためには、できる限り多くの人に列車を利用していただくことが重要であります。

このため、市では、旅行や出張、或いは通勤におけるパーク&ライドで、利用していただくための駐車場整備の取組みを行っているところでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 再質問をしたいと思いますが、これまでも、新幹線の必要性についてはいつも東京まで行くのに何分単位短縮される、というようなことが非常に強調されてきましたが、先ほど申し上げましたように私は、福井県内、福井市にしても敦賀にしてもそこで止まれば関西との関係では、むしろ不便になるのではないかと、ということ非常に心配をしております。むしろ経済的なつながり、いろんな面から言えば、関西とのつながりはもっと強化するべきであるというふうに考えま

す。その東京ばかり向いてですね、メリットを強調するのは、いかがなものかなというふうに思っております。

その点についてどのように考えておられるか、と伺いたいと思います。それから、JRの今の駅は、もう建設からすると年月が経ってバリアフリーの必要性とか、それから自家用車が増えたことへの対応、これらは、それなりの理由があることであり、これは進めるべきであるというふうに思っております。それから、今のJR線の利便性のアップというところで特急等のもっと増便をすとかですね、そういうことも是非、やっていただきたいなと思いますが、そういうことをやればですね、福井県にとっては、ほとんど不便というか、新幹線がどうしても必要ということにはならないのではないかな、というふうに思います。その辺りについて再度、見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今ほどのご質問ですけれども、確かに東京ばかりではなくて関西との関係を考えて整備が必要ではないかというご指摘ですけれども、確かに関西との関係も当然深めなくてはならないと思います。そのためにもですね、まずは敦賀までの認可をいただいて事業着手に進むことがよろしいのではないかというふうに思っております。

在来線を充実させれば、福井としては、それで十分ではないかというようなご指摘もございましたが、これは、いろんな考え方があるかと思えます。先ほど一つの地価の動向を一つの例として挙げましたけれども、やはり、どうしても地域格差が強まっているという感は否めないと思います。先日も地方紙の論説だったと思えますけれども、今、福井が取り残さるということにつきまして、何か指摘がありました。例えば、米原辺りですね、のぞみが充実してくることによって、ひかりの便数が減ってくるというようなことでも、やはり福井県としては、東京に向かうについても段々不便になってきているとあるいは、金沢までの開業が現実のものとなれば、やはり新幹線と飛行機との関係からいって飛行機の便数も減ってくる可能性が多分にあると、そうなってくると、やはり福井県から見ると更にですね、東京圏へ向かう不便性が増してくる。そういうふうな格差が徐々に開いてくるのではないかというような指摘もありました。そういうこともやはり考えなければいけないと思います。もちろん、東京だけを向いているというわけではありません。もちろん、関西も大事ですけれども、やはり首都である東京との関係というものの当然、必要なわけでありまして、いずれにいたしても人の移動、物流、経済の動き等々がですね、やはり福井がどうしても出遅れてしまうということだけは、やっぱり避けなければならないというふうに私は思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 新幹線が来なければ地域格差が広がるのではないかというのですが、全国的に見ますと新幹線が来たことによって逆にいわゆるストロー減少、大都市の方へ住民が移動していているというふうな状況もありまして、福井はむしろそういうことが心配されるのではないかなというふうに考えております。それから、先日新聞にも出ておりましたが、私は北陸新幹線の最大の意義と言いますが、それは、政府も言っていたと思いますが、東海道がですね、現実的に東海沖地震、そういうものが、近く発生するのではないかという懸念があるなかで、毎日そうい

う災害が起こった場合の代替機能をですね、北陸新幹線が持つと、ここに最大の意味があるのではないかと、私どももそういう意味で今まで北陸新幹線の建設については、必ずしも反対はしてはこなかったということですが、これが途中で切れればですね、このことは全くそういう機能が果たせなくなるということでありますので、そういう点でも非常に大きな問題であるというふうにそのことだけ指摘をしておきたいと思えます。

新幹線については以上で終わりました、2つ目に雇用促進住宅の問題について、伺います。先ほど穴田議員も言われましたが、国は、独立行政法人「雇用・能力開発機構」が運営する雇用促進住宅を2021年度までに全廃する。具体的には、地元自治体あるいは民間に買取を要請し、買取がない場合は、解体撤去するとしておりましたが、昨年の閣議決定を受けて、約半分は2011年度までに廃止するとしております。先ほど説明がありましたようにあわら市にある3ヶ所の雇用促進住宅は、2011年までの前倒しの中には入っていない、ということではありますが、入居者には何の説明もなく、たいへん不安の声が寄せられております。

市内3ヶ所の雇用促進住宅の入居率は、全国的に見ても非常に高い状況であります。私はそもそも、国が雇用促進住宅をなぜ廃止するのか、まったく理解に苦しむところであります。国に対して廃止方針を撤回をして、現状通り運営を続けるよう求めるということを強く要求したいと思えます。また、将来にわたっても、入居者の居住権を尊重し、一方的に追い出すようなことはしないよう求めるべき、と考えますが、これについて、市長の見解を伺いたいと思えます。

また、先ほどありましたが、市に対して買い取りを求めているということではありますが、その内容についてもう少し細かい内容を説明していただければというふうに思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

先ほど、穴田議員のご質問でもお答えしておりますとおり、雇用促進住宅は、労働者の地域間移動の円滑化を図るため、雇用福祉事業により設置された勤労者向け住宅で、高度成長期時代における労働力の移動、確保に大きな役割を果たして参りました。

その後、社会、経済状況が変化する中、特殊法人の整理、合理化の観点から、雇用促進住宅につきましても廃止の方向が示されております。

これに伴い、雇用促進住宅は、公営住宅の代替的機能を果たしていることや、低所得労働者が低料金で入居している現状などから、極力、地方公共団体等に購入の協力を得たいとのことであり、平成17年に意向調査がなされたところであります。

この調査の中で、本市は、民間施設が充実してきたため、市営住宅の新設計画はなく、また、持ち家制度を進めていることから施設の購入はできない旨回答いたしております。

その後、平成19年12月に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」の中で、進捗状況が十分でない現状から雇用促進住宅の売却の加速化が求められ、県内23施設のうち16施設が前倒して廃止することと定めて入居停止を行っております。

議員ご指摘のとおり、本市の施設についてはその対象となっておりませんが、廃止の方針には変わりなく、地方公共団体又は民間企業に売却するか、取り壊し処分

にするかのいずれかになります。

この急速な施策の推進に伴う入居者の皆様の不安の解消につきましては、先般開催された福井県市長会においても、入居者に対する適切な対応などについて、特段の配慮を求める要望を、北信越市長会を通じて全国市長会に提出することとしております。

市といたしましても、もちろん、入居者に対する十分な説明、理解を得ながら進めていただくよう、雇用・能力開発機構に要請して参りたいと考えております。

また、入居者の退去手続きについては、基本的に国の施策として合法的に進められるものと考えておりますが、売り急ぎは極力やめていただくよう、併せて要請して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市としては、居住者の問題、購入費や維持費等の財政負担等を考慮しながら、近隣市町村の動向などを見極めつつ慎重に対応して参りたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 経済産業部長、坪田清孝君。

経済産業部長(坪田清孝君) それでは、3点目だったかと思えますけれども、この開発機構から相談されました内容について、ちょっとご説明を申し上げたいと、今回の独立行政法人の整理統合計画につきましては、基本的に地方分権の政策とは異なっておりまして、国民生活の安定社会経済の健全な発展のために必要なサービスの確保を支出ですね、政府における無駄を徹底して排除するように取り組んでいくということでございまして、民間活力の利用を行い、官から民への流れの中で見直しをなされたものだと言う具合に聞いてございます。雇用促進住宅においても例外ではなく、この中で行われるという具合に聞いておりますが、今回ですね、前回参りまして、話を聞いた内容といたしましては、あわら市の3棟につきましては、基本的に前倒しの中に含まれてないということで、基本的に具体的な数字は、示されない状況でのお話でございました。基本的に今、1棟当たり約80万円から100万円ですね、部屋ですね、ぐらいの相場だということの程度でございまして、その中で特に芦原庁舎につきましては、約60棟ございますので、大体、6,000万円程度、それから金津庁舎については、60戸ございますので、やはり6,000万円、それから北金津庁舎につきましては、これちょっと部屋数が少なくて2Kの部屋なんですね、芦原庁舎と金津庁舎につきましては、3DKの建物でございまして、2Kにつきましては、我々の相場でやはり安い方かなと試算しますと、約6,400万円程の売却金額になろうかなと思えますけれども、これはあくまでもその1戸当りの価格でございまして、まだ、これにその敷地の金だとか、また駐車場の敷地だとかというのはいろいろ含まれてくるものだと思われております。交渉等のことにつきましては、今度、新たに大体、決まったと、概算上決まったということで12日の日に開発機構の方が再度、お話をさせてほしいという具合に来ておりますので、それを受けまして、また議会にも諮りをしていきたいという具合に考えておりますのでよろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 今、大体、6,000万円ぐらい、それには土地は別だという話でございまして、私は7月に政府交渉に参加をいたしまして、この問題、厚労省にも質問をしてきました。その時、この最終的には、誰も買い手が無ければ、解体撤

去する、ということだということでしたので、私は今言われたこの一箇所6,000万円とかですね、土地代も入れるともっと高くなると思いますが、これはとんでもないと、これはとても自治体は買えるものではないと。厚労省は、かつて全国に保養所等を作りまして無駄遣いと批判されて、ほとんどタダ同然で叩き売りをしたということもありますので、最終的に買い手が無ければ解体撤去するということであるならば、むしろ国が解体費用を付けて自治体に譲渡をするというぐらいのことをすべきだということを書いてきました。ところがそれに対して厚労省の役人の回答は、ああいう保養施設は、安く売りすぎて国民から大変な批判を受けたんで今度はそういうことができない、という回答でした。私は、全くあきれて物が言えないなと思いましたが、本当に国民にとってですね、必要なこういうものこそ安く譲渡するのであればですね、すべきだというふうに考えております。それから先月には、県にもこの件で行って参りましたが、県は、入居者の居住権というのは、法律上守られていると、国が雇用能力開発機構が何を言っても行くところがないと言って居座っていればどういうことはないでしょう。と、非常に気楽な回答でした。私は、県にそういうことは、我々に言うのではなくて、国に対して貴方方がしっかり言ってくれと、今の入居者はきちんと入居を保障するというを国に対して強く県としていべきだと、いうことも書いてきたわけですが、もうすでに隣の坂井市は、全部4箇所、全部前倒しの計画の中に入ってありまして、もう更新はしない、と。新たな、入居受付は認めないというような措置が取られているということでありまして。このあわら市内の入居者に対して、坂井市等も前倒しの対象になっているところについても未だにきちんとした説明会はどこまでやられていないということですが、一つはこの前倒しに入っていないところも含めて早急にきちんとした説明会をまずやれということをして是非、求めていただきたい。それから、先ほど言いましたようにどうしても国が廃止するというのであれば、言いましたように解体費用を付けて譲渡しろというような要求をすべきではないかというふうに思います。それから、もちろん今居る入居者、私は昨日も何軒か訪問をして参りましたが、かなり高齢者になってありまして、もう後10年もすると相当高齢になられる方が多いとそういう年になってから出て行けと言われても困るというふうにおっしゃられる方が圧倒的でございました。そういう点から、今、居る入居者の居住権というものはきちんと保障するようにということをして国に対して求めるべきだというふうに思います。この点について回答をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、ご指摘のあったような中に住んでおられる方への説明をきちっとするということが、最終的にですね、撤去というようなことがもしあった場合には、応分の負担を国においてなすべきというようなことにつきましては、明々後日にまた向こうが来るということですので、そういう機会を捕まえてでもまた、こちらから主張すべきことは主張したいなというふうに思っております。

今、お話を伺って、やはり中に住んでおられる方の不安感というのは相当なものであるという気はいたします。先ほど、見澤議員のご質問の中にもちりりと出ておりましたけれどもやっぱりそこに住んでる市民、住民の立場で、ものを考えて対処すべきだということについては、私も全く同じように感じておりますので、あくまでもそういうスタンスを外さずにですね、この件についても行政を進めていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 是非、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3点目の問題についてお伺いいたします。

埋蔵文化財についてでございます。現在、この市役所隣に埋蔵文化財センターがありますが、建物の老朽化は激しく、職員数も今は3名だと思っておりますが、そういう少ない職員の状況で不足しているために、貴重な文化財が整理もされず、殆ど活用されていない、いう状況であると思っております。先日、確か行財政改革特別委員会の席であったかと思っておりますが、市長はこの建物については、老朽化が激しいので解体撤去し、他にできれば移したいというふうにおっしゃられたと思っておりますが、この際、埋蔵文化財センターのあり方と、文化財の活用について、根本から検討すべきではないかというふうに考えます。一つは、埋蔵文化財センター、これは県内でもこういう名称での施設というのはいわゆる市だけではないかと思っておりますが、この埋蔵文化財センターのあり方について、どのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。それから、2つ目は現在、埋蔵文化財センターにある文化財は、どのようなものが、どれくらいあるのか、埋蔵文化財センターとなっておりますが、埋蔵文化財以外の文化財もあるということでございますのでそれらも含めてどれくらいあるのか、そして、整理はどの程度されているか、また、それらの価値はどのように評価しているか。それから、3点目には、これらの文化財の活用方法についてどのように考えているか、4点目にこれの移転問題についてはどのように考えているか、これは教育長にお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

埋蔵文化財センターでは、平成2年から工業団地やゴルフ場造成、土地区画整理事業、学校建設に伴う緊急発掘調査を実施してきました。

その際に出土し、現在埋蔵文化財センターが保管・管理する遺物は、収納箱に換算すると、約3,000箱に上ります。そのうち製鉄関連の鋳さいが約半数を占めております。

これらの出土品については、主に伊井地区からのものであります。

この地区は大正時代から著名な弥生時代の遺跡密集地であり、伊井遺跡から出土した資料は本県屈指の玉作関係資料と評価され、連続する清間遺跡、南稻越遺跡とあわせ、現在までに復元した土器は約300個に上ります。

また、JR芦原温泉駅の東側の桑野遺跡から出土した石製装身具は、縄文時代の遺跡としては例を見ないと全国的に注目されております。

さらに、日本海沿岸に希少な貝塚も越前で6遺跡のうち当市内に4遺跡があると云われております。

なお、古代から中世にかけての須恵器生産は、越前では2箇所の一つであり、製鉄遺跡は本県唯一の存在となっております。

このように、各時代の資料も大変貴重で、かけがえのないものであり、それぞれにその価値を数字で表すことはできないものと考えております。

現在までの、発掘調査で得られた出土資料は、大変貴重なものであることは言うまでもありませんので、一般に公開することも必要であると考えております。

しかしながら、保存を遺漏なく行い、後世に伝えていくこともまた、地方公共団

体に課せられた使命であると思っております。そのため、公開につきましては、その方策を安易に決めることなく、慎重に対応したいと思います。

また、埋蔵文化財センターの建物は、ご指摘のとおり老朽化が進んでおり、今後何年間もそのまま利用していくことは困難であると認識しております。

したがって、移転に関しては、施設の整備方針と合わせて、埋蔵文化財センターのあり方や文化財の活用を十分検討した上で判断をしたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 公開の必要性は認めておられますが、公開については慎重に対応したいということでございますが、相当の年数の状態でほとんど、一般市民は、見ることもできないというような状況がずっと続いているわけございまして、この間も、ちょっと担当者に伺いましたが、公開する場合は温度管理とか光の関係とかですね、そういうものでこの文化財が損なわれないようにするためには、それなりの設備が必要ということですので、簡単にはいかないということはわかりますが、やっぱりできるだけ早く公開できるようにですねしていただきたいなと思っておりますが、それと同時に今のままで、例えば、小中学校にあれを持って行ってですね、そして、子供達にそれを見せて歴史の授業なりの参考にするとか、そういうような活用方法もあるのではないかなというふうに思いますが、その辺りについてどのように考えるかということと、それから、先ほどの話では、箱にして3,000あるということございまして、この間、伺いましたら今、整理ができていますのは、3分の1程度という話ございまして、そこにおられる3人の方は、ちょっと別のところに閉じ込められているようなですね、職場の状況もありまして、大変だなというふうに思いましたが、できればですね、もう少し人数も増やして早くきちんと整理をすべきではないかというふうに思いますが、この点について、どのように考えるかということ、それから、いずれ、今の建物ではもたないと、箱にいれたらということでしたが、箱は今は5つ以上は積まないようにしていると、5つ以上積むと床が抜けるおそれがあるという担当の話でした。そういう大変、本当に老朽化が激しい建物ですので、移転についても早急にですね、結論を出すべきではないかと思っておりますが、できればこの点については、市長からもお考えいただければというふうに思いますが、それらについて再度答弁をお願いします。

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) お尋ねの件につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。まず、一点目の活用の方法、または公開等を含めましてですが、やはり議員ご提案の学校等の授業等につきまして、歴史、文化等ですね、少し学びさせると、また復元した土器を見せながらという方法もあるかと思えます。一方、これは、予算的な問題もあるんですが、いまだ復元された土器とか、有名な兜等がございまして、これのパンフレット等も何かこの機会に作ってはみてはどうかということも考えられるところでございます。いずれにしましても、その公開する場所ですね、こういったものにつきましては、先ほど来、おっしゃった温度、湿度、こういったものが非常に大切なところになりますので、こういったものが果たして、現在のあわら市の中で既存の中であるのか、また、建てられる余裕があるのか、こういったことも今後の研究課題にしていきたいと思っております。

それから、2点目のですね、今、収納箱という40cm、60cmの深さに20cm程あるコンテナでございますが、こういったものが昨日も私、1時間程行って

おりましたけれども、3,000箱あるのは間違いなく、その3分の1が、基礎整理という彼らの言葉で言いますと、が完了しているというような状況で、今後もやはり、点数の換算、それから、本格的なですね、整理報告書を作るには、やはり人間的な問題があるということは、現場からの悲痛な声でございました。これは、人事のことになりますので、しっかりと状況を把握しながらですね、そういった体制ができるのかどうか、こういったことも研究していきたい、というふうに思っております。それから、3つ目の移転問題でございます。やはり、先般の行財政改革調査特別委員会で市長の方から、そういったお話がありましたようにお聞きはしておりますけれども、果たして、現在の埋蔵文化財センターの施設を旧芦原庁舎の方の3階というようなことだったそうでございますが、そういったものところへ移設する、または今の建物が昭和39年の建物でございますので、当然、耐震といった問題も出てきます。こういったことを含めながらですね、関係部署とのお話の中で、今後の動向を探って参りたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今の件につきましては、教育部長が答弁したとおりでございますが、この埋蔵文化財センターをどうするかという話は、芦原庁舎の利活用の問題の中から出てきた問題でありまして、案の一つとして検討過程の中ではあったということでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

これを一つのきっかけにしてですね、埋蔵文化財をどうするか、あるいはその中の貯蔵品をどうするかというのはまた、新たな議論になってきたところかと思いません。担当者の方から聞きますと、大変、貴重な物があるようであります。しかしながら、貴重だからといって、いわば、貯蔵だけしておくということではですね、なかなか市民の皆さん方が税金を出してるわけでございますから、なかなかご理解いただけないと面があるわけなんです。しかしながら、私たち素人は、単純にですね、ガラスケースの中にでも入れて展示したらどうかというふうな思いもあったわけですが、とても、とてもそういう粗末な扱い方をすべきものではないと、実際、きちっとした展示を行おうと思うと、かなりの設備が必要になると、あるいは展示するのであれば、それぐらいの設備をするべきだと、いうふうなこれは専門家のいうことですので、それもなるほどかなというふうに思っております。ちょっとその辺が私としてもジレンマに陥っているところではありますけれども、やはり、これから、その建物自体が大分、老朽化してきておりますので、これの建物自体をどうするかということも含めてですね、展示の方法が可能かどうかということも含めてなるべく早くこれは結論をだしていかなければいけないなというふうに思っております。

議長(東川継央君) 質問の途中ですけれども、ここでお謀りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、予め延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定しました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 私は、埋蔵文化財センターの位置付けもですね、この際、もう少しきちんと考えてですね、すべきではないかと。埋蔵文化財センターという名称も、ちょっとあまり適当でないのではないかなと、埋蔵文化財だけを扱っているわけではないわけですので、その辺りも是非、検討していただいて、できれば、人員も増やしていただけたらと、増やすべきだというふうに考えます。私は、将来的には、全国には、ああいう物を展示した郷土資料館とかというような物もありますけれども、そういうものは作っても、いっぺん来るともう何年かすると誰も寄らないと、というような施設なりがちと、これももっともかなと思いますが、これは、すぐにはなかなか難しい話ですが、金津の図書館とですね、一体のものとして、図書館の中に郷土資料室というような形できちんとした設備のもとで展示をするというようなことができれば、一番良いのではないかなと、内容は、ほとんど旧金津地区から出ているものでありますので、できれば、金津の図書館と併せてそういう施設が作れたら一番良いのではないかなというふうに思っておりますが、その辺りについては、これから検討していただけたらというふうに思います。そのことを申し上げて質問を終わります。

議長(東川継央君) 暫時休憩いたします。5時10分再開いたします。

(午後4時56分)

議長(東川継央君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後5時10分)

宮崎 修君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 只今、議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり住宅政策について、質問をさせていただきます。

先ほどから、雇用促進住宅に関しては、同僚議員が質問をしておりますので、違う視点で質問をさせていただきたいと思っております。

人間生きて行く上においては、欠かすことのできない、この衣食住の住の問題でございますが、あわら市の中長期的な将来を見据えた住宅政策ということについて、まず、市長の所見をお伺いしたい、このように思っております。

当市の市営住宅の現状をどのように把握されておられるのか、また今後、どのような対策を採っていこうとしているのか、それとも、今の現状で十分であると捉えておられるのか、まずお伺いをいたします。

市営住宅の中で、昭和56年以前に建てられた4階建ての市営住宅が現在、耐震改修工事が実施されております。進捗状況についてもお伺いをいたします。また、他の住宅についての耐震診断等は行う予定はあるのか、ないのか、その辺も併せてお伺いをいたします。

二面温泉団地、一般に言われる災害団地であります。あわら市として、まさに危険住宅とも言われている、このまちの中にある市営住宅、この対処についてどのような考えをもっておられるのか、お伺いをいたします。

次の雇用促進住宅の問題でございますけれども、先ほどの答弁、全て被っており

ますので、一点だけ雇用促進住宅におられる世帯の中で15歳以下の子供がいる世帯は何世帯、今あるのか、お伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 宮崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、本市、あわら市ですね、市営住宅の現況ということでございますけれども、全部で14団地379戸ございます。その内訳は鉄筋コンクリート4階建ての中層耐火住宅が136戸、耐火住宅102戸、木造平家住宅141戸となっております。

また、耐震化の進捗状況でございますけれども、市営住宅に6棟の中層耐火住宅がございます。このうち、旧の耐震基準により昭和56年以前に建築されたものが4棟となっております。この4棟につきましては、平成17年度と18年度に耐震診断を行い、いずれの住宅も「要改修」との診断結果が出ております。

この結果を受けまして、本市においては、国の地域住宅交付金を活用した公営住宅ストック総合改善事業を行っております。

本年度施行の馬場住宅を皮切りに、平成23年度までの間に、毎年1棟ずつの耐震改修工事を行う計画となっております。

なお、これら以外の市営住宅につきましてはその多くが耐用年数を経過していることから、今後におきまして新たに入居者を募集する予定はございません。現在入居される方には訪問をしたり、文書等で中層耐火住宅への住み替えをお願いしているところであり、耐震改修工事を行う計画はございません。

次に2点目の「二面温泉団地の今後の対処」についてお答えいたします。

この団地は昭和31年に建設され、耐用年数を相当経過していることから、先ほど申し上げましたように住み替えをお願いしております。当該団地には現在2軒長屋の木造平家住宅が15棟30戸ありますが、このうち、半数が空家となっております。

しかし、15棟ともそれぞれ1戸の入居があり、解体が進められない状況にありますが、今後入居者の募集は行わず、退去があり次第、順次解体していく計画としております。

それとですね、今、3点目でございますか、雇用促進住宅における年齢構成というご質問であったかと思うんですが、これにつきましては、私どもで把握してございません。しかしながら、市営住宅については若干把握してはございますけれども、それでよろしいでしょうか。

中層耐火4階建てが128世帯ありまして、15歳以下の子供がいる世帯は、36世帯でございます。それ以外の木造の207戸につきましても、12世帯、15歳以下の方が住んでおられるということでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 市長は、公約で若い世代が住み、生み育てたくなるまちということで、すばらしい公約を掲げておられます。そういう公約を掲げていてですね、今、雇用促進住宅に若い世代がどれくらいいるのか把握をしていない、とんでもない話でございます。また、市営住宅にあってはですね、どちらかということ子育て住

宅というよりも、福祉住宅、という感がいたします。大体、この高齢者、ほとんど単独もおられますし、この夫婦とも年配者の方もおられます。大体、半分以上は、これ高齢者の方々が住んでおられます。若い人、特に地域にあってですね、各集落、今、限界集落というのも一つの話題になっておりますけれども、この限界集落までいかない、それを防ぐ方法としても、この住宅問題というのは、大きなウエートを示しているわけなんですけども、この住宅問題についてですね、本当にあわら市としてですね、きちっとした、計画というかね、やっぱり十年後、あわら市は、住宅事情はどうするのかというそういうものをきちんとする必要があるのではないかと。また、その中で公営住宅、いわば市営住宅でございますけども、この基本方針を示す、例えば、市住宅基本計画というようなものを策定する考えはあるか、ないか。それをまず、お伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先ほどの質問でございましたが、若者が住んで生んで育てるようになるまちというのは、大変大きな理念といたしますか、大きな目標として掲げております。度々申し上げておりますけども、単一な政策でそれが可能かという決してそうではないと思います。いろいろな政策が有機的に繋がって大きな政策として体系が付けられそれが、かなりの時間を要したのちにそれが実現するかなというように課題だと思っております。当然、今、大きな体系化に向けて内部で完成させるように指示しておりますし、今、準備を進めております。当然、恐らくその中には、住宅についてどうするのかということも入ってこようかと思っております。まだ、具体的なことについては申し上げられませんが、人口動態をどう捉えるのかということも大きな要素になるかと思っております。これは、学校問題の時にも大変、議論になりましたけれども、宮崎議員も今後の少子化、あるいは人口減少の中で学校をどう捉えるのかというような論陣を張られたと思っておりますけれども、同じようなことがこの住宅政策の中でもいえるのかなというふうに思っております。やはり、人口増やしていくという政策は当然、とらなければならないと思っておりますけれども、現段階においてですね、じゃ、10年後、20年後にこれだけ人口が増えるからそれに向かって今、住宅の整備をしなければならないということは、まだ、ちょっと目標値としてはあげにくい状況かなというふうに考えております。なお、雇用促進住宅についての15歳以下の入居者数についての把握の問題ですけども、これは、きちっと住民票等を精査すれば出てくる数字かなとは思っております。ただ、ちょっと、雇用促進の方にお聞きしたところがですね、これは、個人情報関係があつて答えられないというような回答が出たようですので、その点は一つご理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 最初の質問の中で、この今後どのような対策をとらなければならないか、十分足りていると思っておられるのかという質問の中で、この答弁は、今の計画、いわば、古い建物では出て行ったら壊していく、足りているのか、足りていないのかという問題を答弁をお答え願いたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 宮崎議員の再度の質問にお答えをさせていただきます。

住宅が足りているかどうかということでございますけれども、19年度におきまして、入居申し込み状況を申し上げますと、31件の申し込みがございましたが、住宅に空き家がなく入居件数は結果的に10件であったというような結果でございます。それとですね、中長期的ないわば、住宅の見通しでございますが、先ほどの質問でございますように、中層耐火住宅4階建ての鉄筋コンクリートにつきましては、今後の対応年数を延ばすということで、耐震補強工事を行いながら将来にも136戸の耐火住宅は存続させていきたいと、しかしながら、木造住宅につきましては、もう対応年数も相当過ぎていくということで、これにつきましては、今後、使えないだろうということでございます。じゃこれから、住宅を増やすかどうかということにつきましては、先ほど市長の答弁もございましたように人口の動態もでございます。それとですね、最近、民間によるですね、いわゆる集合住宅の建設が結構盛んになっております。ちなみに平成16年度から20年度までで民間アパートでございますが、39棟、新たに建てられましてですね、225の戸数といいますが、一応できているというようなことで、我々としたしましては、そちらの方へですね、利用するというのも住宅政策の一つの流れかなとこんなふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) ということは、いわば、31世帯の方々が、住宅を申し込みしたけれども、3分の1しか入れなかったと、あとは、民間で高い家賃のところで入っていただきたいと、民間にお任せするという政策でございますね。

今まで住んでいる、木造住宅に関しては、今後どんどん潰して行って、あと民間にお願いするという答弁でございますけれども、民間、民間、今、不動産業界というのは、非常に厳しい状況になってきていることをニュースでもよく聞くんですけども、どちらにしてもですね、木造住宅というのは、本当に所得の低い方々が、入居されているわけです。民間の立派な住宅が建ったから、そこへ移れるかといったらなかなか移れない、そういう状況下にあるんですね、あわら市として、この住宅政策というのは、本当にこの市民のためなる住宅政策とは、とても思えない。いろいろかぶりますので、二面温泉の団地ですけども、災害団地、今、15世帯の方が住んでおられます。これは、先ほどの答弁では、出て行っていただく、転居していただくことを進めていると、しかし、これは今までずっとそうなんです、これはただ言ってるだけで、本当にその人ら一人一人の1世帯、1世帯の人らの状況を本当に把握しているのかどうか。これは、15世帯のうち13世帯は高齢者です。死ぬまでもうそこに居なさいということを言っているのと一緒なんです。そこでお伺いいたしますけれども、年寄りの命、いわば、貧乏人の命、言葉は悪いかもしれませんが、命には代わりはないんです。子供の命も市長の命も皆、一緒なんです。命は。そう考えた時に災害団地にすんでおられる方々、横着な人もいろんな人間的にはいろんな人はおられるかもしれませんが、この住宅がもし、倒れるとしたら震度いくらで倒れるのか。まず、お伺いします。分かれば教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 再度のご質問でございますけれども、はっきり言いまして、そこまでの想定はしてございませんが、一応木造住宅対応年数が過ぎていくという

ことで更なる今の耐震改修に対してもですね、いろんな投資というのは、かえって住宅を長持ちするということには、繋がらないんじゃないかということで、さっき住み替えの話もさしていただきましたが、当然、高齢者の方ですから2階、3階は無理だろうなと思います。そういうことで、今ある条件の中でできるだけお受けできるような場所なりをですね、やっぱり斡旋しながらですね、順次住み替えていただくのが我々のできる今裁量かなと一応考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) あの住宅は、本当にこの災害団地と言われるように本当に細い柱で、2世帯の住む建物ですから、片方は住んでいない。もう物置というよりも、本当にこの風がヒューヒュー吹くような、これは、台風でも倒れるんでないかというような建物ですね、認識はどういう認識をされているのかしれませんが、今この本当、もし震度5ぐらいの地震というのは、本当にあんまり大きい地震は福井県はないかもしれませんが、そこそこの揺れの地震、それで万が一、倒れるようなことがあった場合、市としてはどういう対応をさるのか、まず、それをお伺いいたします。

議長(東川継央君) 理事者答弁。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 再度の質問でございますが、いわれるとおり今住宅の管理責任というのは市でございます。そういうことにおいては、第1次的には市の責任になるのかなとこういうふうに考えております。そういうこともございますので、いわゆる住み替えというの、これからいろんな方法を持ってですね、あたっていききたいなと、より良い場所と言いますか、より安全な場所へ移っていただくように今、努力して参りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) より良い安全な場所へ本当に住み変わっていただくことが、本当にこの喫緊の課題であるところのように思います。そういう中で今、現在このあそこの土地は借地でございます。あそこに15世帯住んでおられますけれども、家賃収入は、1世帯1,300円、計算をしていただいて、この差し引きですね、どれくらいになるのか、どれだけの負担をしているのか、それをまず、お聞きかせいただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 只今のご質問でございますけれども、詳しい資料がございませんので、後ほどまた、皆さんにお答えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) とにかく、高い地代を払ってですね、100万以上の地代を払って、1人1,300円の家賃収入をしてですね、ずっとこれから先も先送りしていくのか、それとも、思い切ってですね、市営住宅といっても2階建ての住宅には入れません。もう今、言うたとおり、もういっぱいいっぱい、もうどんどん壊していくような状況ですので、どこへ変われというのか、それをまず、お伺いいたしま

す。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君

土木部長(山口志代治君) 市営住宅でございますので、今の現在、あわら市が保有しておりますですね、市営住宅をですね、優先的に斡旋するというような考えであります。従いまして、今の馬場とかですね、今の田中々とかそういうところでですね、鉄筋住宅の方へ今、斡旋、紹介していきたいなど、このように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 災害団地に関しましてはですね、本当に手を打とうと思ったらいくらでも打てる手があるうですけれども、なかなかそれを実行に移さない、移せない、何を考えているのか、考えていないと言っても過言ではないような状況でございます。最初に住宅政策について、私は質問させていただきましてということで、住宅政策というのは、いろんな面に関連していきますので、まちづくりそうです。限界集落もそうです。あまり、この住宅政策を軽んじると市は滅んでしまいます。自体は滅んでしまいますので、しっかりとこの基本計画というのをやっぱり立てていただきたい、このように思います。この定住人口、定住住宅の定住、そういう家を建てるということは定住になるわけですね、それに対してそういうことを進めていると言いながら、どういう政策をしているんだと、例えば、市外の人が市外の若者があわら市に家を建てたい、建てるという場合に何か補助をするとか、そういう考えはあるのか、ないのか。それをまず、お伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 先ほども申し上げましたけれども、今、最後にご提案のあったようなこともですね、含めて今、諸々の施策を大きな政策として体系化付けるべく今作業を進めております。今、議員ご指摘のように市外からですね、若者があわら市に住んで例えば、家を建てた、建てるような場合の支援策はどうかというお話だったと思いますけれども、そういうことも、案としては上がっておりますので、そういうこともまた、検討課題かなと思っております。ただ、少し戻るかもしれませんが、先ほどの二面を住宅の問題ですけども、大変、老朽化しておりますし、危険でもあります。従って、住み替えをお願いをしておりますと、しかしながら、いろいろな事情があって、なかなかそれに応じていただけないというのが現状だということです。現在、大変、その安い家賃でありますので、仮にきっちとした市営住宅に移っていただければ、その家賃についても段階的に上げていくというような措置を講じておりますけれども、それでもなかなか住み替えに応じていただけないというのが現状です。そういう中で、今、宮崎議員が、じゃどこへ住めばいいのかというお話ですけども、住み替えをお願いしてるけども、なかなか受け入れていただけないという状況、これは一つご理解いただきたいというふうに思います。

もし、建物が壊れた場合に、どうするんだというお話ですけども、まさにそういうことを回避するためにもそういうお願いをしている状況です。従いまして、今、宮崎議員がおっしゃってることを総合的に考えますと、今の家賃とほぼ同額ぐらゐの家賃で新しい住宅を建てる、というふうにしか私には聞こえないですけども、ちょっとどのように理解していいのか私自身も今、苦しんでおります。それは、その中にですね、あたかも人の命を軽んじているようなご発言がありましたけども、

とんでもないことでありまして、そのようなことを前提にした行政は行わなければならない。そのようなご質問は、一つお考えいただきたいというふうに思います。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 当然、そのとおりでございます。そうでなければなりません。しかしながら、今、現状は本当に風が吹いても倒れるんじゃないかなというような雨が降ったら雨がもる、もう何の手立てもしていない状況の住宅でございます。そこに15世帯住んでいるわけですね、そこに中に住んでいる人にまず、聞いてみますと、とにかく、若い世帯といいますかね、2世帯しかないんですね、後はもう地震が来たら、もう外に出ることもできないような人が住んでるんです。もう、後何年生きるかわからないような人がいるわけですから、せめて、早くなんとかそういう人を動かすことを考えると、5年間だけ今の、今までどうのこうの、それから後は、徐々に上げるとかそんなことを言わずにですね、今のままでそのままそっくり移動できるようなところがあれば、そういうところへ行っていただければ、いくらでも私ら動くということなんですので、何故それが、きっちと話合いでできないのかなと、いう思いをしております。

この住宅問題で、特にこの限界集落というのも地域によってはですね、そういう可能性を含んだ集落があちこちにあります。以前、私も限界集落を調査したことがございます。中山間地域でですね、若者が地域振興住宅としてですね、そういう取り組みとかですね、また、Uターン、Iターン等の住民にもですね、そういう限界集落でいわば、そういう集落を防ぐための対策としてですね、そういうまちづくり委員会等、いろんなそういうところとも連携をしながらですね、入居者探し、そういうものをやっぱりやっていくべきである。また、親元を離れてといいますか、次男さんなんてなりますと、いつまでも親といっしょに過ごすわけにはいきませんので、まち中に出ていくと、市街地で住んで子供が生まれて学校へ行きたくなると、もうそこに住みついてしまうわけですね、そういう学校に行くまでが、勝負といいますかね、子供が学校に入る前に声をかけて故郷、出身地に戻るといような方策といいますかね、同窓会の名簿だとか、いろんなものがどんどん活用しながら、取り組んでいる自治体あるわけなんですから、それで、やはり、全然知らない過疎地には、行きたいという人はいないんです。しかし、自分が生まれ、小さいときに育った集落であると、やっぱりまた、違うですね、親も親戚もいると、年行っただいじちゃん、ばあちゃんがいるということには、やっぱり戻ってくるというそういうケースがございますので、そういうことも踏まえてこの住宅政策というのをですね、しっかりこの基本方針をきちんと示しながら、やっぱり計画を一つ練っていただきたいな、と思います。

雇用促進住宅に関しましては、国の政策としてですね、そういう進んでおりますし、あわら市の3ヶ所に関しましては、今回の廃止には入っておりませんということでございますが、15年というスパンが最初に決めてあったんですけども、どんどんそれが、縮まってきておりますので、いつまでという期限がね、あんまり、先のことやと思ってるとなかなかそうならないこともございます。そういう観点から雇用促進住宅に住んでおられる人達ですね、その人達の今後、本当にあわら市内でこの住まいを住宅かまえていただくという方向でですね、今後きちっと取り組みを中に住んでいる人達のいろんな相談を受けながら、この取り組みをしていただきたいと思います。このように思いますけれども、ご所見ありましたらお伺いいたします。

す。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 最後の雇用促進住宅に入っておられる方についての対応につきましては、先ほど来、何度かお答えいたしておりますように特にこの開発機構に対してこの辺は強く要請をして参りたいというふうに思っております。それから、その前にちょっとありましたけれども、二面温泉の災害住宅に入っておられる方で、現在で同じ条件であればいつでも動くというふうにおっしゃっておられる方がおられるというお話ですけれども、私はそういう方の話を担当課から聞いてはおりません。議員がそういうお話を聞いておられるのであればですね、なるべくそれこそ早く安全な方に移っていただきたいと思ひますし、まさに、議員ご指摘のように地代の問題もございまして、そういう方がおられればですね、私は前向きに対応させていただくべきかなと思ひしております。ただ一点申し上げたいのは、あの災害住宅はまさに、被災をされた方々のために緊急に建てられた住宅であるように聞いておりますので、あの分についてはですね、やはり、だいぶ長い年数が経ってしまっているから、今そういう話もできるだろうと思ひますけれども、地代と家賃との採算というようなことはですね、もともと考えていない場所ではなかったかなというふうに思ひしております。ただ、現状では、そういうことも考えなくてはいけないと思ひますけれども、だからこそ、早く住み替えをお願いしているということでございまして。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 最後にします。この近所に周辺に住んでおられる住民からですね、まちのど真ん中にいつまでたっても解決しない、先送りしているというような捕らえ方をしておりますし、またあそこは、下水も何もしておりませんし、また、あそこに住んでいる方々は、以前は、芦原町時代には、いわば友達が入って住んだり、いろんな親戚やらという感じで、どんどんいつまでたってもなくなるいんですね、そういうことがありますので、今、こういう本当にこの雨が降ってもゲリラ豪雨とかいうように、非常に強い雨がざあっと一気に降りますし、いろんな面で本当に危険といひますか、不安と隣あわせの生活をしているのが現状なんですね、ただ、動くに動かれんという状況なんです。それで、しっかり、個々に1戸1戸ときちんとやっばきちんと話をね、していただきたいなと、このように思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、要望いたしまして、私の質問を終わります。

北島 登君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従ひ、6番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 通告に従ひまして、6番、市政会、北島登の一般質問を行います。

13人目の最後の質問者ということもあって、皆様、大変にお疲れのところではありますが、もうしばらく、お付き合ひ願えればと思ひます。よろしくお願ひいたし

ます。早速、質問に入ります。今回の質問内容は、市内学校運営状況の違いについてです。

主な内容は、通学方法の違い、学校給食のあり方の違いについて質問を行います。

去る、平成20年2月21日の臨時議会において、金津、芦原中の両学校のあり方があります。新市建設計画の変更案が議会修正案によりまして、統合から2校存続へと再度変更となりました。あわら市での一番の関心事であり、議会、理事者はもちろんのこと、市民の皆様も、まだ記憶に新しいものだと思います。その状況下等があり、合併から4年と6ヶ月の今日現在まで受益者にとっていびつで不公平感のある運営がなされているのも事実であります。

生徒保護者の受益者負担割合の違いと運営方法です。両中学校で申し上げます。

まず、通学方法の違いであります。芦原中学では、スクールバスで通学をし、月額2,000円である、一方、金津中学校では、公共交通機関を利用し補助金の支給補助率は最大で80%です。

一つ例をあげますと、東山地区の生徒達が、中川停留所まで片道3.9キロの自転車で通い、バスに乗り芦原温泉駅まで行く、バスの費用は月額、個人負担1,596円です。当然のことですが、帰宅時も同じ方法、同じ経路です。そして、今、気がかりな事は、現在、更に今後も伊井、坪江地区からの生徒が、金津中学校への通学手段として、京福バスを利用している、または利用すると思います。そのバスの県補助金が、廃止となる話は、昨年より机上に上がっております。後は県の意向次第との状況下であります。

もし、廃止となれば待ったなしでの対応が迫られる訳です。最悪の状況を踏まえた上、市長が考える具体的な方策をお伺いしたい。

次に学校給食について伺いたいと思います。

芦原地区で運営されている給食センターの老朽化に伴う建替え事業費に7億7,100万円を見込んでいるが、どの学校までの範囲を考えておられるか。

また、学校給食のあり方の違いでは、芦原中学校では、給食センター方式、ご飯支給の完全給食で、1食当り、255円、金津中学校では、単独自校給食方式、ご飯持込の補食給食で1食当り270円、何故か1食当りの単価は完全給食の方が安く、補食給食の方が高い。このように、生徒達が受ける対応と言いますか、違いは様々であります。どちらの方法が良いと思うかは別として、生徒達が等しく同じサービスを受けさせてあげたい、と思っているところであります。

市長も合併後4年半、見てこられた実態に対し、両校、学校運営の整合性を図るべく、そして果たすべき具体的な方策を練り、検討協議を重ね、1日も早く、各問題の解消、または結論を出すことが市長の責務だと思うが、見通しを含めて市長はどのようなお考えかご所見をお伺いしたい。

以上、1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 北島議員のご質問にお答えいたします。

まず、通学に関するご質問でございますが、現在、芦原中学校につきましては、スクールバスを運行しております。毎月2,000円の負担をお願いしております。

一方、金津中学校につきましては、路線バスを始め、JRやコミュニティバスを利用させていただいており、路線バスとJRについては定期券の2割又は4割を、コミュニティバスについては毎月2,000円を負担させていただいております。

いずれも、合併前からの通学方法であり、芦原中学校においては、ＪＲ、路線バスなどの公共交通機関の利用が困難であることからスクールバスを運行しております。

また、金津中学校は、立地がＪＲ芦原温泉駅に近接しており、比較的、公共交通機関を利用しやすい状況であることから、これまでの通学方法を取っております。

しかしながら、近年の全国的な治安の悪化など、社会情勢の変化により、特に金津中学校において、保護者による送迎が増えてきている状況も認識しており、その対応は、現段階での課題の一つだと考えております。

また、「京福バスの県補助金が廃止となった場合、どのような対応をするのか」とのご質問ですが、市といたしましては、仮に廃線となった場合でも、代替バスとしてコミュニティバスを運行し、中学生を含めた沿線の住民の皆様には、できるだけご迷惑をおかけしないように努めて参りたいと考えております。

次に、「現状を踏まえての今後の対策」についてであります。将来は、金津中学校の校下における単独のスクールバスを運行する方法や、スクールバスを兼ねたコミュニティバスをよりきめ細かく運行する方法などについての検討が必要であると判断しております。

いずれにいたしましても、学校の時間割や行事などを考慮した運行ダイヤの設定が必要となりますので、生徒たちの通学時の安全確保や費用対効果などを含めて、どのような形がベストなのかを、関係機関等で協議を進めて参りたいと考えているところでございます。

また、２点目の「学校給食方式の違いについて」のお尋ねでございますが、議員ご承知のとおり、本市には、金津地区の自校方式と芦原地区でのセンター方式が、合併後もその形態を変えず、それぞれの方式を継続し、実施しております。

しかしながら、施設の老朽化や、設備、備品の更新など多くの課題に取り組まなければならない状況となっております。

このため、先の６月議会において、卯目議員の一般質問で答弁をいたしましたように、保護者の代表や栄養教諭をはじめとする学校給食関係者で構成する「あわら市学校給食検討委員会」を、去る７月８日に設置いたしました。

これまで、３回の委員会を開催し、あわら市における学校給食運営の現状、県内市町の給食形態、安全と衛生管理などについて、調査と研究を進めております。

また、福井県より「学校給食アドバイザー」として、仁愛女子短期大学の谷 洋子教授に出席をいただき、その都度適切な助言を受けながら、さらに検討を深めているところであります。

今後は、検討委員の皆様それぞれの給食の試食や施設の視察もしていただきながら、協議を進めて参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、長い歴史の中で確立された、それぞれの方式と形態がありますが、本年度末に提出していただくことになっている委員会報告を受け、将来のあわら市における学校給食のあり方や給食方式について、その方向性を慎重に判断して参りたいと考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） ６番、北島 登君

６番（北島 登君） 今、いろいろと答弁をいただいて、その中でかなりひっかかったところがあるので、長くなりそうなんですけど、私も３人の子を持つ親ですし、生徒の保護者の１人でございますので、具体的な内容も知りたいですし、率直な考

え方、意見を述べたいと思っております。

2回目の質問に入ります。

まず、通学に伴う、市費についてお伺いします。19年度決算で言います。芦原中学校でのスク－ルバスやプラス学校運営上利用したバスの委託料、それから対金津ですね、19年度の決算の金津中学校での交通費補助プラス学校内で使われる学校運営利用上利用したバスの委託料こちらの、どちらとも運営委託料、決算額を教えてください。と共にその差額も教えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 再度のご質問につきまして、私の方がお答えをさせていただきます。それぞれ、中学校という観点の中でお答えをさせていただきたいと思えます。金津中学校につきましては、現在、162人に対しまして、392万8千円の市の負担をしております。その内訳につきましては、今、3キロから6キロにつきましては、147万9千円、伊井地区、中川、御簾尾、北、青ノ木、指中、それから上記以外でということで、244万9千円というような状況であります。

それから、芦原中学校につきましては、全部で170人のスク－ルバスを利用している生徒がおります。それで、全部で1,486万3千円程のスクールバス、これは臨時のスクールバスも含めるわけですが、負担額となっております。その内、先ほど議員ご指摘の1人当たり、月2,000円というようなところで、3,690円の生徒負担をお願いしております。市の持ち出しは1,116万8千円というような状況になっております。それで、その差につきましてですが、ちょっと今、大きな数字しか持っておりませんので、また、後日お話をさせていただきたいと思えますが、それぞれJR丸岡、京福バス、それから、コミュニティバスこういったものにつきましても一定の補助金の中で負担をいただいているというような状況でございます。答えになっていないかもしれませんが、申し訳ございません。また、後ほどお話をさせていただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 今ほど出店部長の芦原中学校の保護者負担金、36万9千円とおっしゃいましたけど、369万円です。それから、差額が8人、その後にコミュニティバスやいろいろな交通機関を使ったと言いましても、それも392万8千円の中に含まれていると思われまます。ですから、差額、その中に入っていない金津中学校で抱えていらっしゃった運転手さんの費用を今回の9月補正139万円の6ヶ月×2、1年分で278万円足させていただきました。こちらの方で、その差額を試算をしますと429万円、たった8人の違いで、たった8人、金津が少ない状況の中で429万円も違います。これ、なんでこういうことになるんですかね。先ほど教育長もおっしゃったように時代の流れに伴っていろいろな危険性が出てきたと、それによって保護者の送り迎えの数が増えていると、これは今後、先々の課題であると、おっしゃってました。そこで、僕、びっくりすることがあるんですけどね、平成19年度の金津中学校の交通費補助、当初予算額830万円です。結果として、補助を受けた額、受けた人の額が392万8千円になったんです。それで、今、教育長が課題があると言いながら、平成20年の当初で、通学交通費補助を700万円に下げてますね、減額された主な理由を聞かせてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 補助金が下がったというのではなくてですね、金津中学校に
関しましては、今、議員おっしゃったように、補助金の合計額は、平成20年度の
予算額で申しあげますと、852万6千円というふうになるわけですが、
その内ですね、7割程度の方の予算をみて、750万と、それでこれは、穴田議員
のご質問、ご指摘があったわけですが、最終的には、今ほど教育長のご答弁にあり
ましたように保護者等の送迎によりまして、最終3月で400万何がしの減額が行
われて、最終的には320万、330万のいわゆる補助金の合計額になると、これ
は、全部160名近い子供達の満額で850万、それで予算措置につきましては、
こういった方の一定の軽減をかけて最終申請があった分で、補助金の清算を行うと
いうシステムになっておりますので、減額をしたということじゃなくて、あくまで
も実績にそった形で予算措置、補正を行ったということでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 今、僕が言っているのはね、20年度当初の予算が700万円
であるということ言ってるんですよ。850万なんですか。それが、19年度と
みて、減額されているのではないかっていうことを言うてるんですよ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 私が今、手持ちに持っておりますのが、いわゆる、20年度
の当初予算の算定となる資料でございます、その852万6千円、160名満額
みますと852万6千円になるわけですが、当初予算の段階で750万円
というような予算措置がなされておりますので、言い方が間違っていればお詫び申し
上げますけれども、一応、算定資料の金額に対して、予算措置を750万というよ
うな形にしたということでございます。あくまでも、20年度の当初予算は、議員
おっしゃるとおり750万程度でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番(北島 登君) なるほどなと思ったんです。これは、人から聞いた話なんです
えけど、芦原中学校の生徒下校時には、スクールバスが並ぶが、金津中学校生徒下
校時には、保護者の車が並ぶと、これってこういうことやったんやなっていうとい
うのが、現実態として分かったんですけど、このことは、先ほど、教育長、公共交
通機関が発達していると、僕、今朝、結構、劔岳地区でも遠い東山のバス亭に行っ
てきました。朝、出発時間が7時1分です。学校始まる時間から考えますと、かな
り早い時間、これが利便性が良いという、かなりの問題があるなと、これってや
っぱり、公共交通機関を使ってても、なお、不便であったり、先ほど、教育長も言
ったように危険であるということから、親御さんのお迎えが多いんかなと、やっぱ
り、その不便であるという部分に関しては、やっぱり、教育部局並びに理事者側は
汗をかかなきゃいけないのかと、このように思います。先ほどの、京福バスの補助
金が廃止になった場合には、先ずは、コミュニティバスで対応すると、バスのこと
の判断については、スクールバスとコミュニティバスの併用にするかも分かりませ
んし、今後、検討していくというような教育長のお答えでした。

僕、今、仮に坪江地区のことが広い範囲なんで、坪江地区で言わせていただくわけなんですけど、果たして、それがきちっと網羅できるのかなと、それを考えるとコミュニティバスでやるということ自体が、それは計画で示していただければ、良いとは思いますが、それに、後ろの皆さん方も、しっかり聞いてますんで、そうなった場合に限り、やっぱり、なるような方法で、生徒さん達が不便のかからない方法でやっていただきたいなとこのように思います。

それから、先ほど検討委員会のことで、お聞きいたします。先ほど、卯目議員さんの一般質問でっていうこともありましたし、これ多分、きちっとこの本会議もきちっとなんですけど、まず、委員会で説明されていると思うんです。僕らは、全協でも説明されていない状況なので、説明はまだ受けていません。6月18日の教育厚生常任委員会の追加説明があった時に、学校給食検討委員会は7、8、9と今、やっている、僕、ここで思うのが、下衆のかんぐりというとあれなんですけど、すごくいやらしい言い方するんですけど、何か方向、例えば、給食センターの方向に持っていきたいとか、例えば、PFIや委託や、全小中学校を給食センター方式に持っていきそうといったことがありきで、進んでいるということはないんでしょうね。確認の意味を込めて教育長にお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 今、北島議員のご質問にお答えいたします。今ほどの何か最初から、方向性を持って、検討委員会を進めているのではないかと、というようなご発言でございますが、何ら私自身、そういう気持ちは持っておりません。ただ、方向的にいろんなことが、考えられるということで、それらについて、検討委員の皆様にご意見を伺っているところでございます。また、これらについて、意見がまとまり、報告いただいたおりに、また、それを議員の皆様にもお示しして、またご意見を伺いながら、あわら市として、何が良いんだということを考えていかなければならないというふうに思っております。ただ、この問題につきましても、合併当時、すり合わせがなされたようですが、それが、両方平行線のままということであったというふうに私は、伺っております。ただ、これ直ぐにいくものかどうかというのも、私自身、内心は難しいなというふうに思っております。ですから、それぞれ、両方式のメリット、デメリットを考えながら、長い目で行くべきだろうというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) ちょっと、まだお聞きしたいんですけど、検討委員会のメンバーさんにつきましては、各界、各層の代表されるすばらしい方々だと思いますが、要綱で定められた定数には、10名と限りがあり、必ずしも各地域の状況を把握し、意向を集約できないのではと、思っております。今後の検討委員会にその各地域の方々数名をオブザーバーとしてでも参加できるような配慮をするおつもりはございませんか。お伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) その検討委員会の中にオブザーバーというような形のご提案でございますが、この設置要綱を定めた時の状況の中では、やはりそういったご提案、ご協議もあったわけでございますが、そういった中で、10名という委員の定

数を組織を決めさせていただきましたわけでございます。ご承知のとおり、小学校関係、中学校関係、それから、保護者代表が4名、それから、もちろん学校現場の栄養教諭、これは、自校式、センター方式、こういった先生方、それから調理員の方、いわゆるこれもセンター方式、自校方式ということで、その他、今教育長もおっしゃった県の方からの事業の網の中で、仁愛短期大学の谷先生もお呼びして、しっかりと協議事項、内容についても深めているところでございますんで、10人が少ないのか、10人が多いのかは、私どもは、この定数で良いというふうに判断して出発をしておりますので、議員おっしゃるような追加でオブザーバ的な立場でも一応、枠組みの中に入れるということは、現在のところ判断をしておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) すいません、僕、金津小学校、金津中学校、当然のことながら、自校式で、自校方式で、通ってきているものですから、自校方式が大好きなんですってね、だから、議員として、ちょっと極端な言い方をしてしまうとは思いますが、ちょっとインターネットで弾いた中で、文科省が、実施した学校給食実施状況調査というものがあまして、これちょっと年度がちょっと古いんですけど、15年度から16年度に対して、比べて調べたものでございます。これの中で、絶対数は多分、センターの方が多いのかなとイメージ的にそう思っているわけなんですけど、15年度か16年度に対して、センター方式が0.5%の減、自校式が0.5%の増と、また新設校に自校方式を採用したり、給食センターの老朽化に伴い、見直して給食センターから自校方式に変えたという自治体の報告もございます。また、山口県の周南市、これもセンター計画を変更し、食育重視ということで自校式にしております。福岡県の福智町、こちらセンター計画を取りやめて、自校、そして、既存ある親子の継続ということをしております。僕、いろいろ自校方式で食育やら、いろいろな部分でメリットの部分はあるんですけど、一番最大の自校方式の売りやと思えるメリットは、今、盛んに災害が起きた場合、耐震補強とか、避難場所は学校、このようにっております。自校方式ならば、避難場所に即座に食事を提供することができる、こういった部分では、やはり金津自校方式でずっと生きてきた人間で、極端な言い方かもしれませんが、自校方式を推進していきたいなど、このように思っております。また、市長におかれましても、検討委員会の答申が出て、そのまんま、鵜呑みにされるだけじゃなくて、再度、検討していただいて、また、きっちりと議会とご相談していただきたいと思っております。

以上、質問を終わります。

散会の宣言

議長(東川継央君) 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日から18日までには休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、9月19日、再開をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後6時10分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第 3 3 回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成 2 0 年 9 月 1 9 日 (金)

午後 1 時

1 . 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 7 9 号 平成 2 0 年度あわら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 3 議案第 8 0 号 平成 2 0 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 4 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度あわら市老人保健特別会計補正予算
(第 3 号)
- 日程第 5 議案第 8 2 号 平成 2 0 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 6 議案第 8 5 号 あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積
の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基
づく準則を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8 6 号 福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 8 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 8 8 号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
- 日程第 1 0 発議第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第 1 1 議員派遣の件
- 日程第 1 2 常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件

1 . 閉議の宣告

- 1 . 議長閉会あいさつ
- 1 . 市長閉会あいさつ
- 1 . 閉会の宣告

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登博
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖二
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番、牧田孝男君、14番、卯目ひろみ君の両名を指名します。

議案第79号から議案第87号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第2から日程第8までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君） まず、総務常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 総務常任委員長、北島 登君。

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 6番、北島 登

議長のご指名がありましたので、総務常任委員会の審査のご報告を致します。

当委員会は、去る9月10日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第79号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）委員会所管分及び議案第86号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての2件について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項についてご報告いたします。

それでは、議案第79号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）の当委員会所管分について申し上げます。

まず、予算書9ページの2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費 19節 負担金、補助及び交付金の集会施設整備事業補助金80万6千円についてであります。補助申請時にはどのような審査をするのかとの問いに対し、簡単な平面図と見積書を提出していただき、補助金交付要綱に合致しているかどうか審査することとあります。

次に、予算書10ページの2款 総務費、5項 統計調査費、2目 指定統計費において、住宅・土地統計調査の調査客体1,632戸の算出根拠や調査内容はどうかとの問いに対し、5年毎に10月1日に実施するもので、国勢調査201調査区を基に、96調査区を設定し、1調査区当たり17戸を抽出し、建築面積や部屋数など、居住する建物とその世帯の状況、保有する土地等について調査するものであることとあります。

次に、同10ページ、2款 総務費、7項 諸費、1目 防犯対策費、19節 負担金、補助及び交付金の防犯灯設置事業補助金5万4千円及び15ページの9款

消防費、1項 消防費、2目 消防施設費、19節 負担金、補助及び交付金の自衛消防施設整備事業補助金18万9千円についてであります。補助申請書の提出期限が6月末となっているが、期限後に要望があった場合の対応はどうかとの問いに対して、区長就任後、6ヶ月が経過していることで一応区切りをつけたい。期限後に要望がある場合は、新年度当初予算で対応したいこととありますが、緊急的や災害的なものについては、対処するとのこととあります。

また、集落間の防犯灯設置の要望はあるのか、あるならば、設置する考えがあるのかどうかとの問いに対しては、区からの要望は聞いていないが、必要な個所の調査が必要で、安心安全会議において調査し、必要なならば、財政的に考慮しながら、年何本かは設置したいとのこととあります。また、防犯灯と街路灯の区別が不明であるので、設置基準や管理責任を明確にすべきとの意見が出されております。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について申し上げます。

この広域圏事務組合の発足当時は、13市町村で構成し、基礎割20%、人口割80%の負担割合で、スタートしたものである。現在は、市町村合併により、4市町の構成となり、現行の負担割合で実施すれば、あわら市と永平寺町が負担増となるもので、基礎割20%についての検討をすべきでなかったか、さらには、議会に対し、早く情報を提供し、説明をすべきであったのではないかと意見が出されております。

以上、本案につきましては、挙手採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

まず、嶺北金津消防署改築候補地についてであります。老朽化した金津消防署を移転改築の候補地として、嶺北縦貫道沿い、市道金津三国線沿い及び花乃杜ハイツの一角の3箇所が提示され、改築後の消防体制としては、仮称であります。金津消防署をあわら消防署に、芦原消防署をあわら分所とし、救急分所は現状維持とした1署2分所体制とする案が示されました。

この案は、あわら温泉を抱え、夜間人口や高層ビルが多い特殊事情がある芦原消防署を残し、金津消防署を改築とした2署体制の維持を求める市と嶺北消防本部の協議の結果、市の意向をくみ取ってもらった案としてありますが、市として決定したものでないとのこととあります。

嶺北消防本部としては、消防車の現場到着時間は現在とあまり大差がない。職員の専門化や救急隊の専任化など、より良い消防行政を推進したく、設計の予算を21年度に、建設費の予算を22年度において、是非、お願いしたいとのこととあります。

委員から、2署体制を維持すべきである。2署体制とした場合の費用負担を検討すべきではないか。統合して救急分署所を充実する方がよいのではないか。統合するならば、初期消火体制の充実はどうするのか。提示されている資料が古く、あわら市全体がどうなるか財政的なもの含めた資料が必要ではないか。さらには、職員の配置は別として、早く市として結論を出すべきであるとの意見が出されております。

市長としては、色々、意見を聞いて結論を出したいとのこととあります。

尚、当委員会としましては、閉会中における継続調査とすることにさせていただきます。

ことといたしました。

次に、有料広告掲載事業についてであります。市の資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源の確保などを目的としたもので、今回、要綱に定め、実施するものであります。今回の広告媒体としては、広報、ホームページ、封筒を対象とし、それぞれ年間経費は、広報発行経費で約300万円、ホームページ運営経費で約56万円、封筒作成経費で60万から70万円であります。これらの経費に対して、財源の確保に、努力したいとのことです。

次に、入湯税の見直しについてであります。入湯税滞納額の調定処理問題を機に、近年の入浴形態の変化など実態に即した課税のあり方について、全国の主要温泉市町の実態調査を参考に見直すもので、低料金による日帰り入湯や昼食を兼ねた会議等における入湯に対して利用料金の上限額を設定したうえで、課税免除とし、その上限額は、2,000円程度を想定するものや、市主催行事等における入湯など公益性があり、市長が特に必要と認めるものを課税免除とするものや、現行の免除規定の「学校教育」の定義付けの明確化、さらには、各施設の帳簿検査を実施するに当たり、3年に一度の検査を定例化するための措置として、帳簿の保存年数を1年間から3年間に改めるもので、12月議会に税条例の一部改正議案を提出したいとのことです。

委員から、現在、申告書は、旅館組合が取りまとめて提出するため、2ヵ月遅れる要因となっているが、10月からでも各旅館から提出するようにしたらどうかの問いに対して、納税組合制度は20年度をもって廃止する予定であり、2ヶ月分の遅れを解消するとなると1回当たりの納付額が200万円を超えることが生じるため、年度末の3月まで、今しばらく猶予をいただきたいとのことです。

次に、インターネット公売であります。市税の滞納者から差し押さえた財産を国税徴収法等の規定に基づき、インターネット上で売却し換価するもので、落札した物件の代金は、滞納者の未納税金に充てるものであります。

第1回の公売は、参加申込期間を10月2日午後1時から16日午後5時まで、入札期間を10月22日午後1時から24日午後1時30分までを予定しております。

出品予定の内容や20年度における差し押さえについてはどうかとの問いに対して、今回は3件から差押したもので、12品目で、鑑定価格は15万1千円であるとのことです。また、20年度に入ってから差押件数は、給与、動産など9件を実施したとのことです。今後の効果を期待するものであります。

次に、閉会中における継続調査となっております入湯税の収納事務についてであります。7月22日、8月20日、9月4日、それから9月10日と、委員会を開催し、入湯税調定問題調査委員会からの報告書及び監査委員からの随時監査報告書を基に調査したところであります。

この問題は、入湯税の申告書が提出された際に、申告書に記載された額を調定処理しなければならないにもかかわらず、実際に納入があってから調定をしていたことにより発生したものであります。

その結果、年度内に納入されない入湯税の額が、平成11年度決算書から反映されず、平成19年度決算において、処置されたものであります。

調定未済額であったその内容につきましては、5旅館で、A旅館については、3,891,450円、B旅館については、3,791,400円、C旅館については、7,476,750円、D旅館については、1,427,400円、E旅館については、8

60,100円で、合計額17,447,100円を平成20年度滞納繰越額として一括調定されているものであります。

これら数値的な確認は、監査委員が、地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施し、監査報告書が議長宛に提出されたところであります。

その監査の主な内容としましては、5旅館の調定未済額の確認をしたこと、5旅館以外の旅館等の調定未済に問題がないことや申告納入のあったものはすべて調定されており、職員の不正という事実は見当たらなかったこと、入湯税の調定遅延による市に対して実質的な損害はなかったとして報告されております。

しかし、E旅館において、平成13年11月の申告額が200,250円であったにもかかわらず、200,500円が調定、収入されており、250円の差異の適正な処置やA旅館に係る平成13年6月分から平成14年12月までの申告書が見当たらない事態は、文書管理の観点から不適切であるなどが指摘されております。

また、資料として、5旅館毎の年度別の、未調定額、納入額、滞納額の詳細な資料請求や入湯税以外の滞納状況を聞いたところであります。

委員からは、入湯税だけが申告書の提出のあった時点で調定せず、納付された時点で調定するという取り扱いを始めた理由が理解できない。

もっと以前から、そのような処置をしていたのではないか。

申告書や調定簿などの資料の提出がない。

なぜ、資料を開示しないのか。

組織ぐるみで処置していたかどうか不明である。

などの問いに対して、調査報告書以上の資料はないとのことである。

申告書については、保存年限が10年のため、平成9年度以前のは廃棄されており、平成10年度以降の申告書と調定簿について、調査を行ったものである。

平成11年度において、A旅館は、既に経営不振の状況が明らかであり、納入見込みがないことから調定を行い、徴収努力を尽くしたにもかかわらず、納入しきれなかった分は、まもなく納入されるものと判断し、結果的にB旅館104,550円、C旅館410,100円が未調定のまま、翌年度に繰り越されたもので、この年度から未調定とする取り扱いがなされている。

資料を開示しない理由としては、昭和49年11月19日付け、自治府第159号自治省税務局長通達に基づくものであるとのことであります。

このことは、当時の税務課長及び課長補佐が協議して決定したものであり、助役や町長に協議した覚えがないと証言しているとのことであります。

以上のような答弁がありました。各委員の意見としましては、このような事態が発生した原因の一部には、旅館のモラルが問われるのではないか。

あくまでも市の報告書を聞いただけで、議会としては、確認していない。

参考人など委員会に出席を求め、説明等を受けたものでない。

不適切な処理が長年続けられてきたことは、トップの責任である。

法令遵守について問題があり、トップの指導監督に責任がある。

一部申告書が紛失していることは、文書管理に問題がある。全庁的に適切な文書管理を強く求める。

税務課のみの独断で行われていたということは、どうしても納得できない。

再発防止対策を徹底すること。

以上のように、色々な意見が出されております。

このような意見を踏まえ、総務委員会の継続調査としての取り扱いについて、与

えられた権限の中で行ってきた調査は、種々検討いたしましたし、これまでの説明、資料等の提出は、100%満足できるものではないが、調査はこれまでと感じ、この委員長報告をもって、終結をさせていただきたいと思えます。

最後に、委員長の意見と考えるまでも結構ですが、又、全員協議会で聞き及んだ大方の議員の意見、考え方からしても入湯税調定問題、以前の町長・市長は「関与していない、知らない」とのことであるが、その事が事実であったとしても、知らない事、自体が問題である。

一般的な考え方としましても、このような不適切な処理が9年間の長年続けられてきた事は事実であり、事実は事実として、この期間、トップとして指導監督責任の職務を遂行しなければならない者、首長の職務怠慢である。

市長は、退職者は処分の対象とならず、現在居る職員のみ処分をもって、この問題を終えようとの考えであろうが、本来は、この期間、指導監督者の首長三人の方々にも責任が有る事であり、市民に対して、議会に対して、健全経営をされている旅館に対して、三人の首長の謝罪無くして、本当の意味での終結はないと考えます。

従って、橋本市長は、前歴任者に三人揃って謝罪する旨の働き掛けを行って頂きたい。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申しあげ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、産業建設常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 産業建設常任委員長、坪田正武君。

9番（坪田正武君） 産業建設常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月11日に、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第79号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）の当委員会所管分及び議案第85号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10号第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についての2件について慎重に審査いたしました。

審査の結果、両議案とも賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第79号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）の所管事項について申し上げます。

農林水産課所管において、意欲のある園芸集団支援事業補助金に関して、白ネギをハウスで栽培することだが、連作障害の懸念はないのかとの問いには、春作にスイカ、メロンを、秋作に白ネギの周年作栽培により、土壌改良を行い産地形成を図っていききたいとのことあります。

次に、契約栽培産地育成事業補助金に関して、この事業は、ニンジンの産地育成のための必要な機械等の整備について支援を行うものであるが、本市はニンジンの産地であったにもかかわらず衰退してきたことを検証しなければ、事業効果はないのではないのかとの問いには、以前のようなニンジンの産地復活は難しいものの、ニンジンは市場において一定の価格評価があることから、特定の地域ごとに経営体の育成を図っていききたいとのことであり、特に、波松地区において、坂井丘陵なし産地強化事業による生産協働体を中心に「なし」プラス「ニンジン」の複合経営体の育成を図りたいとのことあります。

さらに、他の地区においても、機械化を図ることによって生産性を高め経営体の育成につなげていき、最終的には50ヘクタールを目指し、遊休農地の拡大の阻止に努めていきたいとのことであります。

また、ニンジンが箱詰めにかかることから、農家の負担を軽減するため、市場へコンテナで出荷することを前提に協議を進めていくとのことであります。

委員からは、この事業を進めるにあたっては、施設整備などにおいて生産者が戸惑うことのないよう十分に考慮して進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、坂井丘陵企業的園芸拡大事業補助金に関して、この事業の事業主体である農業生産法人は、栽培したブロッコリーを収穫しないなど営農の面で疑問があるが、どのように考えているのかとの問いには、ブロッコリーの耕作面積が余りにも大きく手が回らず、ブロッコリーの収穫時期を逸していることから、ブロッコリーのほかに、ニンジン、スイートコーンなどの作物転換を図り、収穫時期をずらすよう指導を行っているとのことで、この事業により施設等を整備して効率のよい生産体制できれば、このことは解消されると考えているとのことであります。

次に、遊休農地解消実践事業補助金に関して、この事業は地域農業サポート事業として市街地周辺の遊休水田への菜種等の作付けも行うとのことであるが、市街地周辺の水田は排水が悪く菜種等の作付けには不適地ではないかとの指摘には、市街地周辺の水田については、転作カウント等により水稻の作付けが行われておらず、また、用途区域内ということで農地・水・環境保全向上対策事業の対象外であることから、管理が行き届かず草が生茂っている状態となっており、これらを解消するため、農地・水・環境保全向上対策事業と同様に環境の保全を図れるよう観光地にふさわしい景観的な作物、菜種あるいはレンゲ、ひまわりなどの作付けするものであり、現状よりも美観的に向上するよう品目の選定など地元と協議しながら進めていきたいとのことであります。

次に、畜産業費に関して、飼料の価格高騰に伴い酪農家は困っていると思うが、市はどのような対応をしているのかとの問いには、酪農補助は国の施策として市を経由せず、国からJAを経由して酪農家に補助されており、飼料の価格高騰に伴い、国において牛乳の価格がキロ当たり1円45銭引き上げられたとのことであります。

市としては、家畜防疫、繁殖管理に対して助成を行っているとのことであります。

次に、議案第85号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10号第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、金津中部工業団地の緑地の面積の敷地面積に対する割合を100分の20を100分の10以上に、環境施設の面積の敷地に対する割合を100分の25を100分の15以上にするものであります。

委員からの他に対象となる工業団地等もあると思うが、どうして金津中部工業団地だけ区域設定したのかとの問いには、工場増設に当たり、土地利用の観点から緑地や駐車場を有効に利用するため、産業集積の形成や活性化が見込まれる区域として効果を発揮できると考え、金津中部工業団地を区域設定したとのことであり、今後において、他の工業団地についても考えていきたいとのことであります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について所管課ごとに申し上げます。

農林水産課所管では、北潟東や蓮ヶ浦において発生した水稻の塩害状況について

報告がありました。被害申告の面積は約32ヘクタールに達しているとのことで、今後の対応としては、農業共済の干ばつ被害として、損害補償、最大補償率70%で対応するとのことであります。

抜本的対策として、水源の転換、あるいは栽培作物の検討が考えられるとのことでありますが、坂井北部土地改良区からの水の供給等については、上限に達している受益面積を拡大することの是非や新規加入による負担金等、解決困難な問題を抱えており、早期の決着は困難な状況にあるとのことであります。

また、水稲以外の作物としては、転作作物の麦や大豆、ソバが考えられるが、早期に土壌中の塩分含有量を調査し、作付けへの影響を調査検討する必要があるとのことであります。

その他、冬場の水田に水を溜めて行う「ふゆみず田んぼ」の農法により、水田の塩分濃度を希釈するのも一策として考えられるとのことであります。

委員からの塩害の原因としてはどのようなことが考えられるかとの問いには、異常気象はもとより、海水が上昇したことや鹿島の森周辺の浚渫、日の出橋のスパーンが広がったことから、塩水が遡上しやすくなったこと、加えて、水稲に影響を与える塩分濃度にかかわらず、揚水していたことにも起因しているとのことであります。

また、委員からは、被害に対しては農業共済の損害補償での対応とのことだが、市の支援はないのかとの問いには、同じ場所で被害のない水田もあり、生産者の水管理に起因することも考えられたため、市として財政的支援は考えていないとのことであります。

また、坂井北部土地改良区からの水の供給について、これまで坂井北部土地改良区に対して多額の市費を投入していることを考慮し前向きに検討するよう土地改良区に要請してほしいとの要望がありました。

次に、農業者労働災害互助制度の条例化を坂井市と歩調を合わせ、12月議会への上程に向け事務を進めているとの報告がありました。

委員からは、条例案は生計同一親族を含む個人と農業生産法人の雇用契約による従事者を対象者としていることから、これまでの互助制度と同じく、親族等の作業手伝いも対象とすべきとの意見がありました。

次に、観光商工課所管では、予定される工場立地状況について、平成19年10月に操業しているモーショントラストのほか、5社が増設又は増設見込みとの報告がありました。

委員からは、自動車部品関係の経営状況は厳しいと聞き及んでいるが、自動車部品の製造に係る工場増設計画が中止となるようなことはないのかとの問いには、この企業は多面的に事業を展開しており、次世代の環境に配慮した自動車の部品製造を試験的に行う工場増設であり、将来的には期待がもてる事業とのことであります。

次に、建設課所管では、住吉街区公園、新用街区公園および新街区公園の整備にあたって、公園のあり方についてワークショップを4回ほど開催し、市民の意見を取り入れていくとの報告がありました。

委員からは、ワークショップの構成メンバーはどうなっているのかとの問いには、それぞれの公園について参加者を募った結果、住吉街区公園7名、新用街区公園3名、新街区公園10名の応募があったとのことであります。

また、公園の維持管理はどのように考えているのかとの問いには、他の都市公園は1平米あたり25円で地元で管理をお願いしていることから、これらの公園につ

いてもそのようになるとのことであります。

次に、上下水道課所管では、権世川に架かる上水道送水管が県道中川松岡線のバイパス工事の支障となるため、県補償工事として柵橋に添架するとの報告がありました。

委員からは、近くに劔岳地区の農業集落排水処理場があるが、後年度負担を軽減するため、今回の工事に併せ農業集落排水を公共下水道に接続する下水道管布設を検討してはどうかとの意見がありました。

次に、芦原温泉上水道財産区では、平成20年度の給水状況について、ガソリン価格高騰に伴い観光客や宿泊客の減少により給水状況は依然として厳しく、今年4月に料金改定を行い、黒字を見込んだ当初予算となっているが、このような状況が推移すれば赤字も覚悟しなければならないとの報告がありました。

委員からは、このような状況の中、また、市の上水道料金に比べ安いことから、料金改定も考えなければならないのではないかと問いには、大幅な赤字となれば料金改定も考えなければならないと思うが、小幅な赤字であれば積立金等で対処するとのことであります。加えて、料金改定の時に、今後は3年毎に料金見直しを行うことを決めていることから、来年値上げすることは難しいとのことで、現在は推移を見ながら、できるだけ支出を節減していきたいとのことであります。

また、委員からの企業新設に対する施設能力はどうかとの問いには、現在、配水量は1日4,000トンで、施設能力は15,000トンあるため、十分企業の受け入れは可能とのことであります。

最後に、「平成20年度社団法人全国シルバー人材センター事業協会の定期総会決議に係る要請」について申し上げます。

この要請は、シルバー事業の運営には、高齢者の幅広い希望、地域のニーズや特色に沿ったきめ細かな対応が必要とされ、その経費を事業の実施に伴う事務費収入等のみで賄うことは難しい状況にあることから、経費の補助や公共サービス部門でのシルバー事業の活用などに対する支援、協力を要請されたもので、全員異議なく賛同できるものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査結果と審査経過の概要を申し上げ、産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

教育厚生常任委員長、関山博夫君

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育厚生常任委員長、関山博夫君

7番（関山博夫君） 議長のご指名がありましたので、教育厚生常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月2日の本会議において、教育厚生常任委員会に付託されました案件を審査するため、9月12日に委員会を開催しましたので、慎重に審査をいたしました。その結果についてご報告申し上げます。

以下、審査の過程で論議されました、主な事項について申し上げます。

まず、議案第79号 平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）について、各所管課ごとに申し上げさせていただきます。

福祉課所管では、委員から、障害者福祉マップ作成の事業費170万円について坂井市と共同で作成する部数と、配布先についての問いがありました。理事者からは、1万部を作成し、配布先の内訳は、両市の障害者数があわら市では、約2,00

0人、坂井市では、約5,000人で、その合計約7,000人分の約7,000部を発行するわけでございます。その他、各福祉サービス事業所、相談支援センター等へ約3,000部を配布し、その事業費の中には、その郵便料も含まれているとの答弁がありました。

健康長寿課所管では、委員から、バスの修繕でございますが、エアコンの修理についてでございます。19年間も使用している古いバスは、ガソリンも多く使用されるわけでございます。今後も修繕費がかかると思われ、買い替えする考えはないか、又、買い換えるのであれば、環境に優しいエコカーに導入できないかとの問いがあり、理事者からは、日ごろの管理が良く19年間も使用することが出来た。今後は、民間委託を含め検討したい。なお、エコカーについては、車両価格がまだ高くて、もうしばらく購入時期を待ちたいとの答弁がありました。

教育総務課所管では、委員から、学校評価 実践研究事業について、この事業導入の目的について、又、評価を公表する方法についての問いがあり、理事者からは、国の指導により義務規定になったこの評価は、第三者的な立場の方にも、その評価を依頼し、アンケート等を通じ、学校が自らを評価すると共に、地域に開かれた教育を目指すことを目的としている。また、公表する方法は、各学校の広報紙、ホームページを活用するとの答弁がありました。

また、委員から、事務が増え、先生が生徒と触れあえる時間が少なくなるので民間委託も検討してはどうかとの意見があり、理事者からは、本事業の導入により先生方の事務負担が増えないような配慮をすると共に、臨時職員一名の配置を行い、本評価事業に関する事務はその職員で対応したいとの答弁がありました。

委員から、小学校の英語教育について、積極的に取り組む考えはとの問いがあり、理事者からは、新学習指導要領では、コミュニケーションがとれる英語が主体になり、英語に親しみをもってもらえるような授業内容になっていく。今は、モデル事業として、本荘小学校と金津東小学校で実践、研修しているが、これかの結果を元に将来は、全ての小学校で英語教育を取り入れていきたいとの答弁がありました。委員から、金津小学校PTAへのICカードリーダー設置補助について、他の学校からの要望はないかとの問いがありました。理事者からは、金津小学校のシステムが好評であれば検討したいが、現段階では、昨年市内のそれぞれの小中学校に導入した連絡システムを活用したいとの答弁がありました。

議案外では、委員から、子ども110番の家の看板設置について、家の前にただ看板を設置しているだけで、連絡会やネットワークづくり等の連携がされていないのではないかと意見がありました。理事者からは、早急に検討し対応出来るようにしたいとの答弁がありました。

次に議案第80号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については特段質疑もありませんでした。

次に議案第81号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

委員から、返還金156万9,000円の要因は何かとの問いがあり、理事者からは、今回の補正は、平成19年度老人医療費分の国、県への清算金であるとの答弁がありました。

次に議案第82号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号）についてでございます。委員からは、理事者側も他の自治体への視察研修を行い、業者の言いなりにならないよう調査、研究をお願いしたいとの要望があり

ました。また、委員から、耐震改修する建物の面積、工事費がどれくらいになるのか、今回の事業で全て耐震診断は終了するののかとの問いがあり、理事者からは、今回、施工する面積は、建物、廊下部分を含め約803㎡でありまして、事業費は、現在、デイサービスセンター施設が特別養護施設の食堂と兼用になっている為非常に使いにくく、施設を旧食堂と厨房へ移設するため、その費用を含め1億2,000万円を見込んでいるのであるということでございます。耐震診断は、養護老人ホーム施設部分を、平成22年度に設計し、23年度に施工したいとの答弁がありました。

次に議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。委員から、金津雲雀ヶ丘寮の運営を社会福祉協議会に指定した場合、余剰金の取り扱いについての問いがあり、理事者からは、公債費、土地借上料を除く余剰金2分の1を市へ納入し、残りの2分の1は、緊急に修繕費が必要になった場合等に対応するため、社協独自の雲雀ヶ丘寮運営基金へ積み立てる。なお、修繕費は100万円までは指定管理者が負担し、100万円を超えた分は市が負担するとの答弁がありました。委員から、市は、どこまで運営、管理について関与できるのかとの問いがあり、

理事者からは、市と社協の関係は、金銭的にも人事の面でも非常に濃厚な関係にあり、社会福祉法人ではあるが、公的機関の意味合いが強く、そういった関係のなかで相談・助言・指導を行って参りたい、将来の運営についても、老人の数が減ってくる可能性もあり、運営が悪化することも考えられ、その場合には、市が支援することもでき民間に任せるよりは安心できるとの答弁がありました。

委員から、指定管理者へ移行する期限が来年4月まであり、もっと協議をするべきとの意見があり、理事者からは、現在働いている臨時職員を早く正職員として安心させたい。又、40床を増床した施設の職員をできるだけ早く募集し、満床にするためにも急ぎたいのであるという答弁がありました。

また、議案外では、金津創作の森の運営や管理についてであります。

金津創作の森につきましては、委員からは、非常に活発な議論が交わされたということもご報告申し上げます。質疑終了後、理事者退席後、討論に入りましたが、付託されました案件、議案4件、ちょっと省略させていただきます。第79号、80号、81号、82号は、いずれも原案どおり全員一致で可決することに決しました。ただ、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について、についてでございますが、委員からは動議が出され、継続して審議したいとの意見がありましたので、まず、継続審査にするかどうかについて採決をさせていただきました。継続審査とすることに賛成者3名、反対者3名で同数になり、委員長裁決により採決を執ることに決しました。その後、87号、原案をですね、採決した結果、原案に対して賛成者3名、反対者3名で可否同数となりましたので、委員会条例17条の規定により、第87号を委員長裁決可とするとし、原案どおり可決することに決しました。また、協議事項について申し上げます。提出されておりました地域医療を守る意見書については、継続して協議することに決しました。

以上、教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査とその過程そして、結果につきまして、ご報告を申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

議長（東川継央君） 傍聴人に申し上げます。議場内は、傍聴規則により飲食の禁止となっております。絶対に慎むように願います。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、40分より再開いたします。
(午後3時25分)

議長（東川継央君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
(午後3時41分)

議長（東川継央君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これから、日程第2から日程第8までの討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第79号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第79号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第79号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第3号）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第80号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第80号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第80号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第81号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第81号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第81号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第82号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計

補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第82号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第82号、平成20年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第85号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第85号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第85号、あわら市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第86号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第86号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第86号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君

5番（山口峰雄君） 議長のお許しが出ましたので、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定について、賛成の意見を申し上げ、皆様の賛同を得たいと思います。

あわら市の金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者として、あわら市社会福祉協議会を指定

することに賛成するものです。理由は、まず、待遇格差を是正せなアカんと、これは、あわら市になってから5年、その前に金津からも入れれば、おそらく、金津はいつ頃から問題があったんか分かりませんが、10年近くなるんじゃないかと思えます。その間、その従業員、職員は要するに根本的な解決を先送りして、ずっと来たわけです。正職員と嘱託職員との格差是正による確執、トラブルが続いてきたようです。嘱託職員にしてみれば、「もう、待てません」の心境、従って一日でも早く解決すべきだと、こういう具合に思います。そこで、その9月14日の県民福井の特報を見ますとですね、各自治体は、ワーキングプアーというような題して、全国での自治体での状況が述べられております。ワーキングプアーというと、民間の会社だと思っておりましたけれど、これをみますと、現在の雲雀ヶ丘寮の状況は、まさにこれと、ぴったりの問題だと思えます。雲雀ヶ丘寮の職員は、ワーキングプアー、過酷ワーキングプアー、雲雀ヶ丘寮の嘱託職員についてですけど、それにずっと、非常に泣いてきたと言っても過言じゃないと思えます。東京都の荒川区では全国に先駆けて非常勤職員を対象にした昇進昇給制度を導入したと、ところが、それに総務省からの雇用の継続化になるからだめだと問題があるというクレームがつかしました。非常勤の契約は、地方公務員法によりますと、半年更新ですかね、しなければならぬとされており、非常勤職員は常に雇用の不安にさらされるようになっております。ところが、昇進とかいうものが前提になりますと継続しようというようなことになり、非常に問題にであるという指摘であります。だから、今のままだと、雲雀ヶ丘の職員は最初、私も何か少し上げてあげればいいと安易に考えておりましたけれど、やはり、市の職員としてでは、そういう法的制約があるものと思えます。40床増床して、格差があるために本年も辞めております。それで、指定管理者により、民間に委託すれば正規職員になり、この問題、民間といいますと、今の社協に任せれば、待遇格差はなくなり、昇進昇給ができると、能力に応じでだと思えます。そうしますと人件費が増大して立ち行かないというような意見もありますけど、これはやはり、他の介護なんかと比べて極端に高くすると当然、立ち行かなくなりますけれど、他の介護施設なんかと同じにすれば、非常に行けるんじゃないかという具合に思いますが、早く待遇格差をなくすように、一日でも早くしなければならぬと、そうしないとですね、今から職員の募集を始めないとなかなか来年の4月までに職員をそろえて、ただえさえ辞めるのでありますからやっていけないと、特に新卒者なんかも応募していただくことを考えると、もう遅いのではないかと、もう皆、他の所に決まっているんじゃないかという具合に思えます。それで、もう一つですね、委託先をもっと細部まで社協のこととかどんなになるか決めないかという意見もあります。委託先を決めるのが先か細部まで認識するのが先かということになりますけれど、とにかく、どこへお願いするかと決める前に細部を決めるというのは、非常に難しいんじゃないかと、これは相手があることだし、相手と相談しないとできない、相手にとってみれば家へ来るかどうかわからないのにあまり真剣に考えても指定されなきゃないってということも有り得るわけですから、そういうことを考えるとまあまあということになるんじゃないかと、だから、協定書の内容とか相手先がはっきりどこどこへ指してやると、お願いするということが決まらぬと本格的な話し合いはできないと、本格的にどうするこうするということは、それからだと思えます。その内容が今後不備であれば、相手先が決まっても、それなら変更してもらおうと、お互いに話し合いで変更してもらえようにできると思えます。先ほど、委員長の報告にもありましたように、市と社協とは、

非常に濃厚な関係があるという具合に報告されておりますので、とにかく、社協に社会福祉協議会に決めてしまえば、社協も非常に熱心に考えてやってくれれば、これからその話し合いを細かく詰めて、詰める時には、また、我々と相談していただければならないか、とこういう具合に思ひまして、とにかく、早く今この段階で決めないと、もう段々先延ばしと、先ほども申しましたように、もう10年近くなっているんですから、一日でも早く決めるということで、今回、提案された社協へ指定管理者として指定することについて、皆様のご賛同を一つよろしく願いまして、賛成の討論とさせていただきます。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより議案第87号を採決します。

修正動議の提出

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 8番、向山信博君

8番（向山信博君） 8番、市政会、向山、議案第87号につきまして、動議を提案いたします。

市長は、相当、長い間の審議があったとして、本定例会の二日目に急遽この件について提案されました。

私といたしましては、雲雀ヶ丘寮を指定管理者として社会福祉協議会を指定したいという、先日、市長の意向として新聞発売以降、所管委員会としての審議は、これまで2回でございます。その審査は、12日の1回のみでございます。

私は、指定管理者として、社会福祉協議会に指定することについては、決して反対ではございません。しかしながら、実際に雲雀ヶ丘寮の運営の指揮を執る直接の管理者の選任や、その選任の方法、社会福祉協議会の理事の選任等々について、まだまだ詳細について、議会の意見が反映されるという確証がございません。従って、皆様の心配される雲雀ヶ丘寮で働く正職員、嘱託職員の格差、そして、また身分保障について、そして、また特別養護ホームの満床についてもその対策について、急務であるという心配は十二分に承知をしております。しかしながら、スタートは来年の4月でございます。今ほど、賛成意見でございましたがけれども、十分に間に合う期間がございます。私は市民に付託された議員として、この意向に反対するわけではございませんけれども、中身をきちんと精査して、寮で働く人、そして、また寮で介護をしていただく人が安心して任せられる指定管理者をきちっと議会として求めなければならない、そのためにも、今しばらくの審議が必要であるというふうに考えまして、この案を提案するわけでございます。

従って、審議不十分として、この審査の継続を提案いたしますので、同僚各位のご同意をお願い申し上げまして、私の動議の提案理由とさせていただきます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 只今、向山信博君から議案第87号については、継続審査とすることの動議が出されました。この動議は、2人以上の賛成者がおりますので、成立しました。

議案第87号を継続審査することの動議を議題として、採決します。

この採決は起立によって行います。

議長(東川継央君) この動議のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立、少数です。従って、議案第87号を継続審査することの動議は否決されました。

議長(東川継央君) 次に本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立多数です。

したがって、議案第87号、公の施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 日程第9、議案第88号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任についてを議題とします。

議長(東川継央君) 本案について提案理由の説明を求めます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第88号「芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、芦原温泉上水道財産区管理委員を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

現在、財産区管理委員に欠員が生じているため、あわら市舟津第43号26番地、山口透氏を、委員に選任いたしたいので、この案を提出するものであります。

山口氏は、人格、識見ともに財産区管理委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 本案に対する質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっています議案第88号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第88号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意されました。

議長（東川継央君） 日程第10、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

議長（東川継央君） 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 6番、北島 登、議長のご指名がありましたので、発議第5号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

地方分権の推進、少子高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

しかしながら、国が進める地方財政の削減は、地方自治体の役割を果たすには限界となっています。

このようなことから、深刻化する地域間格差の是正と公共サービスの充実に向け、地方税の充実強化、国が果たすべき財源保障に必要な財源を確保し、地方分権の理念に沿った自治体運営ができるよう地方財政の充実と強化を求めるものであります。

所定の賛成者を得て提出させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています発議第5号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） これより、発議第5号を採決いたします。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、提案のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長（東川継央君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定いたしました。

議長(東川継央君) 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定いたしました。

常任委員会の閉会中の特定事件調査の件

議長(東川継央君) 日程第12、常任委員会の閉会中の特定事件調査の件を議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長(東川継央君) お諮りします。

総務常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議の宣言

議長(東川継央君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長(東川継央君) 一言、閉会に当たりご挨拶をいたします。本定例会の9月2日に開会をいたし、本日、最終日ということでご提案をいただいております案件すべて、可決というような、たいへん議員の皆さんのこれまでの会期中いろいろな審議を通じてのこの結果ということで、私もからもたいへん感謝を申し上げます。今ほどの追加上程で提案されておりました雲雀ヶ丘寮の指定管理者の件でございますけれども、先ほどの委員長報告、また賛成討論、また動議での提案、それぞれ立場からの議論がこの間、長い間、議会と理事者の間で繰り広げられて来ておりました。

これひとえに、やはりあそこに入所する入所者の皆さんが、本当に安心して生活ができるそういった環境づくりに対して、それぞれの観点からのやはり不安な点、そういった議論の流れがこれまでの経緯であり、本日の結果ではないかなとこのように思っているところでございます。これまで、議会側としてもいろいろな、提案なり、心配すること等々、理事者に対して申し上げてきたと思っておりますけれども、ここに決定をいたしました以上は、やはり早急にそういった不安材料を除いていただいて、一日も早く初期の目的が達成されるよう願うものでございます。また、今一つ

は、総務常任委員長の報告にもありました、たいへんな残念な入湯税の問題でございますけれども、やはり事実は事実、いろんなことがあろうかと思っておりますけれども、議会の大方の総意ということが先ほどの委員長報告の流れではなかったかなとこのように思っているところでございます。

本当に大きな市民の関心もある案件ですし、また、業態者の健全な経営をされている皆さんの努力、そういったことに関しても今後一層、透明感を持ち、その税の公正公平という観点をやはり、市民に理解をいただくような取り組みを願うところでございます。そういったいろいろな問題、また中学校問題等々ございますけれども、本当に、十分に議会の意見にも耳を傾けていただいて、やはり、お互いに十分理解をした上で、やはり市民のためになるように一日も早くスピードを持って、それぞれの課題に対処をしていきたい、また、していただきたいとこのように願うところでございます。一言、申し上げさせていただいて、閉会に当たり、これまでの皆さんのご協力に感謝を申し上げ、一言ご挨拶に代えさせていただきます。

本当にご苦労さまでした。ありがとうございます。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 第33回あわら市議会定例会が閉会されるにあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄何かとご多用の中、提案いたしました各議案につきまして、連日慎重なるご審議を賜り、妥当なるご決議並びにご承認をいただきましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

会期中、一般質問並びに各議案の審議を通じ、いろいろとご指摘、ご意見を頂きました事項につきましては、今後の事業執行に反映させて参りたいと考えております。

さて、前定例会で報告をいたしました入湯税の未調定問題であります。この事案は、行政に対する信頼を損なう重大な事案であり、市民のみなさまを始め、関係各所に大変なご迷惑をおかけいたしましたところであり、この場をお借りいたしまして、改めて深くお詫びを申し上げます。

なお、この件につきまして、本日19日付で、関係職員の処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。

処分対象者は、平成12年度から平成19年度までの直接の担当者及びその上司であったもの8名であります。このうち、私が任命権者であります6名につきまして申し上げます。

処分理由は法令等遵守義務違反であり、処分内容は、戒告処分が3名、訓告が1名、厳重注意2名であります。

事案に対して、戒告というのは非常に重い処分であると考えておりますが、この事案が関係各所に与えた影響を考慮し、決定いたしましたものであります。

また、残りの2名につきましては、私の方では処分ができませんので、今、申し上げた内容を当該職員の任命権者あてに通知いたしております。

なお、今後、2度とこういった問題が発生しないように、次のような対応策をとることといたします。

まず、職員については、今一度、法令遵守意識を徹底させるため、コンプライア

ンスに係る研修を行います。

次に、組織については、監査委員事務局の職員を議会事務局の職員の兼任としている現在の体制を改め、担当職員の専任化あるいは監査部門の独立化などにより事務監査体制を充実いたします。

最後に、税務システムにおいては、現在、台帳方式の手処理によって行われている入湯税に係る事務を、速やかに、他税目とのシステム共通化を図り、関係職員が相互にチェックできるものに改めます。

このほか、これまでの監査委員及び議会からご指摘を頂いたことにつきましては速やかに実施するとともに、再発を防止するために必要な対策はすべて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後になりましたが、9月半ばをすぎ、朝夕はめっきり涼しくなったものの、日中は暑い日が続いております。

議員各位におかれましては、くれぐれもお体をご自愛いただきますよう、心からお祈り申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（東川継央君） これをもって、第33回、あわら市議会定例会を閉会します。
(午後4時17分)

地方自治法第123条の規定による署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員